

千葉商大紀要

第62巻 第1号

2024年7月

論 説

- スマホネイティブの ChatGPT と機械翻訳に対する意識についての分析
 酒 井 志 延 (1)
 大 勝 裕 史
 加 藤 澄 恵
 土 屋 佳 雅 里
- 認知意味論のカテゴリー観と意味変化 (5)
 —意味変化の普遍性— 松 本 理 一 郎 (15)
- マックス・ヴェーバーにおけるカリスマ概念の初期用例 (上)
 —『プロ倫』におけるツインツェンドルフと現世拒否のパラドックス—
 荒 川 敏 彦 (33)
- サステナブルでウェルビーイングな都市とはどのようなものか?
 田 中 信 一 郎 (49)
- New Representations of Perfect Numbers Using Divisor Functions
 長 尾 雄 行 (69)
- 富士ゼロックス不正会計事件の事例研究 樋 口 晴 彦 (77)

千葉商科大学国府台学会

(通巻200号)

執筆者紹介

酒井志延	英語教育学	千葉商科大学	名誉教授
松本理一郎	言語学	千葉商科大学	名誉教授
荒川敏彦	宗教社会学	商経学部	教授
田中信一郎	公共政策	基盤教育機構	准教授
長尾雄行	数理科学	政策情報学部	准教授
大勝裕史	アメリカ文学（映画論）・ 英語教育学	基盤教育機構	准教授
加藤澄恵	英語教育学	基盤教育機構	非常勤講師
土屋佳雅里	英語教育学	東京成徳大学	准教授
樋口晴彦	経営学 （経営論理・リスク管理論）	警察庁長官官房人事課 （警察大学校兼務）	人事総合研究官

[論 説]

スマホネイティブの ChatGPT と機械翻訳に対する 意識についての分析

酒 井 志 延 大 勝 裕 史 土 屋 佳 雅 里 加 藤 澄 恵

1. 研究の背景

1.1 研究の着想

「スマホはいま人類にとって当たり前だから勉強するためには（スマホを使って）理解することが大切だと思ったから」。これは本研究のアンケート調査において、大学新入生から返ってきた言葉である。スマートフォン（スマホ）は iPhone と Android が 2007 年に発表されて以降、世界中に普及した。スマホネイティブ世代といえる、2024 年度に 19 歳を迎える大学新入生に適した外国語教育は何だろうかと考えたことが、本研究への切っ掛けである。

その外国語教育の一つが、スマホで簡単に翻訳できる機械翻訳（Machine Translation; MT）の機能に関わることは間違いない。著者の酒井は、長年、難関大学の英語熟達度が高くないクラスで非常勤教員として英作文を指導してきた。高い知性を持つにもかかわらず、長年、自分の英語の熟達度の低さに葛藤を抱えている受講生が多かった。そこで、MT の中でも、2016 年にニューラルネットワークの導入により精度が格段に向上した Google 翻訳の使い方を授業で指導した。すると、Google 翻訳を使って英文エッセイを書きあげた受講生が「自分も英語の文章が書けるんだ」と大喜びをした。その感激を見た経験を踏まえ、2021 年に当時の本務校で 1 年生の必修英語を担当する時に、MT を使って英作文をする方法を指導することにした。当時の受講生の MT に関する意識をいくつか紹介する（酒井他、2022, 7-8）。

- ・前までは MT を使うのはあまり勉強にならないと思っていましたが今日でその考え方が間違っていることに気がつけました。
- ・以前は、学習の中で MT を利用することはいけないことだと考えていた。今は、使い方や利用する際の考え次第で外国語を身につけるための役に立つと考える。
- ・高校生の時までは、MT は利用してはいけないものと言われ続けていた。理由は、勉強にならないからだった。
- ・今回の授業はコンピューターを利用しての英語学習、さらに MT を利用するという今までではまずありえない学習方法に衝撃を受けた。そんなことをしたら今までより遥かに思考能力が落ちるのではないかと不安にもなった。しかしテストでの能力が落ちるのではないかと不安にもなった。しかし「テストに使ってはいけない」とか、「使用目的によって適したものが変わる」といった、この一見したら至極当然な説明によっ

て、初めて MT の価値に気付けた。

- ・授業を初めて受け、まず、MT への考え方が変化した。これまでの私の考えは、目標が英検取得や受験で良い点数をとることだけだったために、MT に頼ってはいけな
い、自分で解釈し学ぶべきである、というものであった。しかし、今日の講義を聞き
このグローバル化の世の中で有利になっていくためにも、知識や自分の視野、そして
能力を高めるためにも MT を活用し多言語を身につけることは大切だという考えに
なった。

このように、学生は本講義において MT の使い方の指導を受けるまで、MT の使用は「学習にならない」「いけない」と思っていたことが分かる。しかし、MT が英語学習に役立たないと受講生が思い込んだ理由の一つは、受講生が高校までの授業で MT の利用方法について適切な指導を受けていなかったことにあるのではないかと推察される。単語レベルではなく、ある程度の長さを持つ日本語の文を MT に適切に訳出させるためには、MT を使いこなす技術が必要である。受講生の感想「翻訳したい文章をそのまま入力していたため、正確に翻訳されなかった。講義を受けて MT をうまく使いこなせていなかったのだと気づいた」からも、そのことが分かる。

1.2 MT に関する大学新入生の意識と実態

MT を英語学習に活かす指導法を考えるために、大学入学直後の新入生に対して、意識調査を 2022 年度から 3 年にわたり 16 項目の調査を実施した。実施校は、本研究担当者が常勤または非常勤として勤務している大学 4 校である。可能な限り、平均的な大学 1 年生の実態を把握したいと考えた。調査した学部は、ビジネス関係学部、(英語専攻をのぞく) 教育学部、保育学専攻学部、歯学部である。調査人数 2022 年度 328 名、2023 年度 409 名、2024 年度 436 名である。礼儀上学校別の比較調査はない。本研究では、紙幅の関係から調査の一部の結果と分析を紹介する。以下に調査の質問と回答数を示す。各表の数字は人

表 1 「機械翻訳を知っていますか？」に対する回答

	2022 年	2023 年	2024 年
知っている	321 (98.0)	394 (96.3)	427 (98.1)
知らない	7 (2.0)	15 (3.7)	9 (1.9)

表 2 「機械翻訳を使ったことがありますか？」に対する回答

	2022 年	2023 年	2024 年
使ったことがある	306 (93.0)	378 (92.4)	408 (93.6)
使ったことがない	16 (5.0)	31 (7.6)	28 (6.4)
無回答	6 (2.5)	0 (00.0)	0 (00.0)

表3 「機械翻訳の使用について、どのように思いますか？」に対する回答

	2022年	2023年	2024年
よいことだ	155 (47.3)	221 (54.0)	234 (53.7)
どちらかというといよいことだ	97 (30.0)	97 (27.3)	133 (30.5)
どちらとも言えない わからない	66 (20.1)	71 (17.4)	59 (13.5)
どちらかというとい悪いことだ	10 (3.0)	16 (3.9)	10 (2.3)
悪いことだ	0	4 (0.98)	0

調査人数 2022年度 328名, 2023年度 409名, 2024年度 436名

数を, () はパーセンテージを示している。

2023年度に4名, 2024年度に2名, 「知らない」と回答している学生(表1)は, 次の質問(表2)では「使ったことがある」と回答しているので, MTを使っていながら, 「機械翻訳」という言葉を知らなかった可能性が高い。

【表1から表3までの結果についてのコメント】

MTについての大学新入生の意識として, 表1「機械翻訳の言葉を知っていますか?」および表2「機械翻訳を使ったことがありますか?」の調査では, 3年間での変化はないが, 表3「機械翻訳の使用について, どのように思いますか?」では, 「よいと思う」「どちらかというといよいと思う」の肯定派の数が, 70.3% (2022年度), 81.3% (2023年度), 84.2% (2024年度)と徐々に高くなっている。新入生のMT使用に対する肯定感は年々高まっている。

1.3 どのソフトやアプリを使用しているのか。

この質問に対して3年間の回答傾向はほぼ変わらないので, 2024年の調査結果を紹介する。質問は, 「『使ったことがある』と回答した方にお尋ねします。どの機械翻訳を使用しましたか? (いくつでも)」である。

表4 回答傾向からMTをスマホのカメラで使っている者(MTの初心者と思われる者)の回答

n=31

スマホの翻訳アプリ(カメラ), Google翻訳	15名
スマホの翻訳アプリ(カメラ)	6名
スマホの翻訳アプリ(カメラ), DeepL	10名

【表4から表7までの結果についてのコメント】

機械翻訳を使うためには, ウェブにアクセスするかソフトをダウンロードしなければならないPCと異なり, スマホには翻訳アプリが予めインストールされている機種が多いので, 自分が何のアプリを使っているか把握していない学習者も少なからずいた。カメラ使用が中心の学習者は, 外国語の語や文をカメラで撮影し, 意味を確認することが主な活動

表5 回答傾向から MT をスマホで使っていると思われる者の回答

n=217

スマホのアプリ (文字)	27名
スマホのアプリ (文字) + Google 翻訳	52名
スマホのアプリ (カメラ) + DeepL	2名
スマホのアプリ (文字) + DeepL	2名
スマホのアプリ (文字) + Google 翻訳 + DeepL	11名
スマホのアプリ (文字) + PC の他の翻訳ソフト	3名
スマホのアプリ (文字+カメラ)	21名
スマホのアプリ (文字+カメラ) + Google 翻訳	78名
スマホのアプリ (文字+カメラ) + Google 翻訳 + DeepL	21名

表6 回答傾向から MT を PC で使っていると思われる者の回答

n=108

Google 翻訳 のみ	84名
Google 翻訳 + DeepL	15名
DeepL のみ	9名

表7 回答傾向から MT を用途に応じて使っていると思われる者の回答

n=53

PC のアプリ	2名
PC のアプリ + スマホのアプリ (文字)	1名
PC のアプリ, スマホのアプリ (文字+カメラ)	5名
PC のアプリ, スマホのアプリ (カメラ), Google 翻訳	2名
PC のアプリ, スマホのアプリ (文字) + Google 翻訳	6名
PC のアプリ, スマホのアプリ (文字) + Google 翻訳 + DeepL	5名
PC のアプリ, スマホのアプリ (文字+カメラ) + Google 翻訳	17名
PC のアプリ, スマホのアプリ (文字+カメラ) + Google 翻訳 + DeepL	12名
PC のアプリ, スマホのアプリ (文字+カメラ) + Google 翻訳 + その他の翻訳ソフト	3名

だろうと推察できるので、MTの初心者だと判定した。次の段階は、表5にある文字入力での学習者であろう。表6の回答者が、スマホではなくPCをメインに使って翻訳をしていると推察できるので、その数は、だいたい被験者の四分の一程度と思われる。

次に、MTの活用方法について尋ねた。2024年度の質問に、「4. 2. で『使ったことがある』と回答した方にお尋ねします。どのような状況や場面で使用しましたか?」である。「その他」の回答としては、以下のものがあつた。

表 8 学校の授業のために使用した回答

n=272

外国語（英語など）を書くために	98名
教科書に書いてある外国語（英語など）の意味を理解するために	173名
授業の予習をするために	1名

表 9 学校の授業以外の学習で使用した回答

n=139

外国語（英語など）を書くために	35名
外国語（英語など）を聞くために	6名
外国語（英語など）を話すために	14名
書いてある外国語（英語など）の意味を理解するために	71名
留学生なので、日常生活で使うために	13名

- ・オーストラリアに行ったときに使った。1名
- ・英語を喋れるので、できない漢字とかを英語に翻訳します。（トロントからの韓国人留学生）1名

【表 8 と表 9 の結果についてのコメント】

執筆者の酒井は、2019年にドイツでの学会に参加した。そのとき、夕食のために、レストランに入った。たまたま、英語のメニューが無かったのでドイツ語のメニューを渡された。読めなくて困ったので、スマホでカメラ入力による翻訳を試した。ドイツ語のメニューにスマホをかざすと、日本語が浮かび上がってきた。問題なく料理を注文することができ、「こんなに便利なんだ」と驚いた。この例からもわかるように、スマホを使って外国語を理解することは、カメラ入力であれ、文字入力であれ簡単にできる。だから、新入生が高校時代に、勉強のために、スマホを活用していた実態は首肯できる。

1.4 教員の姿勢についての推察

現在の英語教育では長文読解指導が重視されている。若干減少したとはいえ、検定教科書を見ると、各章に長文が掲載されているので、授業では、教科書の英文の意味を受講者に確認させる教育が一般的だろうと推察できる。英語教員の中には、簡単に長文の意味が分かってしまう MT の使用を好まない者も少なからずいる。生徒の MT 使用を制限することもあるだろう。そのことは前述した新入生の感想からも窺い知ることができる。中学校や高校の教員の考えを直接知ることは難しいが、新入生に対する調査から、彼らが中学校や高校に在籍中に受けた指導を浮かび上がらせることができると考えた。そこで、以下の質問を用意した。「『使ったことがある』と回答した方にお尋ねします。中学校や高校の先生に注意された経験がありますか？」である。

表10 MT使用を注意された経験の有無

	2022年度	2023年度	2024年度
ある	75件 (24.5)	90件 (23.7)	79件 (19.1)
ない	232件 (75.5)	290件 (76.3)	335件 (80.9)
	307件 (100.0)	380件 (100.0)	414件 (100.0)

表11 注意された理由の有無についての回答

	2022年度	2023年度	2024年度
注意の理由があり	35件 (48.6)	32件 (42.1)	23件 (36.5)
注意の理由がなし	37件 (51.4)	44件 (57.9)	40件 (63.5)
総件数	72件 (100.0)	76件 (100.0)	63件 (100.0)
被調査者数	328名	409名	436名

【表10と表11の結果についてのコメント】

表10について、MT使用を注意された経験が「ある」という回答が少ないのは、高校生も教員の眼を窺いながらMTを使用するからかもしれない。興味深いのは、3年間にわたり、教員からの注意が減少していることである。そこで、その注意の内容によって教員の考えが推察できるのではないかと考え、次の質問を用意した。「『注意された経験がある』と回答した方にお尋ねします。どのように注意されたか、具体的に聞かせてください」である。注意を受けた際に、その注意に理由があるかないかで分類した。

表11にある注意する理由は、大別すると、「MTの使用は学力の向上につながらない」、「MTの訳は間違っていることが多い」の2点に集約される。回答の結果から、明らかに、理由ある注意が減少している。進化したMTを教員も使用するだろうから、その経験で、「MTの訳は間違っていることが多い」という考えが否定されつつあるからであろう。そのため、教員の注意する姿勢が弱くなっていると考えられる。もう一つの理由「MTの使用は学力の向上につながらない」は、大学入試を念頭に置いた高校の英語教育に関わっている。大学入試では、MTどころか辞書さえも使用できない。その状況が変わらない限り、独力で、大学入試が解ける英語力をつけることを目指すべきだという考えは否定できない。ただ、MTの使用が学力の向上につながらないかどうかは今後の検証が必要である。

2. ChatGPT (生成 AI) について

2.1 ChatGPTの使用と指導についての調査結果

2022年の秋頃から、ChatGPTという言葉が、世間でバズワード(流行語)になってきた。そこで、2023年度の調査から、ChatGPTについての調査項目を入れることにした。

【表12と表13の結果についてのコメント】

表12から、2024年度は前年と比較し、ChatGPTの使用者の数が約5倍に増えた。2023

表 12 ChatGPT の使用と指導の有無

	2023 年度	2024 年度
使ったことがある	29 名 (7.0)	148 名 (33.9)
使ったことがない	380 名 (93.0)	288 名 (66.1)
計	409 名 (100.0)	436 名 (100.0)

使い方を指導された経験あり	調査せず	62 名 (14.2)
使い方を指導された経験なし	調査せず	374 名 (85.8)

表 13 指導の有無別にみた ChatGPT を学習に使うことに対する意見

指導された経験あり 計 62 名	良いと思う	13 名 (21.0)
	どちらかというと思う	15 名 (24.2)
	わからない	14 名 (22.6)
	どちらかというと思う	10 名 (16.1)
	良くないと思う	10 名 (16.1)
指導された経験なし 計 373 名	良いと思う	93 名 (24.9)
	どちらかというと思う	67 名 (18.0)
	わからない	150 名 (40.2)
	どちらかというと思う	53 名 (14.2)
	良くないと思う	10 名 (2.7)

「指導された経験が無い」という回答者で 373 名の他に一人、「面倒くさい。自分のペースでやりたい」が 1 名いた。

年度前期には各大学が ChatGPT の使用ガイドラインを発表した。そこで高校でも生徒の ChatGPT 使用に関して指導がなされたかを質問項目に入れた。10%以上の回答者に指導された経験があった。高校の設備等を考えると、ChatGPT の指導は PC が頻繁に使える情報科や商業科など、英語科以外で行われることが多いと思う。教科名を質問項目を入れておくべきであったと後悔した。使い方の指導を受けた学生と受けていない学生の意識の差を見るために、「ChatGPT の授業や課題での使用についてどう思いますか」と訊ねた。

表 13 の結果「ChatGPT を指導された経験なし」については、本調査を実施した 2024 年の 4 月は ChatGPT がパスワードになって間が無く、教育機関に ChatGPT を体験させる準備も環境も整っていないために、回答数が少なかったと想定される。ChatGPT 使用の肯定派は、「指導された経験あり」で 45.2%、「指導された経験なし」で 42.9%とほぼ同じである。しかし、「わからない」は、「指導された経験あり」で 22.6%、「指導された経験なし」で 40.2%と差が出ている。これは、使い方を指導されていないものに関して、良し悪しの判断はしにくいということだろう。興味深いのは、否定派（「良くないと思う」＋「どちらかというと思う」の合計）で、「指導された経験あり」の否定派の割合が、「指導された経験なし」の否定派の割合の約 2 倍であることである。そこで、「指

導された経験あり」の否定派 20 名が述べた理由を分類すると、「自分の成長がない」に該当すると思われる回答が 7 名、「ChatGPT に依存してしまう」に該当すると思われる回答が 5 名、「ChatGPT の回答が低品質」に該当すると思われる回答が 4 名、「秘匿すべきデータに対する担保がない」に該当すると思われる回答が 2 名、「他人のデータの盗用になる可能性がある」に該当すると思われる回答が 2 名であった。このような疑念についても、指導法を開発する時には留意すべきである。

2.2 グローバル化がもたらす意識の変化

外国語学習には、グローバル化が影響をもたらす。それについて、酒井は次のように述べている (2020, 53)。少し長いが、研究の主旨に関係するので引用する：

異文化との相互交流は、航空機や通信技術等の発達により今後も進む。その結果、より適したモノまたは適さないモノが取捨され、世界全体で一つの文化や技術に集約される場合が多くなる。逆に、集約される必要のないモノもある。・・・前者の例では、大国の文化や習慣が一般化する場合や、便利さなどの機能面が求められる場合に多い。例えば、男性の衣装だが、ビジネスでは、欧米の文化であったネクタイにスーツがグローバルに一般的になりつつある。電化製品や自動車なども全世界でほぼ同じ構造に集約されている。外国語教育が英語教育にほぼ収斂されているのは、大国の言語であることにより、地球規模で多くの人が使っているという実用性のためであろう。このように機能性や実用性の観点では少数に集約される傾向を持つが、集約される必要のない好みなどでは多様性が広がっていく。日本の食卓では、昔のような単調な食事ではなく、コーヒー、サラダ、パスタ、ナンやヨーグルトなど多様な食事が一般の家庭でも楽しめるようになった。

つまり、グローバル化は、いくつかの事象に集約と多様化をもたらす。言語は、1つに集約される方が国際的には便利であることは否定できない。アメリカ合衆国が、政治的にも、先端科学面においても、文化面においても、学術面においても、軍事的にも、現在の様にグローバルにトップランナーで魅力を発信し続ける限り、英語への集約は続くだろう。無論、自分たち筆者も英語教育を担っているので、英語教育が盛んにおこなわれることの恩恵は十分受けている。しかし、言語の盛衰という点で見ると、英語に人々の関心が集中すれば、衰退する言語が増える。現在まで多くの言語が消え、現在も消滅しかかっている言語が少なからずある。自分たちのアイデンティティーの象徴と言える母語が無くなっていくことは不幸としか言いようがない。このように、母語によって有利不利が生じるのは、不公平といえる。英語がグローバルな「共通語」になることは、英語を母語とせず、苦勞して習得しなければならない者にとっては不公平である。しかし、MT の進化は言語の不公平を軽減する可能性を持つ。MT を使って母語に関係なく世界中の様々な外国語を理解しやすくなること、すなわち言語の壁が低くなることは、人類にとっては僥倖と言っても過言ではない。

MT や生成 AI によって、言語学習の多様性が広がり、英語だけでなく、世界の多様な言語を簡便に学習できるようになったことを学生たちはどのように思っているのか。そこ

で、肯定派（学んでみたい）と否定派（学びたくない+どちらかという学びたくない）の意見を紹介する。

表 14 「MT や ChatGPT では、世界のいろいろな言語を学ぶことができます。授業で英語以外の言語を学んでみたいと思いますか？」という質問に対する回答

学んでみたい	168 名 (38.5)
どちらかという学びたい	133 名 (30.5)
わからない	65 名 (14.9)
どちらかという学びたくない	45 名 (10.3)
学びたくない	25 名 (5.7)
計	436 名 (99.9)

表 15 「学んでみたい」という 168 名の意見の分類

いろいろな言語に興味がある	61 名 (36.3)
国際交流に興味がある	33 名 (19.6)
自分の成長に興味がある	20 名 (12.0)
韓国または韓国語に興味がある	15 名 (8.9)
韓国や中国以外の国やその国の文化に興味がある	20 名 (12.0)
便利な機器であるから	7 名 (4.2)
中国または中国語に興味がある	3 名 (1.8)
その他	9 名 (5.3)
計	168 名 (100.0)

表 16 「学びたくない」と「どちらかという学びたくない」いう 70 名の意見の分類

能力的に無理	36 名 (51.4)
不要である	21 名 (30.0)
外国語学習に興味なし	13 名 (18.6)
計	70 名 (100.0)

【表 14 から表 16 の結果についてのコメント】

表 14 から、日常的に持ち歩いているスマホ等にある MT などを使って複言語を学ぶことができるなら、学んでみたい、またはどちらかという学びたいと回答する学生、すなわち複言語学習に肯定的な学生が回答者の半数以上だという結果は、現在の言語教育を考え直さなければならないことを示唆している。表 15 からは、複言語学習の動機付けには、他の国の言語や文化に対する興味重要だと読み取れる。特に韓国文化や韓国語が若者を引き付けている現象が窺える。筆者たちの勤務先でも韓国語履修希望者は増えている。逆に、表 16 の「能力的に無理」という意見の理由の多くは、「英語で精いっぱい」で

ある。このように思わせる英語教育にも改善が必要であろう。

3. 今後の言語教育に向けて

3.1 調査結果から

本調査の結果から、次の3点が重要であるとわかる：

- (1) スマホを使った生活が当たり前になっているスマホネイティブに、スマホやPCなどを使った言語指導法の開発と普及。
- (2) 英語で精いっぱいと言っている学習者をあきらめている学習者の救済策。
- (3) ChatGPTを含む生成AIを用いた言語指導法の開発と普及。

3.2 前項 (1) について

表8と表9から、学校での授業では、MTを「話すこと」に使っていないが、学校以外の活動では、139名の10%にあたる14名が、「話すこと」に使っている。執筆者の酒井と土屋は、学校の活動でもMTを「話すこと」に使うことが有効だろうと考えて、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が無料で提供しているVoiceTraを学生にダウンロードさせて指導を行っている。酒井はリメディアル教育対象のクラスでVoiceTraを使った指導を行っているが、非常に好評である。学生が「アルバイト先でも外国人が来店していたら今まで逃げていたが、きちんと対応できるようになった」など、VoiceTraを実際に活用した報告をしてくることもある。このように、日常でMTを用いて英語を使うような、自ら進んで外国語に触れようとする態度を養う指導方法の開発は重要である。この指導だけでも、外国語に対する意識を変えることができるだろう。その他の指導法としては、外国人にMTを使って道案内をすることなども考えられる。このように、日常的にMT（それを搭載したスマホ）を使って外国人に触れる機会を増やすことが、日本のように外国語を日常的に用いる機会がごく少ないEFL環境において、学習者の外国語学習に対する意識を変えるであろう。多くの教員で共有できるMTを使った外国語学習の指導マニュアルの開発も重要であろう。

3.3 前項 (2) について

MTと生成AIを利用する言語教育へのパラダイムシフトを構想する時に、対象とする学習者について、注意する必要がある。日経Trendy（2023）は英語力をさらに高める方法を紹介しており、その雑誌の性格もあるが、ほとんどのMTと生成AIを利用する学習方法が向学心をもつビジネスマン、つまり英語の中級および上級向けである。本調査結果でもわかるように、英語教育にあきらめをもっている学習者も少なからずいる。そのようなリメディアル学習者向けの教育について、酒井（2024）は、「日本の教育は、ペアワークなどはあるが、たいがいは35人以上のクラスでの一斉授業で、教員が文法や語彙などを授業で学ぶべきものとして提示し、会話や英作文で使えるよう指導する形式である（Presentation → Practice → Production）。AIを使うことによって、このような枠組みにはめ込む教育を、各個人が持つ学ぶ力を引き出す教育にシフトすることができる」とその実践例を示した。

3.4 前項 (3) について

生成 AI を使った英語指導例は今後、多く発表されるであろう。酒井は、中国人と韓国人と台湾人の留学生が多いクラスを指導しているので、授業資料に、中国語（簡体）訳と韓国語訳をつけている。日本語が熟達していない留学生に好評である。この作業は大変に思われるが、MT や ChatGPT を使うと簡便にできる。日本人学生に対しても、そのような多言語環境の中にいることが日常であると感じさせることは、複言語への抵抗を低くする点で効果的である。グローバル化した社会では、今後も英語学習に集約していくことは間違いない。複言語学習など不要ではないかという意見も出てくるだろう。しかし、MT や生成 AI の進化は、多くの学習者にとって、普段自分たちが持ち歩いているスマホが多様な外国語学習への可能性を広げてくれることを意味している。複言語学習は、英語学習にも効果をもたらす。一つ興味深い実践を紹介する。私立の小学校で英語を指導している阿部志乃は、以前より多言語に触れさせる教育をしている。彼女は、「英語だけでなく、中国語、ポーランド語、スペイン語がひしめく私のクラスで、MT はなくてはならない存在になった。自分が何のクラスを教えているのかわからなくなることもあった。しかし、卒業式の前に振り返ってみると、英語を含むフレーズを書く子が多かった：これまでは『外国のことを知りたい』『異文化を知りたい』『……を勉強したい』などと言っていたのに、今回は『英語で』『英語を使って』『英語だけで』というフレーズが増えていたのだ。この現象にはとても驚いた。私は、外国語としての「英語」は入学時だけで、英語の音、読み、書き、聞き、探し、言い換え、文の形、練習方法など、小学生のレベルに合った最低限のことしか教えていないと思っていた。生徒たちの回想を読むと、入試前の英語の授業は、子どもたちが他の外国語にも興味を広げられるようにするために必要だったのだと、今は強く思う。将来、どの言語を学び、どの言語に重点を置くかは、子どもたちの自由である。結局、英語に帰りつくことが分かりました」（2018）と語った。このように、様々な外国語に触れることも言語教育の動機付けにおいて効果的であり、それは、現状を見ると、英語学習に回帰することが多い。その指導方法であるが、教員が英語使って ChatGPT の指導を行い、「今は英語を使っているが、ChatGPT では、他の言語にも対応している。試してごらん」と紹介するだけでも、ChatGPT を使った多言語学習に学習者が興味関心を持つことであろう。

4. おわりに

AI 研究者の清水亮は、『朝日新聞』のインタビューの中で、「いずれ AI は、眼鏡のような存在になると考えています。形が眼鏡型になるということではなく、かけているのを忘れるほど自然で、ないと落ち着かない存在になるということです」と述べている（2023年2月14日）。AI が日ごとに身近になる現状を言い当てている。AI が日常に入ってくると、価値観を変えなければならなくなる局面が増える。『読売新聞オンライン』（2023）は、「もう学校の先生はいらなくなるかもしれないね。千葉県の公立高校で英語を教える 50 歳代の男性教員は、力なく笑った。そう嘆くわけは、対話型 AI サービス『ChatGPT』の登場だ。年明けに、2 年生の学年末テストの問題を ChatGPT で作成。その出来は想像を超えるものだった」と紹介した。たしかに言語学者の中山（2023）が言うように、英語教

育が、AIで代替可能な知識やスキルの養成や評価だけを重視していたら、未来には、英語教育は無くなってしまいかねない。しかし執筆者は、それは防がなければならないと考えている。我々が指導しているスマホネイティブの学生にとって、スマホを使って学習することは普通のことであり、彼らは多言語の学習を期待している。そして、MTや生成AIは今後も進化する。我々英語教員は、それに対応する指導方法を開発していく覚悟を決めなければならない。今後起きる英語教育の変化を嘆くのではなく、むしろ言語教育のパラダイムシフトが起きる場面に立ち会えることを喜ぼうではないか。

〔引用文献〕

- ・阿部志乃 (2018). 「言語と異文化への関心を高める小学校外国語教育」のシンポジウムでの発表, 2018年3月4日(日), 言語教育エキスポ2018, 早稲田大学で開催.
- ・酒井志延 (2020). 「グローバル化時代における日本の大学の機械翻訳を使った複言語教育の研究」, 『言語教師教育』, 7巻, 第1号, 51-64.
- ・酒井志延・大勝裕史・土屋佳雅里・出野由紀子・白土さゆり (2022). 「進化する機械翻訳に対応する大学1年生の授業開発—ライティング指導を中心に—」, 『千葉商大紀要』60巻(2), 1-15.
- ・酒井志延 (2024). 「AIが進化した時代における英語教育のパラダイムシフトについての論考」, 『KELES ジャーナル』, 第9号, 38-44.
- ・清水亮 (2023). 「ChatGPTは『実験の途中成果』 AI研究者が指摘する懸念」『朝日新聞』(2023年2月14日17時00分配信) に対する真鍋弘樹のコメントプラス (2023年2月14日19時8分投稿).
- ・Trendy(2023). 「ChatGPT 式ずるい英語&エクセル」『日経 Trendy』11月号, 日経BP社.
- ・中山俊秀 (2023). 「AI時代に外国語を学ぶ理由とは…言葉の選び方はアイデンティティーのよりどころ」, 『朝日新聞』, 2023年8月22日配信.
- ・読売オンライン (2023). 「もう学校の先生はいらなくなるかもしれないね」, 2023年5月30日配信.

(2024.5.21 受稿, 2024.7.14 受理)

—Abstract—

Regarding the students' awareness of MT in 2021, we can see that they thought that “the use of MT is not for learning” and “the use of MT is wrong. In order to consider how to teach students to make use of MT for English learning, we conducted an awareness survey of freshmen students immediately after entering university for three years from FY2022. The survey was conducted at four universities over a three-year period starting in 2022.

Over the three years, more than 90% of the respondents had experience with machine translation. However, the number of faculty members who criticize the use of machine translation has been decreasing. Regarding the survey on ChatGPT, the number of respondents who have used ChatGPT increased from 7% of the respondents in 2023 to 33.9% in 2024. In addition, 14.2% of the respondents had experience in teaching the use of ChatGPT in FY2024. In the negative group (sum of “I think it is not good” + “I think it is rather bad”), the number of negative respondents in the group that “had experience of being instructed” was about twice that of the group that “had no experience of being instructed. Further research is needed in this area.

〔抄録〕

MT や生成 AI を英語学習に活かす指導法を考えるために、大学入学直後の新入生に対して、意識調査を 2022 年度から 3 年にわたり、4 大学で実施した。機械翻訳の経験者は、3 年間にわたり、90% 以上である。MT 使用を肯定的に考える者も年々に増えている。さらに、機械翻訳を使用したことをとがめる教員の指導も減っている。ChatGPT に関しては、2023 年度は、その使用経験者は回答者の 7% だったが、2024 年度には 33.9% に上がっている。そして、2024 年度の調査によれば、回答者の 14.2% しか ChatGPT の使い方を指導されていなかった。注目すべきことは、ChatGPT の使い方を指導された学生の方が、その指導を受けていない学生よりも、ChatGPT の使用に否定的な反応を示す割合が高いことである。どのような指導方法が ChatGPT と共存する英語学習の可能性を広げるのかは、今後の研究課題としたい。

〔論 説〕

認知意味論のカテゴリー観と意味変化 (5)

—意味変化の普遍性—

松 本 理一郎

1 初めに

前前回に引き続き、「同じ」、「同じような」と関連する語の語源をたどり、英語とイタリアック語派（フランス語、スペイン語、ポルトガル語、イタリア語）、さらにゲルマン語派（ドイツ語、オランダ語）の意味変化を記述、分析する。今回の対象は、日本語にも、アイデンティティーとして定着している英語の identity とその関連語である。

この語は、「同一」を表す後期ラテン語 *identitas* の対格 *identitatem* から来ている。この語自体は、「同じ」を意味する古典ギリシャ語 *tauto-*^{●1)} に、「性質」を意味する *tes*^{●2)} が付加された語で、「同一」を表す *tautotes* の翻訳借用である。

ラテン語 *identitas* の *identi* は、「同じ」を表す *idem* に由来する。この語の語源は、インドヨーロッパ祖語の代名詞語幹 *i-^{●3)} であり、「彼」を表す *is* の中性形で「それ」を表す *id* に、指示的接尾辞 *-dem*^{●4)} が添加されたものである。C T Lewis の *Elementary Latin Dictionary* では、この語の語義を次のように記している：

代名詞^{●5)} : the same, (1) 追加の述語を導入して : at the same time, likewise, also, furthermore, (2) 強意の代名詞と共に : also, the same, very, beside, at the same time, the very same, (3) 比較で : the same as, identical with, of the same meaning as

これらの語義は、前回、記述、分析したもの（フランス語 (*même*)、スペイン語 (*mismo*, *misma*)、イタリア語 (*modesimo*, *modesima*, *stesso*, *stessa*)、ポルトガル語 (*mesmo*, *mesma*)) と重複する。

(1) に相当するのが、以下である。

Il a refusé de venir et sa sœur de même. (=He refused to come and so did his sister.)
Eres un sinvergünza. Lo mismo te digo. (You're completely shameless. So are you.)
Si e rifiutato di venire e sua sorella (ha fatto) lo stesso. (He refused to come and so did his sister.)

(2) に相当するのが、以下である。

●1) 英語には、*tautology*「類語反復」、「同語反復」の前半として定着している。

●2) ラテン語の *tas* やサンスクリット語 *tat* に対応し「性質、状態」を表す。英語には、接尾辞 *-ty* として定着している。

●3) 英語の *yea*「しかり、さよう」とその強調形 *yes* は、この語幹の末裔である。

●4) これ自体、インドヨーロッパ祖語の指示語幹 **de-* から来ている。

●5) ラテン語の形容詞は、普通、名詞としても用いられるので、形容詞の表示はない。

au moment même où (=at the very moment when), il giorno stesso in cui … (=the very same day that …) Je l'ai fait moi-même. (I did it myself.), Yo mismo lo hice. (I did it myself.) Fi-lo eu mesmo. (=I did it myself.)io stesso (=I myself), io medesimo (=I myself), aujourd'hui même (=this very day), ayer mismo (=only yesterday), oggi medesimo (=this very day), quella sera stessa (=that very night) Il est la gentillesse meme. (=He is kindness itself.) Es la bondad misma. (=He is kindness itself.), È la gentilezza stessa. (=He is kindness itself.), È la gentilezza stessa (=He is kindness itself.)

(3) に相当するのが、以下である。

Elle porte la même robe qu'hier. (=She's wearing the same dress as yesterday.), Lleva la misma falda que ayer. (=She's wearing the same skirt as yesterday.), Porta lo stesso abito di ieri. (=She's wearing the same dress as yesterday.), Ele tem o mesma gosto que eu. (= He has the same kind of interest as me.)

このように、大体のところで、前回記述、分析したものと同じような意味分化を呈しているが、これまで、取り上げた英語とイタリック語派、ゲルマン語派の対象語を見ていくことにする。

2 英語

英語には、identical, identify, identification, identity, idem, ibidemなどが定着している。以下、研究社英和大辞典（以下、英和大と略す）を中心に用例を見ていく。英語語源辞典によれば、この語 identical の初出年は、1620年であるが、1475年ごろに idemptical の例があげられている。

その語義は大きく1「全く同じ、同一の、ちょうどその」と2「(相異なる物について) 同じ、等しい、一致する」に分けられている^(●6)。最初の語義は、「通例 the ~」とある^(●7)。

(1) the identical room where Shakespeare was born 英和大

(2) the identical person (本人) 同上

以下が、もう一つの用例である。

(3) The handwriting on both checks is identical. (双方の小切手の筆跡は同じである。) 同上

(4) If A and B are identical, A is identical with/to B.^(●8) (AとBが人等しいならAとBは一致する。) 同上

英和大は、動詞 identify の他動詞用法に、6つの語義を区分している。以下に専門用語

(●6) 残りの語義は、「3 a [論理] (個別的对象または集合(間)の関係として) 同一の b [数学] 恒等の 4 [生物] 一卵性の」である。

(●7) この語義について「the identical same/the same identical person ということもあるが類語反復として批判する人もある。」との注記がある。

(●8) 「similar to の類推で with の代わりに to も用いられる傾向がある。」との注記がある。

でないものをあげる^(●9)。1が「…が同一であることを[…に相違ないと]確認する、…がだれ[何]であるかを見極める、同定する、鑑定する」である。

- (5) identify handwriting (筆跡を鑑定する) 英和大
- (6) identify a corpse (死体の身元を確認[明らかに]する) 同上
- (7) identify a problem (問題の(本質)を見極める) 同上
- (8) identify the bearer of a check (小切手の持参人を確認する) 同上
- (9) Shall I identify myself? (身分証明書をお見せしましょうか(初めての相手に電話して、自分がどこのどういう人間かをいう時にも用いる)) 同上
- (10) Identifying a man or a woman by their hair is not easy these days. (髪(の長さ)で男か女か見分けるのは昨今では難しい。) 同上
- (11) She identified the bag as hers by saying what it contained. (彼女は中身を言ってそのかばんが自分のものであることを証明した。) 同上

語義の2が、「同一のものとみなす、同一視する；見分けるのに役立つ」である。

- (12) identify A with B [A and B] 英和大

残りの語義が、5「[通例 identify oneself または受け身で] […と] 提携する、結びつく、仲間に入れる；[…に関係[共鳴]する]」である。

- (13) identify oneself [become identified] with a movement [policy] (運動の同志となる[政策で提携する]) 英和大

最後に、自動詞用法として、「(他人の立場に身をおいて)(他人と)自己を同一視する、一体となる、共鳴する、同感する；(意見などが)一致する」がある。

- (14) identify with the characters of the play (〈観客などが〉劇中の人物になりきったような気持ちになる) 英和大

動詞 identify の名詞形 identification には、専門的な語義^(●10)以外に、「1 同一と認め(られ)ること、同一であることの証明[確認、鑑定]；(死体・犯人などの)検証、身元確2 身分証明(書)」がある。

語義1の用例は、以下である。

- (15) The victim made a positive identification of her assailant to the police. (その被害者は加害者がだれかを警察にはっきりと告げた。) 英和大
- (16) He changed clothes to prevent identification. (正体を隠すために彼は服装を変えた。) 同上

語義2の用例は、以下である。

- (17) Do you have any identification (on you)? (何か身分証明になるような物をお持ちですか。) 英和大

(●9) 専門的語義は、「3【生物】同定する 4【精神分析】(自己と他人を)同一化する 6【哲学】同一視する」である。

(●10) 専門的語義は、「3【社会学】同一化、同一視、一体感、帰属化(ある社会集団の価値・利害を自己のものとして受容すること) 4【心理】a(精神分析における)同一視、同一化 b 同一視(自己の延長としての他者の知覚) 5【生物】同定 6【哲学】同一指定」である。

名詞 identity の語源に関して、英語語源辞典は、idem から identitas への変化については、ギリシャ語 *tò auto* (the same) と *tes(-ty)* の組み合わせ *tautótes* の翻訳借用とする説やラテン語 *identidem* (over and over again) に由来するとの説やその他をあげているが、不詳としている。

専門的な語義以外としては、1「全く同一であること、同一状態、一致」2a「その人[物]に相違ないこと、本人であること；正体、身元」b「本質、独自性、主体性；個性」3「同一点、類似例」がある。

語義1の用例は、以下である。

(18) the law of identity (同一律) 英和大

(19) an identity of tastes[interests] (好み [利害] の一致) 同上

2の用例は、以下である。

(20) a case of mistaken identity (人違い) 同上

(21) betray one's identity (本性を現す) 同上

(22) conceal one's identity (身元を隠す) 同上

(23) He knew the identity of the murderer. (彼は殺人犯の正体を知っていた。) 同上

(24) doubt one's own identity (われとわが身を (他人ではないかと) 疑う) 同上

(25) lose one's identity (自分自身を失う) 同上

以下は、ラテン語を、そのまま借用している *idem* と *ibidem* の語義である。*idem* は、上で見たように、identity の元となった語で、「同上 [同著者] (の)；同じ語 (の)、同じ書物 [典拠] (の)」という意味を表し、通例 *id.* という省略形で用いる。

ibidem の語源について、英語語源辞典は、代名詞語幹と指示詞接尾辞の組み合わせとしている。英和大は、「同じ個所に、同書 [章、節] に」とし、*ib., ibid.* と略されるとしている。

3 フランス語

英語で対象にした語で、フランス語で対応する語は、*identique*, *identifier*, *identification*, *identité* で、*idem* は、英語と同一なので、省いた^(●11)。小学館ロベール仏和大辞典 (小口仏と略す) と白水社の仏和大辞典 (仏和大と略す) を中心に見ていく。

identique を、小口仏は、専門的な語義は別にして、「1 同一の、同様の」と「2 (いろいろな変化にかかわらず) 同一の」と二分しているのに対して、仏和大は、「(別々であるが) 同じ、等しい」と「(…と、…に) (まったく) 同一人 [物] の (*à, avec*)^(●12)」と (様々な変化にかかわらず) 同一の」に一応三分している。以下は1の具体例である。

(26) *des hôtesse de l'air vêtues d'uniformes* (お揃いの制服を着たスチュワーデス)
小口仏

(●11) 英語と異なり、フランス語でが *ibidem* は、普通。用いられない。

(●12) この語義は、仏和大では、*être identique à qn/qc* として、1に含まれている。

- (27) arriver à des conclusions identiques. (同じ結論に達する) 同上
- (28) Au fond, ces deux propositions sont identiques. (結局, これら二つの命題は同じである。) 仏和大
- (29) cas exceptionnel sans précédent identique. (同じような先例のない例外的なケース) 同上
- (30) Mon opinion est identique à la vôtre. (私の意見はあなたと同じだ。) 小口仏
- (31) Il n'ya pas un être humain qui soit identique à un autre. (同じ人間なんて1人としていやしない。) 同上
- (32) Le lac Léman est identique au lac de Genève. (レマン湖とジュネーヴ湖は同じものだ。) 小口仏, 仏和大

以下は, 語義2の用例である。

- (33) Elle reste identique à elle-même. (彼女は昔から変わらない。) 小口仏
- (34) Notre moi reste-t-il identique à travers les changements physiques et psychologiques? (我々の自我は肉体的, 心理的な変化を経ても変わらずにあるものだろうか。) 同上

なお, 小口仏は, identique の男性名詞として, 専門用語「1 [哲学] 同一概念」「2 [美術] オリジナルに作品に忠実に再現した (模写, 複製, 復元など)」「3 [税制] theorie de l'identique 同一性の原則」をあげている。一方, 仏和大は, 女性名詞として, 論理学の「同語 [類語] 反復命題」をあげている。

小口仏は, identité を精神分析, 法律, 社会学, 軍事, 数学, 論理学の専門用語以外の一般的な語義として, 「1 同一物 [同一人] であること, 同一, 同一性」, 「2 等しいこと, 一致, 類似」, 「3 自分 [そのもの] であること, アイデンティティ; 自分の存在理由, 生きがい; 独自性, 主体性, 個我」, 「4 身元, 身分」とに分けている。この分け方は, 英和大のそれとほぼ重なる。一方, 仏和大は, 一般的な語義は, 二つにしか分けていない。以下, 語義1の用例である。

- (35) identité de l'étoile du soir et de l'étoile du matin (宵の明星と明けの明星が同じであること) 小口仏
 - (36) identité du lac Léman et du lac de Genève (レマン湖とジュネーヴ湖とが同一物であること) 仏和大
 - (37) identité parfait entre ces deux choses (これら二物の完全な同一性) 同上
 - (38) On ne peut nier l'identité de cette chose avec telle autre. (これと別なこれこれとが同じであることは否定できない) 同上
 - (39) reconnaître l'identité de deux personnes (2人が同一人物だとわかる) 小口仏
- 以下は, 語義2の用例である。

- (40) une parfaite identité de points de vue. (見解の完全な一致) 小口仏
- (41) identité constitutionnelle des jumeaux (双生児の体質的類似) 同上
- (42) prouver l'identité de deux formules mathématiques (2つの数式が等しいことを証明する) 同上
- (43) Une identité de goûts les rapprocha. (似通った趣味が彼らを結びつけた。) 同上

以下は、語義3の用例である。

- (44) identité nationale (国家の主体性) 小口仏
- (45) le sentiment de l'identité (自分はこういう自分であるという意識) 同上
- (46) avoir conscience de son identité (自分の個我意識を持つ) 同上
- (47) Identité et seconde famille, le travail représente beaucoup pour les japonais. (日本人にとって仕事は生きがいであり、第2の家庭でもあり、重い意味を持っている。) 同上

以下は、語義4の例である。

- (48) carte d'identité ((フランスで当局が発行する) 身分証明書) 小口仏
- (49) établir l'identité de qn … (…の身元を明らかにする) 同上
- (50) vivre sous une fausse identité (身分を偽って暮らす) 同上
- (51) rechercher l'identité de l'auteur d'un attentat (襲撃事件の犯人の身元を調査する) 同上

小口仏は、identifierの語義を、代名動詞のそれを含めて、「1 <identifier qn/qc + avec, à et + qn/qc>…と…を同一と見なす；混同する」、 「2 …の身元を確認する；起源 [出所, 所属など] を突き止める, 特定する, 識別する」、 「3 …の性質, 種類などを見分ける, を判別する；…を (なんであるか) 言い当てる」、 「4 <identifier qn comme (étant) + 属詞> …が…と分かる^(●13)」、そして代名動詞として「5 <s'identifier + à, avec + qn/qc>…と同一になる, 一体化する」、 「6 <s'identifier à qn> 自分を…と同一視する；…に似ようとする, を模範とする」と六つに区分している。

以下に、語義1の例を示す。

- (52) identifier le parfait avec l'absolu (完璧と絶対を同一視する) 小口仏
- (53) identifier ses sentiments personnels avec ceux de tous (個人の感情をすべての人の感情と同一視する [混同する]) 仏和大
- (54) identifier l'Union soviétique au socialisme (ソ連邦と社会主義を取り違える) 小口仏

語義2の例として、以下がある。

- (55) Je le connais, mais je ne l'identifie pas. (あの人を知ってはいるが誰かは分からない。) 仏和大
- (56) identifier un cadavre [voleur] (死体 [泥棒] の身元を確認する) 小口仏
- (57) identifier des empreintes (指紋を識別する) 同上
- (58) identifier la voiture qui a causé l'accident (事故を起こした車 (の所属) を確認する) 仏和大
- (59) identifier un véhicule (車の持ち主を突き止める) 小口仏

以下は、語義3の例である。

- (60) identifier des échantillons de pierres (宝石見本を鑑定する) 小口仏

(●13) identifier という語で、理解 (分かる) と分類 (分ける) のつながりがはっきりと見える。

(61) Il n'a pas eu de peine à identifier ces échantillons de pierres (彼は難なくこれらの宝石の見本を鑑別した。) 仏和大

(62) un bruit étrange qu'il n'arrivait pas à identifier (正体不明の奇妙な物音) 小口仏

(63) Je n'identifie pas cette plante. (私にはその植物の種類が分からない。) 小口仏

(64) objet volant non identifié (未確認飛行物体, UFO) 同上

語義4の例は以下である。

(65) Je l'ai identifiée comme étant la dame que j'ai vue hier. (私は彼女がきのう会った婦人だと分かった。) 小口仏

以下は、語義5の例である。

(66) Un bon acteur s'identifie avec son personnage. (優れた俳優は役柄になりきる。) 小口仏

(67) L'actrice s'est identifiée avec son personnage. (その女優は自分の扮する人物に同化した〔人物と一体になった。〕) 仏和大

以下は、語義6の例である。

(68) Il s'identifie à son père. (彼は自分が父親そっくりだと思っている。) 小口仏

identifier の名詞 identification を小口仏は、英和大同様、専門的語義は別として、「1 識別 (その人, その物であることの) 確認, 鑑定; 鑑識; 同定」, 「2 同一化, 一体化」のように二分している。但し、二分しているのは、英和大の1の語義である。

以下は、語義1の例である。

(69) l'identification d'un criminel (犯罪者の身元の割り出し) 小口仏

語義2として、以下がある。

(70) une étonnante identification d'un grand acteur avec son personnage (名優の、演じる役柄との驚くべき一体化) 小口仏

4 スペイン語

英仏両語で見た語に対応するのは, idéntico, identidad, identificar, identificación である。これらの語について、小学館西和中辞典 (小西中と略す), Colins Spanish Dictionary (CSDと略す), Larousse Gran Diccionario Español-Inglés Inglés-Español (LSと略す)を中心に、それらの語義を見ていく。

小西中は、identico の語義を、「1 (que) (…と) 同じの, 同一の」と「2 (a) (…に) よく似た, 瓜二つの」とに二分している。CSDは、identico の語義を、分けていない。CSD, LS の英語の identical の項目に、関連する例がある場合は、それも記載する。

まずは、語義1の用例である。

(71) He llegado a la idéntica conclusión que tú. (僕は君と同じ結論に達しました。) 小西中

(72) Su condición es idéntica a / exactamente igual que la de cualquier otro ciudadano. (Their status is identical to/with that of all other citizens.) CSD

以下は、語義2の用例である。

- (73) ser idéntico a algn (to be the spitting image of sb) CSD
- (74) Es idéntico al padre. (彼は父親に生き写しだ。) 小西中
- (75) Estas sillas son idénticas. (These chairs are identical / exactly the same.) CSD
- (76) Este cuadro es idéntico a este otro. (This picture is identical to / exactly the same as this other one.) 同上
- (77) Llevaba una falda idéntica a la mía. (She was wearing an identical skirt to mine.) 同上

小西中は、*identidad* の語義を、数学のそれを除いて、「1 同一性, 一致; 類似; 『心』自己同一性」, 「2 本人であること; 主体性, 独自性, アイデンティティ」, 「3 身元, 素性」に三分している。以下は、語義1の例である。

- (78) *identidad de pareceres* (意見の一致) 小西中
 - (79) *la identidad de intereses* (the identity of interests) CSD
- 語義2の例として、以下がある。
- (80) *identidad del pueblo mejicano* (メキシコ国民としてのアイデンティティ) 小西中
- 3の用例は、以下である。
- (81) *averiguar la identidad* (素性を調べる) 小西中
 - (82) *probar la identidad* (身元を証明する) 同上
 - (83) *tarjeta/documento/carnet de identidad* (身分証明書) 同上
 - (84) *identidad corporative* (corporate identity) CSD
 - (85) *silenciar la identidad de algn* (to withhold sb's identity) 同上

小西中は、動詞 *identificar* の語義として、「1 同一と認める, 同一視する」と「2 …の正体 [身元] を確認する」を、その再帰動詞 *identificarse* の語義として、「1 (con) (…と) 一体化する; 一致する, 結びつく; 一体感を持つ」と「2 正体 [身元] を証明する」を記載している。先ずは、語義1の例である。

- (86) El testigo identificó sin vacilación al detenido como el asesino. (証人は迷わず逮捕者が殺人犯であることを認めた。) 小西中
- (87) No identifiques violencia con juventud. (You don't think that young people and violence automatically go together.) CSD

以下は、語義2の例である。

- (88) *una víctima sin identificar* (an unidentified victim) CSD
- (89) La policía ha conseguido identificar a los verdaderos autores del crimen. (警察はついにその犯罪の真犯人を突きとめた。) 小西中
- (90) Han identificado al lardón (They have identified the thief.) CSD
- (91) Aún no han identificado las causas de la tragedia. (The causes of the tragedy have still not been identified.) 同上

以下は、再帰動詞の語義1の用例である。

- (92) identificarse plenamente con su papel (to identify with one's role, to really live the part) LS, 小西中
(93) Muchos Jóvenes se identifican con este personaje. (Many young people identify with this character.) CSD
(94) Se identificab con las víctimas del racism. (He identified with victims of racism.) 同上

以下は、再帰動詞の語義2の用例である。

- (95) Se identificó como el padre del niño. (He identified himself as the child's father.) LS
(96) La policía les pidió que seidentifican.) (The police asked them to show their identity cards.) CSD

名詞 *identificación* について、小西中の語義は、「(正体・身元の)証明(書), 確認(書); 鑑定; 『心』同一化[視]」をあげている。以下に、複合語以外の用例を示す。

- (97) El estado de cadáver dificultaba su identificación. (The state of the body made identification difficult.) CSD
(98) Se procedió a la identificación de cadáver. (死体の身元確認作業に移った。) 小西中
(99) la identificación con la libertad (the identification of democracy with liberty) CSD

5 イタリア語

既に、英仏西で検討した語と語源的に対応するのは、*idéntico*^{●14)}, *identità*, *identificare*, *identificazióne* である。これらの語の語義について、小学館伊和中辞典(小伊中と略す), Collins Mondadori Nuovo Dizionario Inglese-Italiano・Italiano-Inglese (CIDと略す), Oxford Paravia Il Dizionario Inglese-Italiano・Italiano-Inglese (OPと略す)を中心に見ていく。

形容詞 *identico* について、小伊中は、その語義として、「同一の、全く同じの; (広義)よく似た(aに)」を載せている。以下、用例を示す。

- (100) Sono identici. (They are identical.) OP
(101) È la stessa identica cosa. (It's exactly the same thing.) CID
(102) Sei identico a tuo fratello. (君は兄さんとうり二つだ。) 小伊中
(103) Sembrano identici. (They look identical.) OP

名詞 *identità* について、小伊中は、専門的語義は別として、その語義を、「1 同一であること, 同一性, 一致」と「2 本人であること, 身元, 素性, アイデンティティー」に二

●14) 小伊中では、I音節語を除いて、見出し語のeとoについて、開口アクセントと閉口アクセントを、それぞれèòとéóと表記している。

分している。以下に、語義1の用例をあげる。

- (104) accertare l'identità di due firme. (2つの署名が同一であることを確認する) 小伊中
(105) Hanno scoperto di avere un'identità di vedute, gusti. (They discovered that they have similar views, tastes.)^(●15) OP

以下は、語義2の用例である。

- (106) carta [tessera] d'identità (身分証明書) 小伊中, CID
(107) errore d'identità (mistaken identity) OP
(108) stabilire l'identità di qlcu (<人>の身元を確かめる) 小伊中
(109) cambiare identità (to change one's identity) OP
(110) rivelare l'identità di qlcu (to reveal sb's identity) 同上
(111) Ha un document di identità? (Have you any proof of identity?) 同上
(112) identità religiosa, nazionale (religious, national identity) 同上

小伊中は、動詞 *identificare* の語義を、「1 同一視する、同一と認める」「2 本人であることを見分ける；同一物であることを確認する、(原因などを) 突き止める、鑑定する^(●16)」とし、再帰動詞 *identificarsi* に「一体化する」という語義を、代名動詞 *identificare* には「同一である、同じように見える」という語義を載せている。最初の語義の例を以下に示す。

- (113) *identificare* qcn., qcs. con qcs., qcs. (to identify sb.,sth with sb.,sth) OP

以下は2の用例である。

- (114) La polizia ha identificato L'assasino. (警察は殺人犯を割り出した。) 小伊中
(115) Andò alla polizia a identificare il criminale (He identified the criminal to the police.) OP
(116) *identificare* un cadaver (〔法〕死体の身元確認を行う) 小伊中

以下は、再帰動詞の用例である。

- (117) *identificarsi* con qcn. (identify oneself with sb.) OP

以下は、代名動詞の例である。

- (118) Le due situazione si identificano. (2つの状況は全く同じだ。) 小伊中

名詞 *identificazione* については、伊和中は、「(同一物、本人であることの) 確認、証明；身元確認；鑑定、識別^(●17)」をあげている。以下が9. 用例である。

- (119) braccialetto identificazione (identity bracelet) OP
(120) procedure all'identificazione di un criminale (to make an identification of a

(●15) OPは「一致」という語義は、語義3としている。

(●16) OPは、2 (pick out) *distinguere* と 3 (consider as equivalent) と別語義にしている。

(●17) OPは、英語 *identification* について、1 (of body, species, person) *identificazione* (rrom tramite) 2 (empathy) *identificazione* (with con) 3 (proof of identity) *document* (*d'identità*) のように、3つの語義を区別している。

criminal) 同上

6 ポルトガル語

これまで、英仏西伊で対象にした語と対応するポルトガル語の語は、*idêntico*, *identidade*, *identificação*, *identificar* の4語である。これらの語の語義について、主に、現代ポルトガル語辞典 (現ポと略す)、小学館現代日葡辞典 (小日葡と略す)、*Dicionário de Português-Ingês* (DPI と略す)、*Webster' Dicionário Inglês-Portuguêues* (WIP と略す) を見ていく。

現ポは、*idêntico* に、「1 同様の、類似の」、「2 [+a と] 同一の」という語義を与えている。DPI は、*identical*, *the very same*; *identic* と説明している。用例を、以下に示す。

(121) *gêmos idênticos* (*identical twins*) WIP

(122) *um artigo identico a etet* (これと同一の品) 小日葡

現ポは、専門的な語義を除き、*identidade* に、「1 同一性、一致；類似性」、「2 本人であること；独自性、アイデンティティ」、「3 身分、身元、素性；身分証明書」と、3つの語義を載せている。以下は、語義1の用例である。

(123) *verificar a identidade de duas firmas* (2つの署名が同一であること確かめる)
現ポ

以下は、語義3の用例である。

(124) *bilhete de identidade* (*identity card*) DPI

(125) *provar a identidade de alguém* (*to prove a person's identity*) 同上

(126) *apresentar a bilhete de identidade quando exgido* (*to show the identity card on demand*) 同上

(127) *reconhecer a identidade* (身元が割れる^(●18)) 小日葡

現ポは、*identificação* に、2つの語義「1 確認、識別；鑑定、検証」「2 同一化 (視)、混同」を載せている。以下は、語義1の用例である。

(128) *placa de identificação* (*identification disk/tag*) WIP

(129) *identificação automática de número* (電話番号自動表示) 現ポ

現ポは、再帰動詞の語義を含めて、3つの語義「1 [+a・com と] 同一であることを見分ける、確認する；識別 (特定・鑑定) する」「2 同一視する、同じ物として取り扱う」「(*identificar-se* として) 同一化する、一体となる；共にする、提携する；自分の身元を証明する」を記載している。

まずは、語義1の用例である。

(●18) 意識でなく、逐語訳は「身元を識別する」である。

(130) A policia identificou o morto. (警察は死者の身元を特定した。) 現ポ
以下は、語義2の例である。

(131) identificar dois gêneros (2つの種類を混同する) 現ポ
以下は、再帰動詞の用例である。

(132) O filho identificou-se com o pai. (息子は自分を父親と同一視した。) 現ポ

(133) identificar-se com os costumes estrangeiros (外国の習慣に適応する) 同上

7 ドイツ語

これまで、英仏などで対象にした語と対応するドイツ語の語は、identisch, Identität, Identifikation, identifizieren である。これらの語の語義について、主に、アクセス独和辞典(ア独和と略す)、クラウン独和辞典(ク独和と略す)、小学館独和大辞典(独和大と略す)、Collins German Dictionary (CGDと略す)、Concise Oxford-Duden German Dictionary (ODGと略す)の用例を検討する。

ア独和の identisch の語義は、「同一の、同じ、一致した」^{●19}である。以下に、用例を示す。

(134) Zoroaster und Zarathustra sind identisch. (ゾロアスターとツアラトウストラとは同一人物である。) 独和大

(135) identisch mit (identical with) CGD

(136) Er ist mit dem Täter identisch. (彼がその犯人と同一人物である。) ア独和

ア独和は、Identität を2つの語義、「1 自己同一性、アイデンティティー；身元」と「2 同一性；一致」とに分けている。以下は、語義1の用例である。

(137) seine Identität bewisen (自分の身元を証明する) 独和大

(138) js. Identität feststellen (…が本人であるかどうかを確かめる；…の身元を確認する) 同上

(139) seine wahre Identität preisgeben (verheimlichen) (本名を明かす(隠す))
同上

(140) Die Identität des Toten mit dem Vermißten konnte nicht fest gestellt werden. (その死者が行方不明者と同一の人物であるかどうかは確認できなかった。) 同上

ア独和は、Identifikation の語義に「同一であることの確認、同定；同一視」を載せている。しかし形の上で対応する英語の identification より、identifizieren^{●20} の名詞形 Identifizierung での対応の方が多い。

(141) (of criminal, dead person etc) Identifizierung CGD

●19) ク独和は、「同一の」と「一致した」を。セミコロンで分けている。

●20) 動詞 identifizieren の後半の zieren の原義は、「輝く」という意味である。

ア独和は、動詞 *identifizieren* に、再帰動詞を含め、3つの語義「1 確認する、同定する」と「2『+mit』同一視する、」と「一体化する、考え〈気持ち〉が一致する」とを載せている。

以下は、語義1の用例である。

(142) die Flecke als Blut identifizieren (しみが血であると鑑定する) ア独和

(143) den Täter identifizieren (犯人であることを確認する) 同上

(144) den Toten identifizieren (死者の身元を確認する) ク独和

(145) Die Flecke wurden als Blut identifiziert. (そのしみは血であると確認された。)
独和大

8 オランダ語

これまで、英仏などで対象にした語と対応するオランダ語の語は、*identiek*, *identiteit*, *identificatie*, *identificeren* である。用例は、ないので、この4語の講談社オランダ語辞典の語義を、専門的なものを除き、以下に記す。

identiek 「全く同じ、同一の」

identiteit 「1 同一であること、同一性；本人であること；身元、正体」, 「2 個性, 独自性, 主体性」

identificatie 「1 同一化, 同一視」, 「2 同一であることの証明 [確認]；身分証明 (書), 鑑定 (書)」

identificeren には、動詞、再帰動詞それぞれに、2つの語義がある。

動詞「1 同一視する、混同する」, 「2 (本人・同一のものであると) 確認する、同定する」
再帰動詞「1 (…と) 一体化する」, 「2 身元を証明する」

これらは、ドイツ語のそれとほぼ対応している。

9 要約

同一を考える際、第一に、二つの相異なる対象についての同一性がある。二つの異なる人や物が、完全な同一人物ないし同一物である場合は、既に見たように、抽象的な数学や一定のレベルの物理学の場合を除き、成立しないであろう。

二つの存在または二つ以上の存在の同一というと、普通は、そこに違い、差異が入ってくる。つまり、同一と差異とが、表裏一体のように結びついているように考えられる。形容詞では、「AはBと同じである。AはBに等しい・一致している。」は、英仏西独では、*A is identical with B/to B. A est identique avec B/à B. A es identico a B. A ist identisch mit B.* となる。動詞では、英仏西で「AとBとが同一のものであるとみなす・AをBと同一視する」は *identify A with B identifier A avec B/à B identificare A con B* となる。

既に述べたように、二つの異なる存在ということになると、当然、違いが絡んでくる。もし異なる物を同じものと誤ってとらえれば、ここに、「混同する」という状況が、生じる。しかし、同一視と混同との境界線が、截然と引かれているわけでないことは、言うまでもない。それでは、「署名、筆跡などの」鑑定は、どうであろうか。個々人の体調その他の

変化で、個々の筆跡、署名は、厳密に言えば、異なるであろう。漢字で言えば、旁と偏との距離であるとか、色々なポイントの類似性から、判断するであろう。

先に論じたように、制服の場合は、個々人の違いを捨象して、組織としての一体感が生まれるのである。同じ制服といって通常全く同一でなく、サイズその他に違いがあるであろう。学校であれ、消防隊であれ、軍事部隊であれ、そこには統一性が求められている。

これも何回か述べてきたことだが、ヴィトゲンシュタインの家族的類似性を呈するのが、親族間の類似性である。今回、見た用例のうち、(74)は、親と息子、(102)は、兄弟の類似性を表している。それに対して、WIPのidentical twins (121)は、普通、一卵性双生児を意味するが、誕生以降は、様々な環境要因で、外見がどれほど似ていても、別人となっていくのである。

署名、筆跡などの具体物と異なり、「意見、好み」など心理的な物事になると、完全な一致など、元々ありえないであろう。この場合、最初から、似ているものを、同じ様なものにとらえるであろう。

同じカテゴリーに属すると考えられる人や事物の中から、たった一人やたった一つの事物を特定する際にも、英語ではidentity, identify, identificationが用いられる。対応する日本語は、「身分・身元・正体・アイディーの確認、鑑定、同定(をする)」などである。このことについては、カテゴリー内の目立つものに焦点が当たれば、特殊性が、カテゴリー内の一般的なものに焦点が当たれば、カテゴリーの類似性が、浮かび上がると論じた。個人個人の独特のものを表すのが、「独自性、個性、主体性、アイデンティティ」であり、これは、個人を越えて、国民などに拡大していく。

同一を考える際の第二の視点は、相異なる対象についての同一性ではなく、たった一つの対象についての同一性である。ある人やある事物が同一であることは、あまりにも当たり前のことと思われるが、これが、成立するのは、その対象が、永久に不変であることが前提である。しかし、現実世界は、ヘラクレイトスのいう通り、生成流転している。同一の対象でも、時間的ずれや空間的ずれで、当然異なる物にとらえられる。これは、ある意味、換喩的なずれともとらえられるであろう。用例(1)が事実であるとする、それは、1564年にシェークスピアが生まれた部屋と現代のそれとの同一性を表している。しかし500年近い年月の隔たりで、当然全く同一とはいえない。

人は、肉体的にも、心理的にも、絶えず変化している存在であり、そこに同一性を生み出すのは、記憶などが要因であろう。用例(33)「彼女は昔から変わらない。」では、彼女は、肉体的にも、心理的にも、昔と変わっているにも関わらず、変わらずにいるものに焦点が当てられている。

逆に、場面毎に、たとえば公的な場面と私的な場面で、人は異なる様子を呈するのが、普通であろう。舞台上で演じる時が、公的な場面で、楽屋にいる時が、私的場面ということもできよう。

舞台に関連して言えば、更に、(66)のように、俳優と役柄との一体化、その拡大、例えば、(132)「息子は自分を父親と同一視した」のような例もある。

(35)の「明けの明星と宵の明星」の同一性は、どうであろうか。厳密に言えば、それらは、異なる物であろうし、天文学的尺度では、最終的には消滅する存在であろうが、人間的尺度では、同一のものとなろう。

[参考文献]

- Geeraerts, D 2010 *Theories of Lexical Semantics*, Oxford University Press, Oxford.
國廣哲也 1982 『意味論の方法』 大修館書店
Lakoff, G. 1987 *Women, Fire, and Dangerous Things: What Categories Reveal about the Mind*, University of Chicago Press, Chicago.
Wittgenstein, L. 1953 *Philosophische Untersuchungen*, Basil Blackwell, Berlin.
山口裕之 2019 『語源から哲学がわかる事典』 日本実業出版社

[辞書, 辞典]

- Atkins, B.T. et al 2000 *Collins Robert French-English English-French Dictionary Fifth Edition*, HarperCollins, Glasgow. (CRFD)
Bareggi, M.C. et al 2001 *Oxford Paravia II Dizionario Inglese Italiano · Italiano Inglese*. Paravia Bruno Mondadori Editori, Trento. (OP)
Béatrice Cazalaè et al 2000 *Larouse Gran Diccionario Español-Inglés Inglés Español*, Larousse Editorial, Barcelona. (LS)
Butterfield, J. 2000 *Collins Spanish Dictionary Sixth Edition*, HarperCollins, Glasgow. (CSD)
Clari, M. and C.E. Love 2000 *Collins Mondadori Nuevo Dizionario Inglese-Italiano · Italiano-Inglese*, HarperCollins, Glasgow. (CID)
Clarl M. und Thyen O. 1997 *The Concice Oxfod Duden Dictionary* Clarendon Press, Oxford (ODG)
Coelho J. e Hida Y, 1998 『現代日葡辞典』 小学館 (小日葡)
Correard, M-H. and V. Grundy 2001 *The Oxford-Hachette French Dictionary*, Oxford University Press, Oxford.
Departamento de Dicionários da Porto Editora 1998 *Dicionário de Português-Inglês* Porto Editora, Porto (DPI)
Ernout, A et A. Meillet 1954 *Dictionaire Etymologique de la Langue Latine*, Libraire C. Klincksieck, Paris.
Heine, B. and T. Kuteva, 2002 *World Lexicon of Grammaticalization*, Cambridge University Press, Cambridge.
Houaiss, A. et al 2000 *Dicionário Inglês-Português*, Editora Record, Rio de Janeiro. (WIP)
伊吹武彦他 4 名編 1981 『仏和大辞典』 白水社 (仏和大)
池上岑夫他 4 名編 2005 『現代ポルトガル語辞典』 白水社 (現ポ)
池田廉他 4 名編 1983 『伊和中辞典』 小学館 (小伊中)
Jan de Vries, 1997 *Nederlands Etymologisch Woordenboek*, Brill, Leiden.
Kluge, F und E. Seebold 1995 *Etymologische Worterbuch der deuchen Sprache*
國原吉之助 2005 『古典ラテン語辞典』 大学書林.
関松孝二他 11 名編 1985 『独和大辞典』 小学館.

- 桑名一博他5名編集・1990・『西和中辞典』小学館。(小西中)
- Lewis, C.T. 1891 Elementary Latin Dictionary, Oxford University Press, Oxford.
- 信岡資生主幹 2002『クラウン独和辞典』三省堂(ク独和)
- 大賀正喜他10名編 1988『小学館ロベール仏和大辞典』小学館(小ロ仏)
- Silva G.G. 1985 Elsevier's Concise Spanish Etymological Dictionary, Elsevier Science Publishing, NewYork.
- 白川静『字訓』1997 平凡社
- 竹林滋・寺澤芳雄・小島義郎・東信行・安藤貞雄・川上道(編) 2002『新英和大辞典 第六版』研究社(英和大)
- 田中秀央・落合太郎 編著 1984 ギリシア・ラテン引用句辞典 岩波書店
- 寺澤芳雄(編集主幹)・1997『英語語源辞典』研究社
- Terrel, P et al, 1999 Collins German-English English-German Dictionary Forth Edition, HarperCollins, Glasgow. (CGD)
- van Sterkenburg P.G.J. en W.J. Boot 1994『講談社オランダ語辞典』講談社
- 辻幸夫他6名編 2019『認知言語学大辞典』朝倉書店
- Whitlam, J. et al 2001 Collins English-Portuguese Português-Ingles Dictionary Second Edition, HarperCollins, Glasgow
- 在間進編 2000『アクセス独和辞典』三修社(ア独和)

(2024.5.14 受稿, 2024.7.8 受理)

—Abstract—

When it comes to the quality of being the same, there is two kinds of sameness. First one is the perfect sameness of two different things. As we have seen, the sameness of two or more things is supposed to exist in mathematics or in physics as an abstract concept, but strictly speaking there is no such thing in the real world.

In the second place, difference is naturally involved in the sameness of two different things. That is to say, both are two sides of the same coin. As a result, it is impossible to draw a sharp distinction between the act of identifying A with B and that of confusing A with B.

If what is denoted is not a concrete thing but a mental one such as opinions or tastes, needless to say, sameness is not assured absolutely.

It could be said that “she never changes,” or “the morning star (Lucifer) is the same as the evening star (Vesper)” but as Herakleitos said, speaking precisely, human beings are changing every other second and on an astronomical scale Venus is also changing.

〔論 説〕

マックス・ヴェーバーにおけるカリスマ概念の初期用例（上） ——『プロ倫』におけるツインツェンドルフと現世拒否のパラドックス——

荒 川 敏 彦

1. ヴェーバーにおけるカリスマ論

マックス・ヴェーバーが社会科学の領域に導入したカリスマ⁽¹⁾の概念は、ヴェーバーの提示した数ある社会科学用語のなかでもっとも広く普及したものであろう。そのヴェーバーのカリスマ論のなかで、もっとも盛んに議論されてきたのは支配の正当性根拠の三類型との関連においてであった。

ヴェーバーのカリスマ的支配論の一つの要諦は、支配する側がカリスマ所持者として成立する根拠を問題にしたことにある⁽²⁾。カリスマ所持者がそれとして成立するには、帰依する側がそこにカリスマを認めるか否かが決定的に重要である。この点は、現代におけるカリスマの問題を考える上で重要である。人びとがカリスマを待望する契機は常にあり、ある人物（ないし団体）に喝采を送って現状打破の希望を託すという事態は、現代においても十分想定しうるからだ⁽³⁾。むしろ先行きがますます不透明となっていく現代、行き詰まり感を背景に人びとがカリスマ的存在を待望する素地は醸成されているように思われる。

もちろん閉塞感を打破することへの人びとの期待は、政治的な方向にのみ寄せられるとは限らない。あるグループのリーダー自身に特殊な能力が「本当に」あるかどうかとは別の次元で人びとがその人物を礼賛し、その言動を支持し自らの指針としていく例は、ネット空間に散らばる無数の「カリスマ」を含め数多い。それらが宗教的なものとして立ち現れる可能性もある。「カリスマなき時代」とも言われる現代であるが、それを待望する社会意識の観点を踏まえてカリスマについて検討する意義は増大していると言える。

ところでヴェーバーも、カリスマの概念をゼロから練り上げたわけではない。ヴェーバーは『支配の社会学』のなかで、自らも学生時代にその講義に参加した法制史家であるルドルフ・ゾームの『教会法（Kirchenrecht）』に触れ、「ルドルフ・ゾームが、歴史上重要な特殊のケース（初期キリスト教の教会権力の発展史）について、権力構造のこの範疇〔カリスマ〕

(1) カリスマとは「恩恵による賜物」を意味するギリシア語で、新約聖書、とくにパウロ書簡でくり返し用いられているものである。

(2) さらにヴェーバーは、カリスマ所有者が「いなくなった後」に関する重要な問題提起を行った。ポスト・カリスマの秩序維持に関する「カリスマの日常化」という問題は、カリスマ所持者の短期的・一時的な存在を越えて、長期的な秩序形成と維持をめぐる問題である。また「カリスマの反権威主義的解釈替え」という問題は、民主主義論と深く結びついている。カリスマ概念は、既存秩序の打破と創出そして維持をめぐるダイナミクスを分析する視角として、宗教教団にとどまらず政治や社会の諸局面に応用されるようになった。

(3) もともと民主主義的な投票による選挙制度は、その根底に、選挙民が候補者のカリスマを承認するという契機を内蔵していると言える。

の社会的特質を、観念として首尾一貫した形で——したがって、純歴史的に見れば必然的に一面的な形にならざるをえないが——理論づけたことは、彼の功績である」と明記した〔支配の社会学 MWG I/22-4 462=世良訳 399-400=野口訳 II 23〕。また、ルター研究で知られることとなる神学者・教会史家であるカール・ホルの『ギリシアの修道制における宗教的熱情と贖罪権力 (Enthusiasmus und Bußgewalt beim griechischen Mönchtum)』など⁽⁴⁾にも言及している。それらヴェーバーが摂取した議論に対する遡及的な探究は、ヴェーバーにおけるカリスマ概念の生成過程を知る上で重要である⁽⁵⁾。本小論ではその一端に触れるにとどめざるを得ないが、ヴェーバーのカリスマ論についてはいまだ検討すべき点は多い。本稿では、ヴェーバーが支配類型の一つに組み込む以前の、カリスマ概念の初期用例を検討したい。これは、従来のカリスマ論研究史において手薄だった部分である。

2. 二つの初期用例

ヴェーバーが使用したカリスマ概念の初期用例を二つ指摘しておく。第一に、ヴェーバーにおける「カリスマ」概念の初出である。それは、1905年に『社会科学・社会政策雑誌』(略称『アルヒーフ』)に発表された『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の《精神》』の第2章「禁欲的プロテスタンティズムの天職倫理」の第一節「世俗内禁欲の宗教的基盤」に見られる⁽⁶⁾。この初出用例においてヴェーバーは、カリスマの語を人格にではなく、「使徒的無所有」という宗教的態度との関連で用いている。

第二の初期用例は、マックス・ヴェーバーからエルゼ・ヤッフエ・リヒトホーフエンへの1907年9月13日付書簡である⁽⁷⁾。これは書簡であって学問的論稿ではないが、ヴェーバーがカリスマの語を人格に適用した初出であるという意味から重要な用例である。

ヴェーバーがカリスマ概念を初めて用いたのが『プロ倫』であったこと、また、エルゼ宛書簡において特定の人物(オットー・グロス)をカリスマとして認める記述がなされたこと。教祖のカリスマやカリスマ的支配に注目する視点からすると、ヴェーバーのカリスマ論としては意外な一面かもしれない。前者は神の賜物という宗教的な意味のカリスマを扱い、後者はある特定の人物にカリスマ的資質を認める用法である。後者のエルゼ宛書簡における用例は、非宗教的な意味での「カリスマ的支配」へと通じる概念使用の例を垣間見させてくれる。

(4) ヴェーバーはホルの著作を、ゾーム以後のカリスマ概念の展開例の一つとしてあげている。つまり、ホルの他にも参照した論者のいることが示唆されている。世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社、11頁。

(5) この内、とくに重要なゾームのカリスマ概念とヴェーバーとの関連については、佐野誠が詳細に検討を行っている〔佐野 1993〕。佐野によれば、すでにゾームのカリスマ概念において、ヴェーバーのカリスマ的支配で重要な論点の一つとされる「カリスマの日常化」の問題が見られる。

(6) この指摘については、佐野誠の研究を参照〔佐野 1993〕。管見でも『プロ倫』第2章(1905年)以前の用例は発見できていない。また、安藤英治の指摘も参照〔安藤 1992: 343 (注 32)〕。

(7) ここでは、エルゼと関係の深かったもう一人のヴェーバーである弟のアルフレート・ヴェーバーと区別するために、マックスと明記しておく。

3. ツィンツェンドルフ論の概要

以下で見るとおり、『プロ倫』におけるカリスマ概念の初出は、禁欲的プロテスタンティズムのうち敬虔主義の考察におけるツィンツェンドルフおよびヘルンフト派に関する記述である。その用例を具体的に見る前に確認しておきたいことがある。

『プロ倫』では、敬虔主義が世俗内禁欲のエートスを形成する作用を論じるにあたり、シュペナー、フランケ、ツィンツェンドルフという三人の思想と実践を取り上げている。ヴェーバーの文章の一段落は長く、一段落内部の論脈を追うにしても注意が必要なのだが、相反する要素が絡み合う敬虔主義のような場合、とくに逆接の文脈には注意が必要である。うっかりするとヴェーバーの主張とは逆の事柄を本旨と勘違いしかねない。

『プロ倫』では敬虔主義が、予定説から首尾一貫した論理を展開したカルヴィニズム、ルター派およびカトリシズムとの比較において分析され、この三方向の対比を通して、合理的な生活態度の形成過程と結果が考察されている。結論から言えば、敬虔主義では「ルター派の影響」と「感情的性格」とによって「合理的職業倫理の創出」が相対的に「抑え込まれ」たとヴェーバーは言う。この感情的要素は、とくに三人目のツィンツェンドルフにおいてももっとも強かったとヴェーバーは見ている。にもかかわらず、ツィンツェンドルフの思想と実践もまた、合理的な職業労働へと信徒を動機づける作用をもった（だからこそ禁欲的プロテスタンティズムの一つとして考察されている）。

そのような影響の複雑さのため、ツィンツェンドルフ論の段落は全体として留保や逆接の連続である。合理的職業倫理の形成に対する促進作用と阻害作用とが、幾重にも絡み合っているのである。これでも理念型として単純化して記述されているのだが、その複雑な記述は、多面性を汲み取って個々の特性の意義を確認可能にする一方で、読者に誤解されやすいという欠点もある。

そこで文脈を段落冒頭から確認するため、世俗内禁欲をとおして合理的職業倫理を創り出しうる【A】の要素と、その形成を阻害しうる【B】の要素とが、入れ替わりながら交互に論じられる段落の流れを整理してみよう。議論が交互に行き交った最後に、世俗内禁欲に対する障害として、使徒的無所有というカリスマの賛美が言及されている。

〔概要〕【A】ツィンツェンドルフ自身は、自らを神の「武器」として把握していたのだが、【B】しかし (aber), その思想上の立場を明確に捉えることはもちろん (freilich) 困難である。ツィンツェンドルフは自らを「パウロ的・ルター的方向」の代表者と呼んだ。【A】しかし (aber), ルター派であることを強調したにもかかわらず、実践においては多くの点でカルヴァン派的な聖徒的貴族主義であり、義認を自らは知ることはできないが「他人はその行状によって彼の義認を識別できる」という「ピューリタンの意見」を述べた。【B】しかし (Aber), ツィンツェンドルフが導くヘルンフト派は感情的要素が前面化しており、ピューリタンの聖潔を阻止し、行為による義認をルター派のように排除するよう努めた。信仰の反合理的、感情的要素は、他の諸派に比してヘルンフト派がもっとも強かった⁽⁸⁾。この現在において救いの喜びを感情的に味わわせようとするのがツィンツェンドルフの根本にあった。【A】その一方で (Andererseits), この教団の決定的な価値は、キリスト者としての生活の行動性と伝道と「職業労働」の思想にあり、さらに「有用性」の観点から生活

を合理化することが重要とされたことにある。伝道の拠点である教団は事業経営ともされ、成員は世俗内禁欲へと導かれ、生活を冷静かつ計画的に築き上げるようになっていった。**【B】**ただ (Nur), 「恩恵の選び」で選ばれた「弟子たち」のあいだで使徒的無所有というカリスマの賛美が生じ、福音的勧告の部分的復活がもたらされて世俗内的禁欲の障害となった。

【A】もっともそれは、洗礼主義運動のような例があるので、合理的職業倫理を創り出す可能性がないわけではないのだけれども (wennschon)。

以上が、1905年のアルヒーフ版『プロ倫』におけるカリスマ概念が使用された段落の文脈である。信徒の生活を規律化し世俗内禁欲へと駆り立てる**【A】**の作用と、それを弛緩させるような**【B】**の作用とが交互に重ねられた叙述が確認できるだろう。

このようなツィンツェンドルフの影響の複雑さは、もちろんツィンツェンドルフ個人の特性による面もあるだろう。しかしむしろ、ルター派が教義の知へと主知化し、その教会も領邦教会として形骸化してきた時代に、「救いの喜び」を感受する生き生きとした宗教的感情を希求する機運が高まったという、時代との格闘の現れとして捉えておきたい。敬虔主義の歴史的位置が、記述を複雑にしてしまうのである。本稿にとっては、この末尾の

【B】部分に見られる、恩恵によって選ばれた弟子たちが使徒的無所有というカリスマを賛美するという事態が、**【A】**の障害として現れたという記述が重要である。

-
- (8) 生活様式の合理主義を妨げた例としてヴェーパーは、「宗教的感覚の子供らしさがその真実性を示す標識」というツィンツェンドルフの原則や、「神の意志に接する手段として籤を用いたこと」をあげている。後者の「籤」については、ヘルンフト派においては役員を選出などの決定に当たって籤を引く慣行があった[宮田 1998: 24] ことを指しているかもしれないが、より重要なものとして、ツィンツェンドルフが考案してその後ヘルンフト派を越えて広く普及した『ローズンゲン (日々の聖句: Losungen)』が想定されていると思われる。これは、毎日の聖句として旧約と新約聖書から短い言葉を選び出して組み合わせさせた聖句集だが(すべての日付について、旧約の聖句と新約の聖句が並べられている)、旧約の聖句はすべてくじ引きで選ばれている。『ローズンゲン』の日本語版には、以下の説明が記されている。「その日のための聖句は、毎年5月にドイツ・ヘルンフト兄弟団本部がおこなう『くじ引き』によって、まず旧約聖書の箇所が選ばれます。くじ引きは人間の思いではなく、神の御心を尋ねるために古くからおこなわれてきた方法です。こうして与えられた旧約聖書の内容にふさわしい新約聖書の箇所が兄弟団によって選ばれ、その日のための旧約および新約聖書の聖句が私たちに与えられます」[ヘルンフト兄弟団 2023]。このように『ローズンゲン』は「もともとドイツの敬虔主義に属するヘルンフト兄弟団の編集したもの」[宮田 1998: 8] であるが、その後広く普及して、ビスマルクもローズンゲンを読んでいたことが知られており、さらにカール・バルト、ディートリヒ・ボンヘッファーにも影響を与えている。現代にまで及ぶローズンゲンとその意義および影響については宮田光雄の紹介を参照[宮田 1998]。他方、宮田は、ローズンゲンで示された日々の聖句を自分に都合のよい形で「世俗的」に解釈するローズンゲン誤用の例として、第一次世界大戦のドイツで参謀長を務めたルーデンドルフの例も紹介している。参謀長の戦略に首尾一貫性がないのは致命的である。ドイツの敗戦後、亡命したルーデンドルフはキリスト教から離れてゲルマン主義的宗教運動を創設し、ヒトラーに接近していく。宮田は、ナチ党と共にミュンヘンのクーデターに加わったルーデンドルフが、ヒトラーと二人並んで写っている写真も紹介している[宮田 1998: 45-50]。しかし、ローズンゲンは社会から迫害を受け虐げられた人びとの力にもなった。宮田は詩人のヨッヘン・クレッパヤーや牧師のボンヘッファー、戦場の兵士などの例をあげている[宮田 1988: 50-86]。また、ローズンゲンが「その日の聖句」と「カレンダー」を「並立」させていることで、「聖書の御言葉」と「日常生活」とが関連あるものとして示され、「職業召命観というプロテスタント的日常倫理を可能にするもの」になっていると指摘する[宮田 1988: 85-86]。

4. カリスマ概念の初出

ヴェーバーが「カリスマ」概念を最初に使用した『プロ倫』第2章の該当箇所は、ルター派とは区別された「禁欲的プロテスタンティズム⁽⁹⁾」のうち、敬虔主義に関する考察とくにツィンツェンドルフの影響およびヘルンフト派に関する考察のなかであった。ここでは改訂前のアルヒーフ版（1905年）から引用する。

ただ、またもやその障害として、神によって「恩恵による選び⁽¹⁰⁾」を通して選ばれた「弟子たち⁽¹¹⁾」のあいだに見られた、使徒の伝道生活という模範から導かれた使徒的無所有というカリスマを賛美すること（*Glorifizierung des Charisma der apostolischen Besitzlosigkeit*）が立ち現れてきた。それは、効果としてはまさに「福音的勧告⁽¹²⁾」の部分的復活⁽¹³⁾を意味するものであった。このためにカルヴァン派のやり方のような合理的職業倫理の創出は、洗礼主義運動の転化の例が示すように閉ざされたわけではないとはいえ（*wennschon*⁽¹⁴⁾、ともかくも抑え込まれてしまったのである。[倫理 Archiv 54=MWG 374=RSI 142=大塚訳 245=戸田訳 184-185⁽¹⁵⁾]⁽¹⁶⁾）

この初出用例の論点は大きく二つある。

第一は、カリスマの「対象」の問題である。カリスマが授けられるのは誰か。それは「恩恵による選び」が選びである以上特定の人物にのみ授けられるのか、それとも万人に対し

(9) ヴェーバーはこれをカルヴァン派、敬虔主義、メソディズム、洗礼主義運動から派生した諸セクテの4つに整理して考察している [倫理 255ff.=83ff.=138 以下]。『プロ倫』の引用注における該当ページの書誌は、[倫理 全集版ページ (MWG I/18) = 宗教社会学論集版ページ (RSI) = 岩波文庫版 (大塚訳) 頁 = 北大出版会版 (戸田訳) 頁] の順で示す。また全集版は斜字体とする。引用文中における強調点は原著者ヴェーバー、下線は引用者による。

(10) Gnadenwahl

(11) Jüngern

(12) concilia evangelica

(13) ヴェーバーはここで「部分的復活 (eine teilweise Repristinatio)」と述べている。この引用では、ツィンツェンドルフのもたらした歴史的的作用として「福音的勧告」が指摘されているが、もともとルター主義は、カトリックのような福音的勧告による信徒の階級制を否定したのであった。したがってここでヴェーバーは、ツィンツェンドルフがルター主義の復活を主張しながら、結果としては逆に福音的勧告をもたらしてしまったパラドキシカルな展開を指摘しているのである。ここでの「復活」の語には、(カルヴァン派と比較すれば) 教義に関する首尾一貫性を弛緩させたツィンツェンドルフの影響に対する、ヴェーバーの皮肉を込めた見解を読み取ることができるだろう。なお『プロ倫』の敬虔主義に関する記述でヴェーバーはアルブレヒト・リッチェルの著名な『敬虔主義の歴史』を参照しているが、もう一つの主著である『義認と和解に関するキリスト教説 (Die christliche Lehre von Rechtfertigung und Versöhnung)』(第1巻)の第11章は、「ルター主義正統派の復活にいたる近代敬虔主義の歩み」(Der Verlauf des modernen Pietismus bis zur Repristinatio der lutherischen Orthodoxie)と題され、ツィンツェンドルフについて論じられている。

(14) アルヒーフ版では *wennschon* であったが、1920年の改訂で *wenn schon* と改訂された。後注16参照。

(15) ここで引用した箇所はアルヒーフ版から引用する都合上、書誌について、[アルヒーフ版、ヴェーバー全集版、宗教社会学論集版、邦訳版]の形で記し、それぞれの版も明示した。邦訳は、大塚久雄訳(岩波文庫)と戸田聡訳(『宗教社会学論集』第1巻(上)北海道大学出版会)を参照し、それぞれページを明記した。引用文中における強調点は原著者ヴェーバーによるもの、下線は引用者によるものである。

て聖霊からそれぞれのカリスマが授けられるのかという問題であり、選ばれた「弟子」という存在の問題でもある。周知のように『プロ倫』で予定説との関連が集中的に論じられるのはカルヴァン派の分析においてだが、ヴェーバーはそれ以外の教派たとえば敬虔主義においても予定説の影響があることを指摘している [倫理 MWG 346-348=大塚訳 223-224=戸田訳 166-168]。しかし一般にカルヴァン派の考察以外について予定説を問題にする解釈は少なく、敬虔主義とりわけもっとも感情的要素の強いとされるツィンツェンドルフ論と予定説との関連が論じられることは少ない。しかし、敬虔主義の思想家らが予定説の思考過程から離脱したわけではない [倫理 MWG 358=大塚訳 235=戸田訳 174]。ヴェーバーは、ツィンツェンドルフがルター派的であるにもかかわらず、「実践」においてはカルヴァン派的な「聖徳的貴族主義」だと指摘している。誰を「弟子」とするかは、特殊恩恵か普遍恩恵かという教理理解の問題でもある。以下では、いわゆる特殊恩恵説と普遍恩恵説とのあいだを行き来するツィンツェンドルフの議論を確認することになろう。恩恵の選び(予定説)と恩恵の賜物(カリスマ)は深く関連しているのである。

第二の論点は、カリスマの「内容」の問題である。選ばれた「弟子たち」が、使徒の伝道生活を模範として「使徒的無所有」を賛美したということ。使徒にならって何物も持たないという「使徒的無所有」の実践は、神の恩恵によって選ばれた存在だからこそ可能な希有な生活実践であり、神や聖霊からの賜物すなわちカリスマとして賛美された。

これに関して『プロ倫』のもう一つの用例が参考になる。直接に使徒的無所有というわけではないが、営利を求めない「使徒的」生き方をキリストの「弟子」たる「カリスマ」とみなした用例である。『プロ倫』ではカリスマの語が2回用いられているのだが、この2回目もツィンツェンドルフおよびヘルンフト派に関連する部分であることは注目される。初出用例と同じくアルヒーフ版から引用しよう。

もう一方の面、すなわち労働者の面から見ると、たとえば敬虔主義のツィンツェンドルフ的変種は、営利を追い求めないで職業に実直な⁽¹⁷⁾労働者を、使徒たちの模範

(16) ヴェーバーは『プロ倫』(1905)を『宗教社会学論集』(1920)に所収するに当たり、引用部分の末尾のピリオドをカンマに変えて、一文をつなぐ形で以下に示す一節を加筆した。そのためピリオドがなくなって文がつなげられ、wennschonの係り方について(wennschonはwennschonに変更された)、別様の解釈が生じることとなった。すなわち、加筆した記述の「むしろ(vielmehr)、ひとえに『天職(Beruf)であるから』労働するという思想によって、内面的に強固な準備がととのえられたのだった」[倫理 375=143=245-246]に係るものと解釈する余地が生じた。改訂後のテキストの翻訳として、たとえば大塚訳では以下のように訳されている。「……効果としてはまさに»consilia evangelica«福音的勸告」の部分的復活を意味するものだった。このために、カルヴァン派にみるような合理的の職業倫理の樹立はたえず妨げられた。が、しかし全然不可能とされた——洗礼派運動の転化の例が示しているように——わけではなく、むしろ、ひたすら「天職であるから»um des Berufs willen«労働にはげむという思想によって、そのための確固たる内面的準備がととのえられたのだった」[倫理 大塚訳 245-246頁]。wennschonの語は加筆前からあったので、文末のピリオドをカンマに変更して加筆した記述に係るはずはないのだが、じっさい加筆された文章ではそのように解釈することができるし、自然な文脈でもある。意味が大きく変わるわけではなく『プロ倫』の解釈に支障はないが、【A】と【B】の反転の仕方に微妙な変化が生じているとは言えるだろう。これは訳の問題というよりも、アルヒーフ版と改訂版とのあいだの違いである。

(17) berufstreue

に倣って生きる者、したがって弟子身分のカリスマ（Charisma der Jüngerschaft）を受けられた者だとして賛美した。[倫理 Archiv 106 = MWG 480 = RSI 200 = 大塚訳 359 = 戸田訳 258]

資本家であろうと労働者であろうと、近代資本主義のコスモス——鋼鉄の殻（Gehäuse）——の中の住人であれば、資本主義の精神を要請される。その殻の外部では、資本家は没落し、労働者は路頭に迷うこととなるだろう。ここでツィンツェンドルフの影響を受けた者たちに認められたカリスマとは、イエスの弟子としての身分のことである。ツィンツェンドルフの影響を受けた人びと⁽¹⁸⁾は、イエスの弟子としてカリスマを受けられた者、すなわち初出例と同様に「使徒」的な生き方ができる者を、神の栄光を増す者として賛美したというのである。それは近代資本主義の秩序界にありながら、「営利」を求めて必死の努力をするような生き方をせず、単にそれが自分の天職だからという理由で働く、ひたすら「職業に実直」な生き方であった。

以上、初出である『プロ倫』の2つの用例から、ヴェーバーにおけるカリスマ概念の出発点を確認できる。それは、使徒を模範とした無所有の生き方、営利へと駆り立てられずにただ「ペルーダだから」という理由でひたすら真面目に働く生き方である。以下ではこの2つの用例について掘り下げていくことにしよう。

5. カリスマの「対象」問題——「恩恵による選び」と「弟子」

まず、初出用例のうち《「恩恵による選び」を通して選ばれた「弟子たち」》というヴェーバーが括弧で括った二語に注目したい。ヴェーバーは、「恩恵による選び」で神に選ばれた「弟子たち」によるカリスマ賛美を、世俗内禁欲を推進する際の障害になったと述べている。カリスマ概念との関連で問題になるのは、カリスマが特定の選ばれた人にもみ与えられるのか、それともすべての人に与えられるのかという点である。

それにしても、「恩恵による選び」にしても「弟子たち」にしても、それほど特殊な語ではない。とくに「恩恵による選び」の語は、予定説と同義に用いられ『プロ倫』で括弧なしで度々登場する。「弟子たち」については、キリスト教において重要なイエスの弟子ではあるとはいえ、『プロ倫』の文脈では、括弧でくくるまでの必要性は感じられない。

この括弧の意味を考える手がかりは、そこに付された注にある。この注でヴェーバーは、ヘルマン・プリットの『ツィンツェンドルフの神学』から生活指針について述べた箇所を引用している。じっさいにその原文にあたってみよう。ヴェーバーはプリットの著書から一部を省略しているが、ここでは参考のために、ヴェーバーが引用する少し前の予定説に触れている部分から、省略せずにプリットの原文を引用しよう。ヴェーバーが引用した部分は書体をゴシックにして区別する（雨だれ点は原文〔本の著者はプリットだが、引用のほとんどはツィンツェンドルフの文章をプリットが引用している部分〕、黒丸点はヴェーバー、下線は引用者による強調）。

(18) ここでは敬虔主義の「変種」とされている。

「⁽¹⁹⁾しかし、救い主がご自分の奉仕のために特別な方法で任命される人々もいます。彼らのことを弟子と言います。」これは恩恵による選び (die Wahl der Gnaden) である。これについて彼 [= ツィンツェンドルフ] は、次のように述べている。「あなたが私を選んだのではなく、私があなただけを選んだのです。」それによれば、モーセについて次のように言われる。「彼はエジプトの宝を得るよりも、神の民とともにむしろ苦難を耐え忍ぶことを選んだのです。これが弟子身分 (die Jüngerschaft) です。それは、喜びを得ることができたときのイエス・キリストと同じ似姿であり、苦しみに耐え、恥を気にすることはありません。」「一言で言えば、マタイ5章に記されている⁽²⁰⁾、使徒たちがその人格のなかで示した全体としての弟子のあり方 (eine ganze Jüngerschaft) なのです。これこそが〔信仰の〕戦士にとって完全な喜び、幸福、そして神秘の最良の道であり、それによって疫病、障害、心配事から一挙に解放されます。しかし、それがすべての人に与えられるわけではないのと同様に、すべての人にふさわしいわけでもなく、したがってすべての人に要求することはできません。]」⁽²¹⁾

「それは、自分たちの至福 (Glückseligkeit) を大まかに4つの部分に分ける、ある種の人びと⁽²²⁾です。すなわち (1) 現世で、卑しい者とされ、軽蔑され、非難され、あるいは忘れられ、無視されること。(2) 自分たちの主に奉仕するのに用いないあらゆる感覚を軽んじること、構わずにおくこと、もし感覚があるならば、あなた方の主、すなわち私たちのために痛みと病とに満ちた一人の人間に似ているのだから、痛みを愛すること。(3) 何物も所有しないか、あるいは得たものを再び与えること。やむを得ないのであれば、彼らの愛する救い主が彼らの枕⁽²³⁾を持っていなかったことを読ん

(19) この引用の括弧は、ブリットがツィンツェンドルフの著作から引用している記号である。

(20) 「マタイによる福音書」の第5章から「山上の説教」が始まる。

(21) ツィンツェンドルフからの引用はいったん区切られるが、続けて再びツィンツェンドルフからの引用。

(22) 「ある種の人びと」という記述は、特定の人=弟子たちを指し、すべての人ではないことを示している。

(23) Kopfkisse. ここで「枕がない」ことを「読む」とは何を意味するだろうか。参考として「マタイによる福音書」(新共同訳)の一節を引いておく。「ある律法学者が近づいて、『先生、あなたがおいでになる所なら、どこへでも従って参ります』と言った。イエスは言われた。『狐には穴があり、空の鳥には巢がある。だが、人の子には枕する所もない。』」[マタイ8:18-19] 新共同訳ではこの箇所「弟子の覚悟」という小見出しをつけている。律法学者が貨幣の奴隷であることはしばしば指摘されることだが、彼らがイエスの受難と復活、最後の審判にいたる道とともに歩もうとする準備がないことを、イエスは見抜いていた。イエスと弟子たちには狐の穴や鳥の巢のように休息する場所などなく、地上で果てしなくさまよって続けなければならない。「どこへでも従って参ります」と信従を誓っているこの律法学者は、そのような弟子たるにふさわしい存在ではなかった。「枕」すらない生き方の要請は、ツィンツェンドルフが言及している「マタイ5章」の山上の説教で語られた「貧しさ」の勧めでもある。したがって「地上の富を所有していること」から離れることが勧められているわけである。ツィンツェンドルフは引用中の(3)の冒頭で、まずは「何も所有しない」ことを勧めているが、続けて「やむを得ないのであれば」と留保を付け、「地上の富を所有していることに顔を赤らめないこと」をあげている。ツィンツェンドルフに限らずプロテスタント系の立場からすれば、やはりカトリックの修道士が実際に体現する清貧は最大のライバルであつたらう。そこで、地上の富の所有それ自体を悪とするのではなく、地上の富に心を奪われることなく生きることが大切であり、そうすれば「顔を赤らめ」る必要がないという解釈が導かれる。引用されたツィンツェンドルフの文言でそのように明示こそされていないが、たとえばそのように心理的に解釈することもありえたであろう。なお、ルツによる解釈史を参照 [Luz 1990=1997: 42-43]。

だ場合でも、この地上の富を所有していることに顔を赤らめないこと。(4) 賃金のためではなく、むしろ天職 (Beruf) のため、また主の事と隣人の事のために、日雇い労働者のように働くこと。これらの人びとは、救い主が自らの仕事に必要とする種類の人びとであり、他のクリスチャンが拒絶と呼ぶものをまったく平気で自らの熱情 (Passion) と呼ぶことができる人々です。] [Plitt 1869: 444-445]⁽²⁴⁾ [倫理 Archiv 106 = MWG 480 = RSI 200 = 大塚訳 251 = 戸田訳 185]

このプリットの記述は、ほとんどがツィンツェンドルフの文章の引用であるが、そのエッセンスを抽出していると見てよいだろう。ヴェーバーはゴシック部分を引用した上で、続けて次のように説明している。

すべての人が「弟子」になれるわけではないし、またなってよいわけでもないのであって、そうではなく「弟子になれる・なってよいのは」ただ主が召した者だけなのである。——しかしツィンツェンドルフ自身の告白によれば (Plitt I S.449), それでもなお難題が残る。すなわち、山上の説教は形式上⁽²⁵⁾ すべての人に向けられているからである。この「自由な・愛の無世界主義⁽²⁶⁾」と旧洗礼派の理想とが親和関係⁽²⁷⁾にあるのは注目される。[倫理 Archiv 54 = MWG 375 = RSI 142 = 大塚訳 251 = 戸田訳 185]

ヴェーバーはここで、選り得た「弟子」の特殊性についてのツィンツェンドルフの見解を紹介している。恩恵によるカリスマは選ばれた者にのみ授けられるという聖徒的貴族主義がうかがえる。この点は、弟子身分が「すべての人に与えられるわけではないと同様に、すべての人にふさわしいわけでもなく、したがってすべての人に要求することはできません」という、先に見たツィンツェンドルフの言葉を参照することでより理解できるだろう。

ところが、弟子にふさわしい者は「ただ主が召した者だけ」という特殊性を確認したそばから、ツィンツェンドルフは「山上の説教」に思いを馳せる。あのイエスの説教は「すべての人」に向けられたものだったはずだ。ならば、すべての人に神からの賜物が授けられて然るべきであろう、と。「ただ主が召した者だけ」なのか、「すべての人」なのか。カリスマ授与の対象をめぐるこの激しい揺れ動きが、ツィンツェンドルフの社会的影響を複雑なものにしたと考えられる。それゆえヴェーバーは、カルヴァン派に比べれば世俗内禁

(24) ここでヴェーバーが引用した部分は、プリットがツィンツェンドルフの『ベルリン講話 第2巻』(Berliner Reden II) から引用している箇所である。ヴェーバーは1905年のアルヒーフ版では、引用元を正しく指示していた(記載はBerl. Reden II)。しかし1920年に『宗教社会学論集』に所収した際に、校正上の何かの手違いであろうか、Berl. がRel. に書き換わってしまった。ベルリン (Berlin) が宗教 (Religion) になってしまったのである。『宗教社会学論集』第1巻は、ヴェーバーが自ら校正を完了して自ら出版社に原稿を届けた完成版であるが、ヴェーバーからすれば思いもかけない誤植が新たに生じてしまった。

(25) formell

(26) freie Akosmismus der Liebe ヴェーバー宗教社会学のキーワードの一つである「愛の無世界主義」の語が、ツィンツェンドルフ論と旧洗礼派運動との間について用いられていることは注目される。

(27) Verwandtschaft

欲へと駆り立てる力は後退していると考えたのである。

こうしてみると、「恩恵による賜物」としての「カリスマ」授与の対象について考えるとき、「恩恵による選び」の思想が深く関与していることが読み取れる⁽²⁸⁾。この選びの思想が、誰を「弟子」とするかという問題と通じていることも明らかである。それが、誰が「召命」されているのかというベルーフ問題でもあることは容易に読み取れるだろう。

ヴェーバーが『プロ倫』で、プリットの書にあるツィンツェンドルフの文言を引用して、「恩恵による選び」と「弟子たち」という語に括弧をつけたのは、第一にはそれが引用であることの明示であろうが、さらに「恩恵による選び」の影響を強調する意味があったことが分かる。

以上、誰が弟子たりうるかの問題で揺れるツィンツェンドルフの思想的格闘を確認した。ではその弟子たちに、いかなるカリスマが与えられたのか。

6. カリスマの「内容」問題——「使徒的無所有」と「営利を求めない労働」

『プロ倫』が指摘する最初のカリスマは、「弟子たち」が模範とした「使徒的無所有」としてのカリスマであった。使徒的無所有というのは、世俗に積極的に働きかける要素ではない。むしろ、天国に富を積もうとして地上の富を放棄する生き方（Lebensführung）である。現世の富を拒否すればするほどその清貧さが地上の富にあふれた世俗の人びとから尊ばれるという、現世拒否のパラドックスとでも言うべき逆説において、カリスマが認められるのである。

ツィンツェンドルフは、「福音的勧告」による生き方に高低をつけるローマ・カトリック的な二重基準を否定している⁽²⁹⁾。この場合、聖徒的貴族主義は影を潜め、ルター的な全信徒祭司性（万人祭司）が主張されることになる。とすれば、祭司を職業としない信徒にとって、日常の信仰生活を生き生きと支える重要な要素として、職業労働が重視されてくる。

こうしてツィンツェンドルフが述べる「ある種の人びと」が「至福」としてあげた4つ

(28) プリットは次のように述べている。「この真理に対する学問的な承認が、ローマの福音的勧告（consilia evangelica）という誤った観念への恐れによって妨げられ、同時に、非福音的な業の卑下すなわち高次の善と低次の善という二重性をもった誤った倫理規定の反原理的な観念に対する恐れによって、妨げられた。しかし、ツィンツェンドルフの戦闘の教えは、これらすべての誤謬を否定したのである。ツィンツェンドルフの倫理は、功績による善（verdienstlichen Guten：収入による善）という概念を、真にキリスト教的なものとしては一切認めておらず、したがってここでもまた、その概念を恐れることはなおさらあり得ない。まさにこの弟子身分（Jüngerthum）こそが、ツィンツェンドルフにとって特別な仕方、恩恵による選びと恩恵による賜物の問題（Sache der Gnadenwahl und Gnadengabe）なのである」[Plitt 1869: 452]。

なお、原文の印刷はドイツ文字だが、この「福音的勧告」のみローマン体の活字が使われている。ここでプリットは、ツィンツェンドルフがローマ・カトリックの「福音的勧告」という二重基準の誤謬を否定したと述べているが、ヴェーバーが本文で指摘したのは、ツィンツェンドルフの一派が使徒的無所有というカリスマを賛美することで、結果として「福音的勧告」が部分的に復活する作用をもたらしたという点であった。福音的勧告を教えとして否定したにもかかわらず、清貧な生き方の称揚がかえってその復活に寄与してしまうパラドックスである。

(29) 前注に引用した、プリットによるツィンツェンドルフ論を参照。

目には、『プロ倫』の主題に強く関係する主張が登場する。すなわち日雇い労働者のように、賃金のために働くのではなくただそれが天職（Beruf）であるがゆえに働く、しかも主や隣人の事（Sache）のために働くのを「至福」とする生き方である。

『プロ倫』の2つ目のカリスマ用例も、これと共通する問題に触れている。それによれば、「営利を追い求めないで職業に実直な労働者を、使徒たちの模範に倣って生きる者、したがって弟子身分のカリスマを授けられた者だとして賛美した」という。そしてここに注をつけて、ウィリアム・ローの『真摯な呼びかけ』（1729⁽³⁰⁾）に言及し、イギリスの事例として引いているが、それは「貧困、純潔、そして——もともとは——世俗からの孤立（Isolierung von der Welt）⁽³¹⁾」をも説いていた、あの敬虔主義だと述べている〔倫理 Archiv 106 = RSI 200 = MWG 480 = 大塚訳 362 = 戸田訳 258〕。ここでヴェーバーの念頭にあったのは何だろうか。

いかなる事柄をカリスマと認めるのか、その内容について考えるには、具体的なイメージが重要となってくる。そこで以下に、ウィリアム・ローの『真摯な呼びかけ』のなかから、関連すると思われる箇所を抜粋してみたい。それによって、敬虔主義とりわけツインツェンドルフの系譜を引く者たちが、労働を含めた生活態度全般において「弟子身分のカリスマ」を賛美する場面を確認しよう。これは18世紀初頭の平信徒に対する教化の資料でもあるので、あえて長めに引用することにしたい。引用するのは「財産の賢明で敬虔な使用が、キリスト教的生活のあらゆる徳の点でいかに自然に私たちを大いなる完成へと導くのか。ミランダの性格を通して表現される⁽³²⁾」と題された『真摯な呼びかけ』の第8章である。ミランダとは、華やかな俗事を好む軽率な姉フラヴィアと対比される、思慮深い妹である。第8章はまず、規則の重要性を指摘する次のような一般的訓戒で始められている。

誰でも生活の一部分を敬虔に規則正しくすることは、それ自体に価値があるだけでなく、規則に従って生活するよう仕向け、私たち自身の分別ある行動について考えさせてくれるという大きな利点がある。

自らの業務を一定の規則の下に置く職業人（a man of business）は、それ以外の部分にも同じ方法で配慮するようになる。

それゆえ、自分の生活の一部を宗教の規則の下に置いた者は、同じ秩序と規則性を生活の他の部分へと広げるよう教えられるだろう。

もしある人が、自分の時間は偶然で処理されるにはあまりにも貴重で、万事を偶然にゆだねて浪費してしまうにはあまりに貴重だと考えるほど賢明であるなら、また、毎日が自分のなす業でいかに過ぎていくかを自ら観察する必要を感じ、自分の仕事の

(30) ヴェーバーは1728と記しているが、原書にはMDCCXXIXとあり、正しくは1729年である。ヴェーバー全集も参照〔MWG I/18: 480〕。

(31) 周知のように、「孤立」は予定説のもたらした帰結として、『プロ倫』におけるカルヴァン派の考察の重要な論点となっている。

(32) 第7章では姉のフラヴィアが取り上げられ、世俗的な華やかさを好み、軽率に財産を使ってしまう様子が描かれる。それとの対比で、第8章で賢く敬虔に生きようとする妹ミランダの姿が描かれている。

時間、終業後の時間、祈りの時間を一定の秩序に服せしめることを義務とするなら、その指針がどれほど素早くその人の生活全体を改革し、改善し、そして完全なものにするかは想像に難くない。

このように一度、よく秩序立てられた時間の価値を知りその利益を得た者は、自分にとって本当に重大なすべてのことに関して、その価値をもはや知らないではないだろう。

規則は、それが私たちの生活のごく小さな部分にしか関係しなかったとしても、単にそれが規則であるというだけで、私たちに大いなる利益をもたらすのである。

…… (中略) ……

他のさまざまな例をあげて、ほんとうに些細な事柄がいかに大いなる完成への第一歩であり、自然な始まりであるかを示すのは簡単であろう。

しかし、他のあらゆるものの中で、もっとも厳格な規則の下にあることを望み、それが正しく使われれば、自分自身にとっても他人にとっても最大の祝福となる二つのものは、時間とお金である。この両者についての天分 (talent) は、善行のための持続的な手段であり機会である。

このどちらかを賢く管理する際に、宗教的な厳格さをもって、また精確に行う者は、もう一方の正しい使い方についても、もはや無視することはできない。そして、これら双方について宗教的な配慮と処分に巧みな者は、キリスト教的完成の階段をすでに数段上っているのである。

ミランダ (フラヴィアの妹) は、冷静で理性的なキリスト者である。彼女が自分の時間と財産を所有することになってすぐ、最初に考えたのは、どうすれば神が彼女に求めていることをすべて最善の形で満たせるだろうか、またどうすればこの短い人生を最高なものとし、最も幸福なものにできるだろうか、ということだった。彼女は、祝福された主が言われた「必要なことはただ一つだけ⁽³³⁾」という言葉の真理を拠り所としており、それゆえに、自分の全生涯を、そのただ一つの必要なことを追い求める一つの持続的な労働 (labour) とする。何をしようとしまいと、何を好もうと好むまいと、その理由はただ一つ、神の御意志である。彼女は、真のキリスト者であることに付け足して、いわゆるよきご婦人であるふりをするほど弱くはない。そのような愚かな言葉のざわめきに囚われるには、ミランダは十分すぎるほどよく考えている。彼女は、謙遜、慈善、敬虔、禁欲、神の愛を実践してキリストに従うために、現世を拒否した。これがミランダの育んだよき教養である。

…… (中略) ……

ミランダは自らの義務を神と隣人と彼女自身とのあいだで区別しない。すべてを神によるものと考え、神の名において、神のためにすべてを行うのである。そのため彼女は、自分の財産は神の賜物 (the gift of God) であり、神に属するすべてのものと同様に、キリスト教的で聖なる生活の賢明で合理的な目的のために使われるべきもの

(33) 「ルカによる福音書」からの引用。「マルタ、マルタ、あなたは多くのことに思い悩み、心を乱している。しかし、必要なことはただ一つだけである」[ルカ 10:42]。ヴェーバーはマイスター・エックハルトが、このマルタとマリアの姉妹について、「せわしく立ち働いていた」マルタの方を恍惚としてイエスの話を聞くマリアよりも評価する解釈を提示したことに触れている [序論 RSI 258=MWG I/19 109=大塚・生松訳 68]。

だと考えている。それゆえ彼女の財産は自分自身と数人の貧しい人びととの間で分けられ、彼女はそこから残りの自分の分だけを所有する。彼女は、不必要で無駄な出費を自分につきつぎ与えるのは、他の人びとに同じように浪費させるために与えるのと同じ愚かなことだと考えている。したがって、彼女は貧しい人に人形劇を見に行くお金を与えないのと同様に、自分が同じように使うことも認めない。貧しい者たちについてそうあるべきと彼女が期待するのと同様に彼女自身も賢明であるのが、とても適切であると彼女は考えているからである。ミランダは次のように言う。貧しき者が、食事も飲み物も衣服も欲しいのに、与えられたものを愚かなくならない事で浪費してしまうのは愚かであり罪である、と。神の善を模倣したり、同胞や同胞クリスチャンに対する親切や慈善の事業に使ったりする方がはるかに良いはずのお金を、愚かな気晴らしに使ってしまうのは、私の愚かさでも罪でもないとも言うのだろうか？[Law 1729: 103-108]（強調点は原著者、下線は引用者）

かなり長い引用となったが、本稿にとって重要なのは、このミランダの生き方が模範とされていることである。この営利を求めない生き方が、弟子身分としてのカリスマと受けとめられた、そうヴェーバーは考えたのだろう。ミランダは、親の遺産として受けとった自らの財産を貧者たちと分かち合い、自ら手にするのはその残りに過ぎない。しかも貧者に対してそれを娯楽に使わず、また自らも娯楽に使うことなく、「賢明で合理的な目的」のために、適切に管理していこうとする。「キリストに従う」ために現世から離れる彼女の生き方は、まったくの「無所有」とまではいかないが、選ばれた「弟子」のそれに近いものだろう。

それにしてもこのテキストは、『プロ倫』で描かれる敬虔な信徒の生活全体の規律化、世俗内禁欲の様子が分かるものの一つと言えるだろう。日常のごく些細なことから生活を「規則」に従わせ、仕事の時間、終業後の時間、祈りの時間などの「時間」の秩序を守るなら、生活全体を「完全」へと導くことができる。なかでも「時間とお金」について、規則を厳格に適用することが勧められている点は注目される。お金は生きる上での必要事や慈善のためのもので、パペット劇のような「くだらない」ものなどの「気晴らし」に使うべきではないという娯楽批判は、厳格なカルヴァン派にも引けを取らない指針と言える。その生活の原理原則はただ一つ、「神の御意志」にかなうようにすることである。そうして彼女は、キリストに従うために現世から離れていく。もちろんローの記述にはないが、ヴェーバーからすればそれは「世俗からの孤立」だということになるのだろう。この孤立こそが近代資本主義の精神の中核を担っていくことに思いを馳せずにはいられない。

7. 現世拒否のパラドックス

ヴェーバーにおけるカリスマ概念の初出は、『プロ倫』であった。しかも、2箇所ある言及のいずれもツィンツェンドルフとの関連で使われている。そこでは、弟子たちのあいだに広まった使徒的無所有というカリスマが指摘され、また、営利を求めずただひたすら天職に真摯に従事する使徒的な態度についてカリスマの語が用いられていた。

カリスマの対象という点で見れば、ツィンツェンドルフは「選び」と「弟子」を重視す

るがゆえに、すべての人にカリスマが授けられるとは考えていない。しかし同時に、イエスの山上の説教を踏まえて、すべての人に授けられるのではないかという疑問がたえず持ち上がってくる。この揺れ動きは「曖昧さ」ともなって、一貫した禁欲的生活態度の形成という点で弱点となったと考えられる。

他方、カリスマの内容についてはどうだろう。カリスマ授与の対象に特殊恩恵か普遍恩恵かの揺れがあるとしても、それが「選び」と「弟子」に深く関わっている以上、その内容も、やはり「弟子」性に深く関わるものとなる。使徒のように、弟子のように、イエスについていくことができるか、現世の俗事から距離を取ることができるかが問題である。ところが、俗事を切り捨て、神の国に向かって現世拒否の敬虔な態度を突き詰めていくと、世俗においてはその生き方自体が光り輝いて見えてくる。『プロ倫』におけるカリスマの用例は、この現世拒否のパラドックスを体現した事例だと見ることもできよう。ただしそれは、ある人物自身をカリスマとするのではなく、あくまで神ないし聖霊による「恩恵の賜物」としての「カリスマ」の所有である。

それに対して1907年のエルゼ宛書簡においては、ある特定の人物の資質にカリスマの語が用いられている。(続く)

〔文献〕

安藤英治, 1992, 『ウェーバー歴史社会学の出立』 未来社。

ヘルムフト兄弟団, 2023, 『日々の聖句』 (LOSUNGEN 2024) ベテスタ奉仕女母の家出版部。

Law, William, 1729, *A Serious Call to a Devout and Holy Life. Adapted to the State and Condition of All Orders of Christians*, London: Printed for William Innys at the End of the St. Paul's.

Luz, Ulrich, 1997, *Evangelisch-Katholischer Kommentar zum Neuen Testament I/2: Das Evangelium nach Matthäus (Mt 8-17)*, Benziger und Neukirchener. (=1997, 小河陽訳『EKK 新約聖書注解 I/2 マタイによる福音書 (8-17章)』 教文館。

宮田光雄, 1998, 『御言葉はわたしの道の光——ローズンゲン物語』 新教出版社。

Plitt, D. Hermann, 1869, *Zinzendorfs Theologie: Erster Band*, Ghotia: Friedrich Andreas Perthes.

Ritschl, Albrecht, 1882, *Die christliche Lehre von Rechtfertigung und Versöhnung*, Erster Band, Zweite verbesserte Auflage, Bonn: Adolph Marcus.

佐野誠, 1993, 『ウェーバーとナチズムの間——近代ドイツの法・国家・宗教』 名古屋大学出版会。

ヴェーバーの著作

【『プロ倫』】

Archiv: アルヒーフ版: 1905, "Die Protestantische Ethik und der „Geist“ des Kapitalismus, II. Die Berufsidee des asketischen Protestantismus," in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, 21. Band., Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck), 1—110.

RSI: 論集版: 1920, "Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus," in: *Gesammelte*

Aufsätze zur Religionssoziologie I, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck).

MWG : 全集版 : 2016, “Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus,” in: *Max Weber Gesamtausgabe, I/18 (Abteilung I, Band 18), Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus / Die protestantischen Sekten und der Geist des Kapitalismus, Schriften 1904 - 1920*, Herausgeben von Wolfgang Schluchter, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck).

大塚訳：大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫，1989。

戸田訳：戸田聡訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』『宗教社会学論集 第1巻（上）』北海道大学出版会，2019。

【その他のヴェーバーの著作】

MWG I/19 : 1989, *Max Weber Gesamtausgabe, I/19 (Abteilung I, Band 19)*, *Die Wirtschaftsethik der Weltreligionen: Konfuzianismus und Taoismus, Schriften 1915-1920*, Herausgeben von Helwig Schmidt-Glintzer, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck). (=1972, 大塚久雄・生松敬三訳「世界宗教の経済倫理 序論」『宗教社会学論選』みすず書房。)

MWG I/22-4 : 2005, *Max Weber Gesamtausgabe, I/22-4 (Abteilung I, Band 22-4)*, *Wirtschaft und Gesellschaft: Die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte. Nachlaß*, Herausgeben von Edith Hanke, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck). (=1962, 世良晃志郎訳『支配の社会学 II』創文社／2024, 野口雅弘訳『支配について II——カリスマ・教権制』岩波書店 [岩波文庫]。)

(2024.5.22 受稿, 2024.7.8 受理)

〔抄 録〕

本稿では、マックス・ヴェーバーがカリスマ概念を初めてもちいた初出用例である、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の2用例について検討した。2つの用例はいずれも敬虔主義のツィンツェンドルフに関する考察のなかで用いられている。ツィンツェンドルフは、敬虔主義のなかでももっとも感情的要素を強調したとされながらも、世俗内禁欲の形成に寄与した。しかしその一方で、「弟子たち」のなかに生じた「使徒的無所有」というカリスマの賛美は、批判したはずの「福音的勧告」を復活させることにもなった。「弟子」は「選ばれた」身分である。しかしツィンツェンドルフは、恩恵は選ばれた者のみに授けられるものなのか否か、予定説をめぐって悩み続けた。「恩恵の選び」と「恩恵の賜物」、すなわち予定説とカリスマとは関連した問題なのである。また、営利を追求することなくそれが天職だからという理由で真摯に働く生活態度は、使徒に倣った生き方として、やはり「弟子」のカリスマとみなされ賛美される。こうして『プロ倫』におけるカリスマの用例は、現世を捨ててキリストに従う「弟子」身分に関わるものであることが分かる。ここでのカリスマ概念は、現世拒否の徹底がかえって世俗から賞賛されてしまう現世拒否のパラドックスを読み込む手がかりともなっている。

〔論 説〕

サステイナブルでウェルビーイングな都市とは どのようなものか？

田 中 信一郎

目次

1. はじめに
2. 上田市のウェルビーイングとサステイナビリティ
3. ウェルビーイングとサステイナビリティを共に損なう都市形成の構造的・歴史的な背景
4. SA と WA の概念を統合した都市
5. おわりに

1. はじめに

サステイナビリティの実現を目指すこと (Sustainability Approach: SA) とウェルビーイングの実現を目指すこと (Well-being Approach: WA) は、必ずしも整合的でない。サステイナビリティもウェルビーイングも、人間のある種の幸福状態を示す概念であるが、矛盾する部分を有していると指摘されている。

サステイナビリティの基礎的な概念として広く用いられるのは「サステイナビリティとは、将来世代のニーズを損なうことなく、現在世代のニーズを満たすこと」との考え方である。これは「持続可能な開発とは、将来の世代が自分たちのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在のニーズを満たす開発である」という、国際連合の環境と開発に関する世界委員会 (World Commission on Environment and Development) 報告が示した概念に基づく⁽¹⁾。この組織は、日本政府の提案に基づいて 1984 年に国連に設けられ、委員長の名を取ってブルントラント委員会ともいわれる。

ウェルビーイングについては多様な考え方があるが、ここではアマルティア・センの「効用を得る機能にアクセスできる潜在能力 (ケイパビリティ) を阻害されていない (自由を獲得している) こと」との概念を採用する⁽²⁾。理由の第一は、多様にあるウェルビーイングの考え方のなかで、もっとも厳しい条件を示すものの一つだからである。しばしば示される個人の幸福感を重視する主観的ウェルビーイング概念と異なり、センのケイパビリティ概念は社会の客観的な条件、実質的には構造的暴力の解消を求めている。第二は、セ

(1) 筆者訳。原文は次のとおり。Sustainable development is development that meets the needs of the present without compromising the ability of future generations to meet their own needs.

(2) センのケイパビリティの概念については、次の本で詳細に論じられている。Sen, Amartya. [1995] Inequality Reexamined. Harvard University Press (アマルティア・セン著、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳 [2018] 『不平等の再検討：潜在能力と自由』岩波書店)。

ンがSAに批判的な姿勢を示しているからである。センは、SAを「自由の阻害を正当化する」と批判し、将来世代の潜在能力を危険にさらすことなく、現在世代の潜在能力を維持・拡大することを求めた⁽³⁾。

要するに、SAは将来世代のために現在世代の自由を抑制することを認め、WAは現在世代の自由の抑制を認めないという点で対立する。例えば、気候変動への対応として石炭火力発電の廃止を求めるSAは、WAの視点からすれば、低所得層による安価な電気へのアクセス（発展途上国であれば経済発展）という自由を抑制しかねない。あるいは、国際間の総量規制型排出量取引制度や国際環境税等による世界レベルでのカーボンプライシングを導入すれば、石炭火力発電のコストは大幅に増大し、結果的に低所得層の電気へのアクセスという自由を抑制しかねない。

センの批判に対しては、SA側から反論がなされている。生態系サービスが現在世代の潜在能力を支えている、自然そのものに価値が内在している等との指摘である⁽⁴⁾。

センの指摘には一定の合理性が認められ、SAの反論にも相応の合理性が認められるが、むしろ両概念は統合的に発展しうるものではないだろうか。国連開発計画のリサーチペーパーは、工業先進国と発展途上国で直面する関係性が異なり、個別・具体で検討することの重要性を示唆している⁽⁵⁾。また諸富徹はSAとWAの両概念の統合可能性を示唆している⁽⁶⁾。

そこで本稿では、個別具体の都市/地域空間のあり方を論じ、SAとWAの両概念を統合できる可能性を示す。取り上げる地域は、市街化された都市部と農山村の広がる中山間地域の両方を有する長野県上田市である。まず、現在の上田市民のウェルビーイングの状況を示し、それがサステナビリティと密接に関係していることを示す。次に、その歴史的・構造的な背景を考察する。そして、SAとWAの両概念が統合された都市の姿を示す。

2. 上田市のウェルビーイングとサステナビリティ

上田市では近年、地域の実情・課題を多面的なデータとファクトを通じて総合的に分析し、理解する官民共同の活動が盛んになっている。原動力となっているのは、上田市民の有志で構成する「上田ビジョン研究会」である⁽⁷⁾。同会は2020年に活動を開始し、最初に上田市が公表している行政計画と統計資料をほぼすべてレビューした。その結果、立地適正化計画で市街地のスプロール化を抑制する方針を立てながらも、国土利用計画で農地の宅地等への転用を拡大する計画を定めるという矛盾を見出す等、行政方針間の不整合やデータ・ファクト・分析の不十分な反映等を明らかにすることとなった⁽⁸⁾。

(3) 諸富徹 [2022] 「センの潜在能力アプローチと持続可能な発展」大塚直/諸富徹編『持続可能性と Well-Being—世代を超えた人間・社会・生態系の最適な関係を探る』日本評論社, p. 9-10。

(4) 前掲「センの潜在能力アプローチと持続可能な発展」p. 13-14。

(5) Neumayer, Eric. [2010] "Human Development and Sustainability," United Nations Development Program, Human Development Reports, Research Paper 2020/05.

(6) 前掲「センの潜在能力アプローチと持続可能な発展」p. 20-21。

(7) 信州大学繊維学部教授の高橋伸英が座長を務め、NPO 法人上田市民エネルギーが事務局となっている。筆者はアドバイザーとして、発足前の準備段階から関与している。

なかでも、市民と行政双方の関心を強く引いたのは、ウェルビーイングに関するデータ・ファクトであった。研究会メンバーの当初の関心は、ウェルビーイングになく、もっぱらサステナビリティにあった。発足直後、2020年10月に開催した公開シンポジウムは「上田400年ビジョン会議」というタイトルで、約400年前に真田昌幸が上田城を建設したことをきっかけに発展した上田を40年後までサステイナブルにするという意図であった。だが、前述のレビューと市民間での議論を重ねるに従い、メンバーの関心はウェルビーイングに重きを置くようになった。そして、2021年10月からは、サステナビリティとウェルビーイングの両方を追求する「上田リバース会議」を始めた。

研究会が関心を抱いたことの一つは、上田市民の多くが高齢化したときの移動と居住に不安を抱いていたとの調査結果である。これは上田市が2019年10月に行った市民アンケートである⁽⁹⁾。「少子高齢化、人口減少が進む中であって、今後、上田市で暮らしていく上で、どのようなことに不安を感じますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んでください。」との設問に対し、1位(46.9%)が「車の運転ができなくなり、移動手段が確保できなくなること」、2位(45.1%)が「ひとり暮らしの高齢者が増えること」、3位(28.7%)が「空き家が増えること」、4位(23.2%)が「商店やスーパーが減少すること」であった。なお、市街地と中山間地域の回答を比べると、1位の回答は中山間地域で高く、2位の回答は市街地で高かった。総合すれば、市民は市街地でも中山間地域でも将来への不安を抱いていることになる。

研究会は、シンポジウムの参加者にも地域に対する不安や課題を尋ね、アンケート結果を裏書きするような回答を得ている。2020年10月のシンポジウム参加者からのコメントには「車がないと生活できない。近くに店がない。空き店舗の増加によって人が町を歩かなくなっている」「徒歩圏に小売店、公園がほとんどない」「若いころは自然の中がいい、過疎地に住宅を持ったが、いずれ車がつかえなくなり老後を考えたと、とても不安を持っています」「免許返納で移動手段がない」等のコメントが示された⁽¹⁰⁾。

研究会は、市民の移動手段の大半が自家用車であることにも着目した。上田市立地適正化計画によると、上田市の就業・通学者の移動手段の73.4%が自家用車で、自転車9.5%、徒歩6.3%、鉄道5.6%、オートバイ1.4%、バス1.4%と2位以下を大きく引き離している⁽¹¹⁾。加えて、上田市は自動車利用の利便性をさらに高めるため、道路面積を増やす計画を立てている⁽¹²⁾。

研究会はまた、中心市街地の価値が大きく下落していることを上田市のデータから見出した。中心市街地がいわゆるシャッター通りとなっていることは、多くの市民が実感しているところだったが、それがデータからも裏づけられたのである。中心市街地の小売店の数は1997年を100としたときに、2012年には60まで低下しており、中心市街地の休日

(8) 田中信一郎・高橋伸英 [2021]「自治体の立地適正化計画と関連する行政計画との関係―長野県上田市の事例」『計画行政』第(44)巻第3号。

(9) 上田市 [2019a]「住民アンケート調査結果報告書」。

(10) 上田ビジョン研究会 [2021]「上田の大危機を乗り越えるための5つのヒント」。ホームページ (<https://ueda-vision.jimdosite.com/>) でも公表されている。

(11) 上田市 [2019b]「立地適正化計画」。国勢調査データを基にしている。

(12) 上田市 [2016]「国土利用計画・第二次上田市計画」。

歩行者通行量の推移を見ると、1983年に10時から19時まで8万人が通行していたものが、2014年には同じ時間帯で1万人にまで低下していた⁽¹³⁾。1998年に1㎡当たり62.4万円だった中心市街地（中央一丁目）の地価は、14年後の2012年には同じ場所で12万円にまで下落していた⁽¹⁴⁾。立地適正化計画によると、中心市街地だけでなく郊外も地価が大幅に下落しており、上田市全体で地価が下落している。

こうした都市機能の喪失あるいはアクセス不能はウェルビーイング、すなわちセンのケイパビリティと密接に関連している。新田保次はセンの機能（functioning）の考え方を踏まえて、市民の外出に関連する生活行動の13項目「(1) 通院 (2) 買い物 (3) 公的・金融機関での用事 (4) 理髪・美容院 (5) 親族・友人との面会 (6) 仕事・ボランティア (7) 教養・習い事 (8) スポーツ (9) 芸術鑑賞やスポーツ観戦 (10) 散歩・ハイキング (11) 外食・パーティ (12) 墓参り (13) 旅行」を抽出した⁽¹⁵⁾。これらが阻害されれば、ケイパビリティが損なわれることになるという。

よって、客観的にみると、上田市民は将来のウェルビーイングが脅かされている状態にある。上田は中心市街地や徒歩圏での生活に必要な都市機能を失いつつあり、自動車を運転できなければそれらの都市機能にアクセスしにくいからである。自動車という移動手段を自由に扱えなければ、旅行や外食のような非日常の行為はおろか、通院、買い物、親族・友人と会うという日常生活すら困難になるリスクを有している。これは、潜在的なケイパビリティが脅かされている状態といえるだろう。

一方、現在の上田市民の大半が低い幸福感を感じているわけではない。市民アンケートの「上田市は住みやすいまちだと思うか」との問いに対し、81.8%の市民が「住みやすい」（大変住みやすい19.3%／まあまあ住みやすい62.5%）と回答している⁽¹⁶⁾。

ただし、その理由の背景には自動車の存在が見え隠れする。住みやすいと答えた者にその理由を尋ねた設問「住みやすいと感じる主な理由は何ですか。次の中から2つまで選んでください。」に対して、1位（77.3%）「自然環境に恵まれている」、2位（54.4%）「買い物などの日常生活が便利」、3位（11.2%）「道路や街並みなどが整備されている」、4位（9.8%）「通勤・通学が便利」との回答であった。この回答から市街地周辺の自然環境や中山間地域へのアクセスを含め、自動車を移動手段として使えることが「住みやすさ」に直結していると分かる。

要するに、現在の上田市民のウェルビーイングは自動車によって全面的に支えられ、何らかの理由で将来に自動車を使えなくなると、それが大幅に悪化する。研究会のレビューから、市民は将来のリスクに気がついているものの、現状にはそれほど困難をきたしていないことが明らかになった。自動車の運転をできなくなっても、何らかの手段（送迎やタクシー等）で移動を代替できれば、大きな問題とならないだろう。

しかし、自動車利用を中心とする市民生活は、自分たちの財産価値を低下させる作用を

(13) 上田市 [2015] 「中心市街地活性化基本計画」。

(14) 上田市 [2019b]

(15) 新田保次 [2016] 「道路交通関連の社会資本整備の理念転換」大久保規子編『緑の交通政策と市民参加—新たな交通価値の実現に向けて』大阪大学出版会、p. 50。

(16) 上田市 [2019a]

有している。なぜならば、中心市街地も郊外も地価を下落させている原因が、人口減少が起きている中で都市のスプロール化にあることは明白だからである。

問題は、保有する富が減少していくならば、自動車の代替となる移動手段を自らで手当てすることが困難になることである。なぜならば、送迎、タクシーいずれの代替手段であっても、その大半が市場を通じて供給される可能性が高いからである。市場を通じて供給される移動手段を使うには、支払いのための資金力（所得あるいは資産）が相応に必要なとなる。親族やボランティアという無償の代替手段は、硬直性（必要な時に必要な移動をしにくい）や心理的負担（迷惑をかけたくない）を伴うため、市場による供給ほど使い勝手がよくない。また、すべての人々が親族やボランティアを頼れるわけでもない。市民アンケートでは独居高齢者が増加すると、不安視されているのである。

さらに、保有する富の価値総量が減少していくことは、ウェルビーイングの直接的な低下につながる。資金的な不安は、直接的に幸福感を低下させ、間接的に市場を通じた支援の可能性を低下させる。

そして、自動車の利用はサステナビリティの課題と直結する。上田市の市域全体からの温室効果ガス排出のうち、1位（32.4%）が自動車利用等による運輸部門である⁽¹⁷⁾。道路の建設や市街地の拡大は、自然環境の損失に直結する。自動車の増大は、騒音や大気汚染といった生活環境の悪化にもつながる。

ここに、上田市あるいは都市／地域という個別・具体の空間でSAとWAを統合する必要性が見出される。移動手段の確保にのみ着目するWAであれば、自動運転車の普及とそれまでのリリーフとしてのデマンドバス等の施策が解決策となる。温室効果ガスの排出のみに着目するSAであれば、ガソリン自動車から電気自動車への転換が解決策となる。両者をテクノロジー的に組み合わせた自動運転の電気自動車であれば、それを利用する料金あるいは保有する資金の問題が発生する。市民の財産である土地の価値が全体的に下落し、その原因が都市のスプロール化にあるからである。

また自動運転車等のテクノロジーに頼る解決策は、民主主義を軽視するという別の問題を生み出す。ボストン市にデジタル技術を導入することになった研究者は、その問題を次のように論じる⁽¹⁸⁾。テクノロジーに依存する解決策は「社会的・政治的な力学がもたらすあらゆる障害を覆い隠し、都市生活のすべての問題をテクノロジーの問題として認識させ、テクノロジーが解決できる問題だけに取り組みせようとしむけ」「テクノロジーを変化させることができる、あるいは変化させるべき主要な変数だと見なすことで、政策改革や政治の方針転換といった他の目標が見落とされてしまう」という。

特に自動運転車については、スプロール化を助長するという問題がある。すなわち「これまで自動車で移動するのに使われていた時間が仕事や余暇に使われるようになれば、人々はさらに長い移動時間を受け入れるようになり、移動距離がさらに伸びてゆく可能性がある。こうした自動運転車によるスプロール化は、ダウンタウンへの投資を抑制するだ

(17) 上田市 [2023] 「地球温暖化対策地域推進計画」。

(18) Green, Ben. [2019] *The Smart Enough City: Putting Technology in Its Place to Reclaim Our Urban Future*, Massachusetts Institute of Technology (ベン・グリーン著、中村健太郎／酒井康史訳[2022] 『スマート・イナフ・シティーテクノロジーは都市の未来を取り戻すために』人文書院) p. 18。

けでなく、環境にも壊滅的な影響をあたえることになる」のである⁽¹⁹⁾。

それでは、どのようにすればいいのか。それを探るには、現在の都市が抱える構造的・歴史的な背景を考察する必要がある。なぜならば、都市/地域の構造に手を付けず、対症的に解決しようとしても、スプロール化という都市/地域の構造自体に問題の原因が内蔵され、それが経路依存で拡大する状況になっているため、根本的な解決をすることができないからである。

3. ウェルビーイングとサステナビリティを共に損なう都市形成の構造的・歴史的な背景

東京等の一部の大都市を除けば、日本の都市/地域の多くが、上田市と同様に自動車に依存した状況になっている。2023年3月末現在で世帯当たりの自家用自動車の普及状況を見ると、福井県(1,698台)、富山県(1,640台)、山形県(1,635台)の順となっており、長野県は6位(1,549台)となっている⁽²⁰⁾。最下位からは東京都(0,416台)、大阪府(0,623台)、神奈川県(0,678台)と、普及状況は地方で多く、大都市で少ない傾向となっている。

歴史的にみると、1970年代から1990年代にかけて、自動車が一般世帯に普及した。日本全体の自家用乗用車の普及推移を見ると、1966年2,289,665台だったものが、1971年9,104,593台、1976年17,377,551台、1981年23,646,119台、1986年27,790,194台、1991年35,151,831台、1996年45,068,530台、2001年52,449,354台、2006年57,097,670台と、40年間で25倍(24.937倍)に急増した⁽²¹⁾。

上田市で人口動態と組み合わせて見ると、自動車が急増した時代に地方都市の形成が進んだことになる。例えば、上田市の市街地(合併前の旧上田市区域)の人口推移を見ると、1970年代から1990年代にかけて人口が増加した。1950年95,554人だった旧上田市は、1965年になっても96,539人ととどまっていたが、1970年には99,499人に増加し、1980年111,540人、1990年119,435人と順調に増加を続け、2000年にはピークの125,368人に達し、その後から減少に転じている。それでも2020年には依然として1990年レベルの120,466人となっている⁽²²⁾。

多くの地方都市が上田市と同様に、自動車普及と人口増加の時代が重なったと考えられる。なぜならば、東京圏、大阪圏、名古屋圏の三大都市圏とその他の地方圏の人口流入の状況を見ると、高度経済成長期に地方圏から三大都市圏に人口が多く流出し、1970年代前半の高度経済成長の終了と共に人口流出が止まっているからである⁽²³⁾。上田市では、周辺の中山間地域から人口が流入する一方、それとほぼ同じくらいの人口が大都市圏に流出していたと推察できる。実際、高度経済成長期の周辺自治体(合併前の区域)では大幅に人口が減少している。高度経済成長の終了で流出が止まった結果、地方都市の人口が増

(19) Green, Ben. [2019] p. 49.

(20) 一般財団法人自動車検査登録情報協会 [2023a] 「都道府県別の自家用乗用車の普及状況(軽自動車を含む)」。

(21) 一般財団法人自動車検査登録情報協会 [2023b] 「自動車保有台数の推移」。

(22) 上田市 [2020] 「国勢調査年次別の世帯数及び人口(グラフ)(大正9年～令和2年)」。

(23) 閣議決定 [2019] 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」の図6「三大都市圏及び地方圏における人口移動(転入超過数)の推移」。

加したと分かる。

戦後、戦災での大量の住宅損失、日本全体での人口の増加、中山間地域から都市への人口移動、核家族化による世帯数の増加、財政の不足が同時期に起きたことにより、政府は大量の住宅供給の必要に迫られつつ、当事者の自己資金の活用を前提に、質を軽視して量を重視する政策方針を採用してきた。それは「持ち家促進のシステムを組み立て、それによって、人びとの住宅事情を改善するだけではなく、経済成長を支え、社会統合を保とうとした。このシステムは、開発主義（developmentalism）の政策フレームのなかに位置づけられた。開発主義とは、国家主導の政治経済体制と市場に対する政府介入のもとで、産業・経済開発を優先させ、その成果を根拠として、社会統合を維持しようとするイデオロギーを指す。開発国家（developmental state）の住宅システムは、住宅領域だけではなく、より広く社会・経済領域に関係した」と、人々が自己資金で住宅を確保することを促しつつ、それを経済成長の原動力とすることで、政府支援の乏しさによる不満を抑制する構図であった⁽²⁴⁾。

上田市のような地方都市で人口が増加した1970年代から1990年代は、自動車の普及と同時に住宅の「金融化」が進んだ時代であった。高度経済成長の終了に伴い「政府は、住宅政策を景気対策の中心手段として位置づけ、持ち家建設を増大させ」「その柱となったのが、住宅金融公庫の住宅ローン供給を拡大する施策であった」。これにより、多くの世帯が長期ローンを組んで、住宅を取得することになった。これが「金融化」である⁽²⁵⁾。

1970年代から1990年代にかけて地方都市で住宅を取得した人々にとって、郊外の住宅、自動車、低利の長期ローンが三種の神器となった。市街地から離れた価格の安い土地であっても、自動車で通勤すれば距離はほとんど問題とならず、むしろ借入総額を抑えつつ、広々とした庭付きの一戸建てをアフォードブルに購入することができた。それは、相対的に所得の低い地方都市であっても、所得の高い大都市とそれほど変わらないウェルビーイングの享受を可能としていた。

自治体にとっても、既成市街地での再開発に投資をするよりも、郊外の開発を進める方が安価であり、合意形成にかける手間も少なく済むことを意味していた。高密の既成市街地は、騒音や大気汚染等によって郊外よりも居住環境が劣悪で、本来であれば再開発に投資する意味があったが、その分だけ利害関係者が多く、地価も高かった。それに比べて、低密の郊外には住宅に転用できる農地が多くあり、多額の現金を手にするため、多くの農家が喜んで土地を売ってくれた。郊外の道路整備は、既成市街地の区画整理よりも安価かつ手早くできた。道路建設の財源も道路特定財源のために他の政策分野よりも相対的に潤沢であった。

こうした開発を思想的に後押ししたのが、都市計画におけるモダニズムであった。この出発点は、世界中の都市計画家や建築家が1933年のアテネに集まった会議にあった。その会議で採択された「アテネ憲章（The Athens Charter）」は「全95条からなる近代都市のあるべき姿の提案であり、都市の機能を「住む」「働く」「憩う」「交通」の4機能に加え、ゾーニング、グリーンベルト、歩車分離、オープンスペースの確保を提唱した。地

(24) 平山洋介 [2020] 『マイホームの彼方に一住宅政策の戦後史をどう読むか』 筑摩書房, p. 11.

(25) 平山洋介 [2020] p. 120-121 および p. 130.

域は用途別に分離・区画され、それらをつなぐべく歩道・車道の分離された広い街路が造られ、それに沿って高層建築によって生み出されたオープンスペースが設けられ、そこには「太陽・緑・空間」の備わった快適な都市環境が実現する」とされた⁽²⁶⁾。そして「このアテネ憲章の基本理念は当時の世界各都市のその後の都市計画に大きな影響を与えていく。とりわけ機能分離理論が、後の近代都市計画の基本となり、「住む」「働く」「憩う」の土地利用の区分つまり用途純化とそれらをつなぐ都市施設つまり「交通」のための道路整備への大きな推進力」となった。ル・コルビュジェの「輝く都市」構想は、まさにこれを表現したものであった。

都市計画におけるモダニズムは、ウェルビーイングを軽視したわけでないどころか、ウェルビーイングを重視して進められた。そのさきがけとなる田園都市を構想し、実際にロンドン近郊に田園都市レッチワースとウェリンを建設したエベネザー・ハワードは、経済学者の「マーシャルの論文「ロンドンの貧困者の住居をいかにするべきか」における、労働者の都市近郊の田園地帯への移住が、移住者のみならず移住先の地主および鉄道会社に及ぼすメリットの指摘を、著書に引用して「労働者の都市近郊の田園地帯への移住」によって「街中にいながら「田舎のさわやかな喜び」である野原や茂みや林にアクセスできる」と論じていた⁽²⁷⁾。「この構想は、後にわが国に輸入され、周知のように、大正末期に実業家の渋沢栄一らが開発した現在の大田区田園調布のモデルとなった」という。

上田市などの地方都市のスプロール化は、こうした都市計画のモダニズムからすれば、理想的な都市の形態であったといえる。すなわち、住む場所は郊外の田園の中にあり、働く場所は市街地の中心部のオフィスあるいは工業団地、憩う場所は郊外の道路沿いにあるショッピングセンターや都市公園、その間を自動車で移動するものだからである。

実際、現在の日本の都市計画は、この考え方を基本としている。中野恒明によると「近代都市計画の掲げる工住混合地域の解消、つまり用途分離の「土地利用計画」だが、国によってはその効率性追求のために「商」と「住」の分離策へと突き進んでいく。そしてそれらの地域間を結ぶ道路や鉄道などのインフラ整備の「都市施設」、土地の高度利用のための「再開発」はその時代の必然として生まれ、それが世界の近代都市計画の主流となっていく」「それはアテネ憲章の「住む」「働く」「憩う」「交通」の4機能のゾーニング理論をより発展するかたちへと変化し、また新たな再開発手法が付け加えられていく。1968年制定のわが国の新都市計画法、そして市街地再開発法の成立もその流れを汲んでいる」という⁽²⁸⁾。

しかし、この考え方と手法によって確保されたウェルビーイングは、残余化された人々のウェルビーイングという課題を抱えることになった。残余化とは、想定された標準のあり方から外れた人々のことを指す。この場合であれば、安定的な職と相応の所得を得て、自動車を保有し、専業主婦がケア労働をしてくれる健康な異性愛の男性が「想定された標準」となる⁽²⁹⁾。政府がしばしば示す「標準世帯」もこれに類する。

標準に該当する人々にとっては十分なウェルビーイングを確保できる都市空間であって

(26) 中野恒明 [2017] 『まちの賑わいをとりもどす一ポスト近代都市計画としての「都市デザイン」』 花伝社, p. 33。

(27) 大森正之 [2020] 『持続可能な経済の探求—環境経済思想の軌跡』 丸善出版, p. 73。

(28) 中野恒明 [2017] p. 34-35。

も、自動車を運転できない残余化された人々にとっては、ウェルビーイングを確保できる状況とはならない。運転免許保有者数の推移を見ると、1970年の保有者の82.0%が男性であった。男性の比率は徐々に低下していくが、それでも1980年の70.7%が男性、1990年の62.4%が男性、2000年であっても58.7%が男性であった⁽³⁰⁾。つまり、地方都市のスプロール化が進む時期には、自動車の運転は圧倒的に男性の領域であった。こうした課題は「男性の地位や特権は、女性の移動を制限し、女性が多様な空間にアクセスする力を制約することによって維持されている」等と、フェミニズムの視点から指摘されてきたことである⁽³¹⁾。

もちろん、サステナビリティのことも考えられていない。自動車移動を中心とするスプロール化した都市は、徒歩や公共交通を中心とする都市と比べて大きな負荷を環境にかけている。少なくとも、開発に伴う周辺の実環境の減少と自動車利用に伴う温室効果ガスの排出増加は免れない。

したがって、自動車を中心とした既存の都市／地域空間のあり方を所与とすれば、SAとWAを統合できない。都市化の強弱に違いはあるとしても、自動車を中心とした都市化が進む状況については、先進工業国と発展途上国との間に大きな違いはない。

言いかえれば、自動車を中心としない都市／地域空間を構想することで残余化の生じない、万人にとってのウェルビーイングが確保された状態とサステイナブルな制約を守る状態を実現できるのではないだろうか。それを示すことができれば、まさしくSAとWAの統合といえるだろう。

4. SAとWAの概念を統合した都市

SAとWAの概念を統合した都市とは、具体的にどのようなものか。自動車を中心としない都市／地域空間であるという方向性はこれまでの検討から明らかになったものの、多くの移動を自動車に依存する現在の都市／地域空間の姿からすれば、自動車が普及する以前の移動形態に戻るだけであれば、経済・生活を支える自動車の利便性を失うことを意味し、非現実的に映る。移動に大きな不便を強いられるのであれば、それはウェルビーイングの後退にもなる。

そこで、上田ビジョン研究会が示す「5つのヒント」を踏まえて、SAとWAの概念を統合した都市の姿を具体的に考察する。研究会は「5つのヒント」を導くに至るまでの間、2021年10月から2022年3月にわたって「上田リバース会議」と名づけた7回の議論を市民に開かれたかたちで行った。各回のタイトルは第1回から順に「近未来、上田は持続可能？持続不可能？上田ビジョン研究会からの投げかけ」「上田市民の移動を科学する」「交通まちづくりでリバース！」「公共施設からリバース！」「富山市はなぜコンパクトシティ

(29) 郊外に生活する専業主婦については、フェミニズムの観点から問題が指摘されてきた。Kern, Leslie. [2020] *Feminist City*, Verso Books (レスリー・カーン著、東辻賢治郎訳 [2022] 『フェミニスト・シティ』晶文社) p.48。

(30) 警察庁 [2022] 「運転免許統計令和4年版」。

(31) Kern, Leslie. [2020] p.24。

をめざしたのか」「農村とまちなかのコンビでリバース」「小さなエリアからリバース！」となる。以下、上田ビジョン研究会の冊子を基に考察していく⁽³²⁾。

第一のヒントは「人とまちを元気にする「交通まちづくり」」である。これは「道路の整備が進むと車は便利になりますが、車が便利だと公共交通を使う人は増えません。公共交通の整備は持続可能な上田につながります。道路整備の費用と比べると少額です」と説明されている。交通まちづくりについて、交通政策の専門家の間では「交通に関連する地域の課題への対応をベースにして、市民と行政が協働して進めるまちづくり」との定義が共有されているという⁽³³⁾。

これは、自動車による移動が基本となっている現行の都市/地域空間について、公共交通による移動を基本とすることへ転換することを意味する。研究会の冊子はその事例として「富山市のLRT(次世代型路面電車)政策」「小山市のおーパス」「ひたちなか市のひたちなか海浜鉄道」の事例を紹介している。いずれも公共交通を活性化し、自動車から公共交通への転換促進に一定の成果を収めている事例である。

自動車に依存している都市に公共交通を整備することは、一見すると非現実的に思えるかもしれないが、車による移動が所与に思える都市であっても、公共交通が整備されていた過去を有することは珍しくない。例えば、かつて基幹的な都市内交通であった路面電車を見ると、1950年には全国50都市以上(総延長1,300km超)で運行されていたが、1980年までに約20都市(総延長約200km)に縮小されてしまった⁽³⁴⁾。上田市内に路線を有する上田電鉄も、戦後の始め頃には4路線あったが、1963年に西丸子線、1969年に丸子線、1972年に真田傍陽線が廃止され、現在は別所線のみが残っている。研究会の冊子が示す事例も、自動車を中心とする都市での公共交通の活性化・整備の例である。

公共交通のメリットは、住民の移動費用を抑制し、都市の貴重な空間を節約し、環境負荷を低減できることにある。例えば、軽自動車1台の価格を100万円とし、年間の維持費用を30万円として、10年間乗ることとすれば、1年間当たりの費用は40万円となる⁽³⁵⁾。地域によって異なるため、一概に比較することはできないが、都営交通(地下鉄・バス・都電等)の全線が乗り放題になるパス(所持人方式)の価格は6か月82,160円であり、1年間当たり164,320円となる⁽³⁶⁾。また、70人の移動を想定する場合、自動車1台当たり1.3人乗車していると仮定して、54台の自動車を必要とし、専有面積は972m²となる。バスの場合には1台で済み、専有面積は54m²となる⁽³⁷⁾。環境負荷の比較については言うまでもない。

ただし、公共交通を維持・拡大するといっても、それには相応の論理と根拠を要する。例えば「欧州では、地域公共交通は、現在「公共サービス(public service)」と位置づけ

(32) 上田ビジョン研究会 [2021]。

(33) 宇都宮浄人 [2020] 『地域公共交通の統合的政策—日欧比較からみえる新時代』 東洋経済新報社、p. 8。

(34) 神田昌幸 [2009] 「わが国のLRTに関する施策の変遷と制度の発展経緯」『国際交通安全学会誌』第34巻第2号。

(35) 中古車情報サイト「ナビクル」ホームページ <https://www.navikuru.jp/articles/knowledges/471/> (2024年3月28日閲覧)。

(36) 都営交通ホームページ <https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/bus/fare/pass.html#a1> (2024年3月28日閲覧)。

(37) 上田ビジョン研究会 [2021]。

ている。公共サービスとは、民間の商業ベースでは供給できない社会に必要なサービスとして、公的に供給されるサービスのこと」であり、経営主体が官民いずれかであるかにかかわらず、欧州連合加盟国は該当する事業に対して必要な資金的支援をしなければならない⁽³⁸⁾。一方、日本においては、2013年に成立した交通政策基本法が公共交通の重要な根拠の一つとなるが、欧州連合のような具体的な施策に至る根拠はなく、自治体の権限に関することは「区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通施策を総合的かつ計画的に実施するという抽象的かつ定型的な内容にとどまっている」にすぎない⁽³⁹⁾。そのため、法的な論理と根拠から立て直す必要がある。

第二のヒントは「歩きたくなるウォークブルシティ」である。これは「人が歩くまちほど売上げが向上しています。クルマは駐車場に停めるかまたは公共交通で来て目的地まで歩く、途中でお茶を飲む、つい買い物をする、食事をする、木陰でくつろぐ。そんなまちの売上げは増加し、まちのゆたかさにつながります」と説明されている。ウォークブルシティとは、徒歩移動を中心とする都市のことで、フランスでは「15分都市」と呼ばれる。「15分都市」とは「歩いて15分、あるいは自転車で5分の圏内で暮らせる、徒歩移動を中心とした生活環境」のことである⁽⁴⁰⁾。

ウォークブルシティは、自動車利用を最優先にしてきた都市計画の方針について、徒歩移動を最優先とし、自動車利用を最劣後させるように逆転することで形成される。そうした都市として国際的に知られるフランスのストラスブールでは「大型公共交通を導入する際は、予算の少なくとも1%以上を、その交通機関の駅周辺500m以内に歩行ゾーンを整備する費用に計上する」「新たな道路空間を整備する際には、道路幅の最低50%を自転車と歩行者専用空間にする」「座りやすいベンチ、涼しさを運ぶ木陰、夜に安全な街灯などを整備し、歩行の快適性を向上させる」「歩行者のスペースを確保するなど自転車との競合を回避できる空間設計を施し、歩行の安全性を確保する」「細切れに歩行者専用道路を整備するのではなく、市内を徒歩で安全に回遊できる「卓越した歩道ネットワーク網」を構築し、政策の全体像との整合性を図る」等の施策が講じられている⁽⁴¹⁾。

興味深いことに、ウォークブルシティには、サステイナビリティだけでなく、住民のウェルビーイングを向上させることも目的に含まれている。アメリカのウォークブルシティのプランナーは「「豊かさ」「健康」「持続可能性」は、どれもより歩きたくなる都市をつくるための3つの主要な論点でもある」と論じている⁽⁴²⁾。

その際に重要となるのは、道路空間を再編成するとの考え方である。現在の道路空間は、自動車に過度に偏っており、歩行者や自転車はわき役にすぎない。自動車を便利な状態に

(38) 宇都宮浄人 [2020] p. 60。

(39) 大久保規子 [2016] 「交通政策基本法と緑の交通政策」大久保規子編『緑の交通政策と市民参加—新たな交通価値の実現に向けて』大阪大学出版会, p. 21。

(40) ヴァンソン藤井由実 [2023] 『フランスのウォークブルシティ—テクノロジーを活用したウェルビーイングな都市づくり』学芸出版社, p. 28-29。

(41) ヴァンソン藤井由実 [2023], p. 75。

(42) Speck, Jeff. [2012] Walkable City: How Downtown Can Save America, One Step at a Time, Farrar, Straus & Girox (ジェフ・スペック著, 松浦健治郎監訳 [2022] 『ウォークブルシティ入門—10のステップでつくる歩きたくなるまちなか』学芸出版社), p. 15。

維持したまま、歩行者や自転車、公共交通を中心に据えることは、空間という資源が有限である以上、できないのである。フランスでは「モビリティを包括した都市空間の再編」という考え方をウォークアブルシティの背景としている⁽⁴³⁾。ウォークアブルシティ化が進んできた近年では、自治体の都市政策担当者が「抑制した車走行」「穏やかになった街」という表現を用いるようになってきているという。

第三のヒントは「シェアするまちなか暮らし」である。これは「買い物も病院も市役所も学校も近くにあるまちなか暮らしは車が無くても暮らせて低コスト。集合住宅なら冷暖房費も安く済みます」と説明されている。徒歩圏内での都市機能の共有と集合住宅による建物の共有の二つが含まれている。

まず、徒歩圏内での都市機能の共有とは、自動車を使えない人を含むユニバーサルな都市機能へのアクセスを保障することである。これは前述したとおり、ウェルビーイングに直結する。少なくとも上田市では（おそらくほとんどの地方都市でも）、独力で自動車による移動ができるかどうか、職場や病院その他の都市機能へのアクセス能力と比例している。独力で自動車による移動ができない人は、他者に依存するか、市場から調達するか、徒歩等による多大な努力を払うか、いずれかの選択が迫られる。

そのために住む場所を郊外から街中に移動してもらうというのが、提案の重要な点である。居住地はしばしば動かせない所与の条件と考えられがちだが、そうでない。たいていの人は、数十年に一度、人生が大きく変化するステージを迎え、その際に居住地を考え直すことになる。結婚、進学、就職、出産、離別、退職、転職等の人生のステージ変化が皆無という人は、ほぼ存在しない。そうした変化の際、郊外から街中に引っ越すことは十分に起こりうることである。農家の場合も、たいていの農家は自宅から離れた農地に軽トラックで「通勤」している。

また、集合住宅による建物を共有することのメリットは、住宅の費用をアフォードブルにし、都市の貴重な空間を節約し、エネルギー負荷を低減できることにある。住宅の費用については、同等の質であれば、一戸建てよりも集合住宅の方がスケールメリットによって建築費を抑えられ、庭の手入れや雪かき等の間接的なものを含めた維持管理費用も抑えられる。空間については、3階建て程度の低層であっても、集合住宅の方が数倍の居住密度となる。エネルギー負荷については、外気に接する表面積が1戸当たりで減少するため、集合住宅の方が熱を逃がしにくい。

街中で一定の人口密度を保つことができれば、近隣の商店、診療所、公共交通その他の都市機能の稼働率・利用率が高まり、それらの機能を維持しやすくなる。フランスの「15分都市」も同様の考え方に立っている。

第四のヒントは「いまあるまちなみや建物を活かすりノベーションまちづくり」である。これは「遊休不動産をリノベーションしてまちに新しい変化を起こします。古い建物は家賃も安く、若者や新しい事業者、ものづくり作家などの入居が期待できます。何より、古い街並みや建物が残ることで市民のまちへの愛着が増し、観光客にとっての魅力も高まります」と説明されている。

(43) ヴァンソン藤井由実 [2023] p. 256。

住人のいなくなった既存の住宅を空き家とせず、親族関係の有無にかかわらず、複数の世代にわたって使用することは、建てて最初に住む人と、その後に住む人の双方に福祉としてのウェルビーイングをもたらす。最初に住む人は、自分の後に住む人がいることを前提に建てるため、そこからの収益（あるいは資産価値）を見越し、その分だけ建物に投資できる。たいていの場合、安普請の建物は断熱性・気密性を削るため、適切な温熱環境を保てない。適切な温熱環境は、居住する人に健康（ヒートショックの防止）と快適さをもたらす⁽⁴⁴⁾。

その後に住む人にとっては、減価償却を終えている（あるいは一定済んでいる）「適切な住居」となる。国連の社会権規約委員会は1994年の「一般的意見4号」で「適切な住居」について「強制立ち退きや嫌がらせ等から法的に保護されていること」「健康、安全、快適な暮らしを営むための適切な設備があり、電気・ガス・水道、ごみ処理などのインフラが利用できること」「経済的に適切な負担で居住できること」「広さ、温度、湿気などが適切で、健康に対する脅威がなく、安全で健康に暮らせる居住環境であること」「障害者、高齢者、疾患をかかえる人など不利な状況にある人に利用可能であること」「雇用が選択でき、医療、教育、保育などの社会サービスにアクセスできる場所にあること」「住居の文化的側面が犠牲にされないこと、また必要に応じて近代的な技術が確保されていること」と定義している⁽⁴⁵⁾。質の高い中古住宅が街中に多数存在すれば、この定義を充たす住宅が相当数、供給されることになる。

しかし、空き家と新築の高層マンションが同じ地区に存在するのが日本の多くの都市の実情であり、それは東京であっても例外でない。所得分布や生活保護世帯割合、ホワイトカラー従業者比率、65歳以上人口、人口増減率等から都市分断の状況を指標化した城所哲夫／福田峻は、東京23区を7地域に分類し、多くの区で空き家予備軍となる高齢者や低所得層と、タワーマンション等に住む高所得層が混在し、次第に後者が増加していること（ジェントリフィケーション）を明らかにしている⁽⁴⁶⁾。上田市においても、空き家や駐車場が目立つ中心市街地に、近年になって高所得層向けの高層マンションが複数建設された。要するに、既存の住宅を再整備して次の世代に引き継ぐのではなく、更地にした後、利便性の高い場所に高層マンションを建てる状況になっている。

そのため、既存の建物を「適切な住居」として複数世代にわたって使用するには、政府・自治体の介入が欠かせない。市場に任せていたのでは、ジェントリフィケーションが進行し、低所得層に住みにくい街となり、彼ら・彼女らのウェルビーイングは低下することとなる。平山洋介は「成長後の超高齢社会では、住宅ストックを修繕・改善し、長く使うことが課題になる。このストックに関する政策の立案・実践に所得再分配の機能を組み込み、低所得者向け支援を拡大する必要がある」と指摘している⁽⁴⁷⁾。

(44) 高橋真樹 [2024] 『「断熱」が日本を救う—健康、経済、省エネの切り札』 集英社、p. 28-40。

(45) 稲葉剛 [2018] 「拡大する「住まいの貧困」とハウジングファースト」 稲葉剛／小川芳範／森川すいめい編『ハウジングファースト—住まいからはじまる支援の可能性』 山吹書店、p. 194-195。

(46) 城所哲夫／福田峻 [2021] 「ネオリベラリズム都市の誕生—東京への一極集中と都市の分断」 城所哲夫／瀬田史彦編『ネオリベラリズム都市と社会格差—インクルーシブな都市への転換をめざして』 東信堂

(47) 平山洋介 [2020] p. 332。

第五のヒントは「農村も都市もあるのは上田の強み」である。これは「現代日本の農業の多くは、遠くの大都市へ全国規模の流通を使って生産物を輸出しています。そのために、画一的で長距離輸送に合わせた農業を行います。また、「農村観光」などを首都圏の会社が企画すると、その利益は首都圏に渡ってしまいます」と説明している。中山間地域の経済構造に着目したといえるだろう。

ここでは、ヒントで提起された都市と中山間地域の関係を受けて、広井良典の議論を補助線にして中山間地域のあり方について論じる。本稿ではここまで都市/地域空間としつつも、もっぱら都市空間について論じており、中山間地域空間について論じてこなかったからである。

広井良典は、今後の日本のあり方について「都市集中型」と「地方分散型」のどちらかに大きく分岐すると、人工知能を用いた研究で明らかにしている⁽⁴⁸⁾。前者は「主に都市の企業が主導する技術革新によって、人口の都市への一極集中が進行し、地方は衰退する。出生率の低下と格差の拡大がさらに進行し、個人の健康寿命や幸福感は低下する一方で、政府支出の都市への集中によって政府の財政は持ち直す」シナリオである。後者は「地方へ人口分散が起こり、出生率が持ち直して格差が縮小し、個人の健康寿命や幸福感も増大する」が、「政府の財政あるいは環境（CO2排出量など）を悪化させる可能性を含むため、このシナリオを真に持続可能なものとするには、最新の注意が必要となる」シナリオである。後者は、従来の自動車を中心とした都市構造であれば、人口流入でスプロール化が拡大することによって開発費用と環境負荷を伴うという。

要するに、前者は日本全体での経済成長を追求する一方、ウェルビーイングを犠牲にするシナリオであり、後者は人々のウェルビーイングを追求する一方、日本全体での経済成長を犠牲にするシナリオである。広井良典は、経済成長とウェルビーイングがトレードオフ関係にあり、ウェルビーイングを追求する場合でも、既存の都市構造を前提にすればサステナビリティとトレードオフ関係になると指摘しているのである。

なお、後者のシナリオであっても、従来型の経済成長が難しくなるというだけで、生命に関連する経済・産業が今以上に求められるようになると、広井良典は考察している。広井良典はそうした経済・産業を「生命経済」「生命関連産業」と呼び、具体的には「①健康・医療、②環境（再生可能エネルギーを含む）、③生活・福祉、④農業、⑤文化」であるという⁽⁴⁹⁾。

そして、生命に関連する経済・産業に加え、都市/地域空間のあり方を「多極集中」にすべきと論じている。ウェルビーイングとサステナビリティの両立を目指す結果として「実現されていくのは、私が「多極集中」と呼んできた国土の姿に他ならない。つまり「極」となる都市や地域が多く存在する一方、それぞれの極自体は人々が歩いて楽しめるようなコミュニティ空間としての集約的な構造になっているという姿」であるという⁽⁵⁰⁾。

広井良典の「多極集中」には中山間地域が含まれており、集落が固まって居住することをイメージしている。ここでは、30世帯の中山間地域の集落があると仮定しよう。現

(48) 広井良典 [2023] 『科学と資本主義の未来—くせめぎ合いの時代—を超えて』 東洋経済新報社, p. 29-31。

(49) 広井良典 [2023] p. 125-126。

(50) 広井良典 [2023] p. 225。

在は自動車移動を中心とするため、それぞれの住宅は50mから100mくらいずつ離れて建っていても不便はない。農地に行くときはもちろんのこと、隣近所を訪ねる場合であっても自動車を利用する。それを人生のステージあるいは住宅の建て替えに合わせて、ゆっくりと集落の中心部に集めていくのである。場合によっては、中心部にアフォードブルな集合住宅を設けてもいいだろう。庭の草むしりや雪かき、部屋がいくつもある大きな家の維持管理は高齢者にとって大きな負担だからである。そのようにして、数十年かけて中心部から半径100m以内に人々が住むようになれば、中心部で商店が成り立つようになる。隣近所まで自動車移動するならば、500m先の商店も10kmほど離れたショッピングセンターも移動感覚に違いはなく、品ぞろえと価格からしてショッピングセンターを選びやすい⁽⁵¹⁾。けれども、歩いてすぐの範囲に顔見知りの商店があれば利用可能性は高まるだろう。バス停を設ければ、市街地にある病院等の都市機能を自動車がなくても利用できる。

広井良典は、こうした都市/地域空間を「鎮守の森と生態都市」と呼んでおり、上田ビジョン研究会の第五のヒントと趣旨として通じている⁽⁵²⁾。中山間地域であっても、適切かつ計画的なまちづくりをすることで、自動車の有無にかかわらず、市街地を含む様々な都市機能を楽しむことができるのである。

以上の要素を総合すると、生活・経済を営むために必要な都市機能に徒歩あるいは公共交通で容易にアクセスできる一定の密度でアフォードブルな住宅が集まっている都市/地域空間が、SAとWAの統合となる。ここでいう都市機能は、前述した新田保次の整理による市民の外出に関連する生活行動の13項目のことである。容易にアクセスできるというのは、近くにあっても徒歩もしくは自転車で時間をかけずに行けるか、あるいは多少の距離があっても安価な公共交通で行けるかのどちらかである。一定の密度でアフォードブルな住宅が集まるというのは、都市でも中山間地域でも、移動の中心となる都市機能（例えば駅や停留所等）から徒歩圏内に手頃な価格で高い質の住宅に住めるということである。

これらの要素に共通するのは「人間的スケール」である。これは、建築家のヤン・ゲールが提唱した概念で、人間としての身体的大きさや見える範囲、行動パターン等を踏まえて都市/地域空間を形成すべきとの考え方である。具体的には、次のように説明されている⁽⁵³⁾。

人間のための街をデザインする出発点は、人間の移動と人間の感覚である。なぜなら、それが都市空間における活動、行為、交流の生物学的基礎になるからである。／私たちの目、耳、鼻は前を向いていて、進行方向の危険や好機を感知するのに適している。目の光受容器にある桿状体と円錐体は、私たちが、地表に近い水平の領域を体験するのに適した組織

(51) 自動車を利用する人の心理に働きかけて、自動車利用の抑制を促す施策を「モビリティ・マネジメント」という。国土交通省は「1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策」と説明している。国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000046.html（2024年3月29日閲覧）

(52) 広井良典 [2023] p. 206-214。

(53) Gehl, Jan. [2010] *Cities for People*, Island Press（ヤン・ゲール著、北原理雄訳 [2014] 『人間の街—公共空間のデザイン』鹿島出版会） p. 41。

である。／私たちは前方を明瞭に見ることができ、両脇と下方の一定範囲を視野に捉えることができるが、上方向の視野はずっと狭い。私たちの腕も前方を指し、進行方向にあるものに触れたり、枝を脇に押しつけたりするのに適した位置についている。ひと言でいえば、ホモサピエンスは直線的で正面性が強く水平的な方向性を持った直立哺乳動物である。小径も街路も並木道も、人間の移動機構に合わせた直線的運動のための空間である。／私たちの計画とデザインの対象は、これらの属性、可能性、限界を備えた歩行者である。人間的スケールの仕事をするということは、基本的に人間の身体によって規定される可能性と限界を考慮に入れて、歩行者のために良好な都市空間を提供することを意味している。

この考え方は、従来の都市計画のように自動車を中心に据えるのではなく、人間を中心に据えるという点で、ウェルビーイングに重点を置く都市計画といえる⁽⁵⁴⁾。大きな環境負荷をもたらす自動車をわき役にする点で、サステナビリティを高める都市計画でもある。また、都市／地域空間のスプロール化を抑制することで、自然環境に対する負荷も最小化できる。

この考え方は、いわゆる先進国だけでなく、発展途上国の都市においても有効であり、センの懸念にも対応できる。ヤン・ゲールは「人間の次元に必要な費用は、他の社会投資、特に健康維持や自動車のための道路基盤整備の費用に比べて少額なので、開発状況や財政能力にかかわらず、世界のどの地域の都市でもこの分野への投資が可能である」と指摘している⁽⁵⁵⁾。

要するに、SAとWAの概念を統合した都市とは、人間性(humanity)を中心とした都市に他ならない。その人間性には、不要不急の開発を抑制する点で、自然環境の内在的な価値を認めることも結果的に含まれうる。特定の標準化された人々でなく、すべての人々のウェルビーイングを確保しようとするれば、多極集中で暮らすことになり、結果として生物多様性等の自然環境の価値を尊重した暮らしとなるからである。

そして、このことはSAとWAの関係を考えるに際して、形而上的でなく、具体的な都市／地域空間に照らして考えることの重要性を強く示唆する。概念的には対立する点があるとしても、概念そのものが現実社会に由来する一定の前提を有しているため、その前提を掘り下げることによって対立が解消されうることもあると、上田の例は示している。

5. おわりに

本稿は、SAとWAが整合的でないと議論を踏まえ、個別具体の都市／地域空間のあり方を通じてSAとWAの両概念を統合できる可能性について論じた。SAではブルントラント委員会の定義を、WAではアマルティア・センのケイパビリティの定義を参考とした。個別具体の都市／地域空間としては、市街化された都市部と農山村の広がる中山間地域の両方を有する長野県上田市を取り上げた。

(54) Kern, Leslie. [2020] p. 80も「フェミニスト・シティは物理的、社会的いずれの障壁も取り払われたものでなければならない。そこではどんな身体をもつ者も歓迎され、受け容れられなければならない」と論じている。

(55) Gehl, Jan. [2010] p. 15。

最初に、現在の上田市民のウェルビーイングの状況を示し、そこから上田市あるいは都市／地域という個別・具体の空間でSAとWAを統合する必要性を見出した。移動手段の確保にのみに着目するWAだけでも、環境負荷にのみに着目するSAであっても、テクノロジー的な弥縫策をもたらす可能性が高い上に、民主主義の軽視やスプロール化の助長につながり、根本的な課題解決に至らないことを明らかにした。

次に、現在の都市が抱える構造的・歴史的な背景を考察し、自動車を中心とした既存の都市／地域空間のあり方を所与とすれば、SAとWAを統合できないことを明らかにした。現在の主流である都市計画におけるモダニズムは、必然的に残余化された人々、すなわち想定された標準のあり方から外れた人々のウェルビーイングという課題を抱えることになるからである。この場合であれば、安定的な職と相応の所得を得て、自動車を保有し、専業主婦がケア労働をしてくれる健康な異性愛の男性が「想定された標準」となる。

最後に、上田ビジョン研究会の提案を踏まえて、SAとWAの概念を統合した都市の具体的な姿を考察し、生活・経済を営むために必要な都市機能に徒歩あるいは公共交通で容易にアクセスできる一定の密度でアフォードブルな住宅が集まっている都市／地域空間が、SAとWAの統合となることを示した。言い換えれば、人間性（humanity）を中心とした都市である。

そして、SAとWAの関係を考える際には、形而上的な思考実験でなく、具体的な都市／地域空間に即して考えることが重要と思われる。

なお、本稿の作成に当たり、日本社会関係学会第4回研究大会（2024年3月：日本大学）にて報告し、他の報告者及び会場参加者から貴重なコメントをいただいた。記して感謝申し上げます。

〔参考文献〕（注に記載していない文献のみ）

- 宇都宮浄人 [2022] 「まちづくりは統計抜きに語れない」宇都宮浄人 / 多田実編 『まちづくりの統計学—政策づくりのためのデータの見方・使い方』学芸出版社
- 大月敏雄 [2021] 「日本における社会格差と住宅政策の歴史的展開」城所哲夫 / 瀬田史彦編 『ネオリベリズム都市と社会格差—インクルーシブな都市への転換をめざして』東信堂
- 大場茂明 [2019] 『現代ドイツの住宅政策—都市再生戦略と公的介入の再編』明石書店
- 小泉隆 / ディビッド・シム [2023] 『北欧のパブリックスペース—街のアクティビティを豊かにするデザイン』学芸出版社
- 全泓奎 [2021] 「社会的排除と包摂型地域再生」城所哲夫 / 瀬田史彦編 『ネオリベリズム都市と社会格差—インクルーシブな都市への転換をめざして』東信堂
- 田中信一郎 [2023] 「脱炭素に向けた地域公共政策」小端拓郎編 『都市の脱炭素化の実践』大河出版
- 土井健司 [2016] 「都市交通変革のシナリオづくり」大久保規子編 『緑の交通政策と市民参加—新たな交通価値の実現に向けて』大阪大学出版会
- 馬場哲 [2016] 『ドイツ都市計画の社会経済史』東京大学出版会
- 広井良典 [2019] 『人口減少社会のデザイン』東洋経済新報社

- 水野優子 [2021] 「多様化を続けた鉄道会社の事業と郊外」角野幸博編『鉄道と郊外一駅と沿線からの郊外再生』鹿島出版会
- 村上敦 [2017] 『ドイツのコンパクトシティはなぜ成功するのか』学芸出版社
- 森宜人 [2022] 『失業を埋めもどす—ドイツ社会都市・社会国家の模索』名古屋大学出版会
- 諸富徹 [2018] 『人口減少時代の都市—成熟型のまちづくりへ』中央公論新社
- 諸富徹 [2020] 『資本主義の新しい形』岩波書店
- 安岡美佳 / ユリアン 森江 原 ニールセン [2022] 『北欧のスマート・シティーテクノロジーを活用したウェルビーイングな都市づくり』学芸出版社
- 山北輝裕 [2018] 「パスウェイズ・トゥ・ハウジングとハウジングファースト」稲葉剛 / 小川芳範 / 森川すいめい編『ハウジングファースト—住まいからはじまる支援の可能性』山吹書店
- Lydon, Mike. Garcia, Anthony. [2015] Tactical Urbanism: Short-term Action for Long-term Change, The Streets Plans Collaborative, Inc(マイク・ライドン / アンソニー・ガルシア著, 大野千鶴訳 [2023] 『タクティカル・アーバニズム・ガイド—市民が考える都市デザインの戦術』晶文社)

(2024.5.7 受稿, 2024.6.25 受理)

〔抄録〕

サステナビリティの実現を目指すこと（Sustainability Approach: SA）とウェルビーイングの実現を目指すこと（Well-being Approach: WA）が整合的でないとの議論を踏まえ、個別具体の都市／地域空間（長野県上田市）のあり方を通じてSAとWAの両概念を統合できる可能性について論じた。

最初に、現在の上田市民のウェルビーイングの状況を示し、そこから都市／地域という個別・具体の空間でSAとWAを統合する必要性を見出した。いずれか一方のみに着目する場合、民主主義の軽視やスプロール化の助長につながり、根本的な課題解決に至らないことを明らかにした。

次に、現在の都市が抱える構造的・歴史的な背景を考察し、自動車を中心とした既存の都市／地域空間のあり方を所与とすれば、SAとWAを統合できないことを明らかにした。現在の主流である都市計画におけるモダニズムは、必然的に残余化された人々のウェルビーイングという課題を抱えることになる。

最後に、SAとWAの概念を統合した都市の具体的な姿を考察し、生活・経済を営むために必要な都市機能に徒歩あるいは公共交通で容易にアクセスできる一定の密度でアフオーダブルな住宅が集まっている都市／地域空間が、SAとWAの統合となることを示した。

—Abstract—

Based on the argument that the Sustainability Approach (SA) and the Well-being Approach (WA) are not consistent, we discussed the possibility of integrating SA and WA through a specific urban/regional space (Ueda City, Nagano Prefecture). First, the current wellbeing of the citizens of Ueda was presented, from which the necessity of integrating SA and WA in the individual and concrete space of the city/region was found. Next, we discussed the structural and historical background of the current city. We clarified that SA and WA cannot be integrated given the existing urban/regional space centering on the automobile. Finally, we discussed the concrete form of a city that integrates the concepts of SA and WA. We showed that a city/regional space with a certain density of affordable housing, where urban functions necessary for living and economic activities are easily accessible on foot or by public transportation, can be an integration of SA and WA.

〔Article〕

New Representations of Perfect Numbers Using Divisor Functions

Take-Yuki NAGAO

1. INTRODUCTION

A positive integer n is called a perfect number if $2n = \sigma(n)$, where $\sigma(n)$ denotes the sum of all positive divisors of n , including n itself. By the well-known Euclid-Euler theorem, an even perfect number n can be written as

$$(1.1) \quad n = 2^k \sigma(2^k),$$

where k is a positive integer such that $\sigma(2^k)$ is prime. Note that $\sigma(2^k) = 2^{k+1} - 1$ is a Mersenne prime in this case. Odd perfect numbers are not known and it is a well-known open problem in number theory to determine whether there is an odd perfect number. The purpose of this paper is to develop a method to analyze prime factors of perfect numbers, applicable to both odd and even perfect numbers. The aim is to elucidate the relationship between the prime factors of a given perfect number.

2. PRIME FACTORS

We start by looking at the properties of the prime divisors of perfect numbers. If n is an even perfect number, the relation (1.1) can be written as

$$(2.1) \quad n = xy, \quad x = 2^k, \quad y = \sigma(x).$$

Observe that x and y are prime powers and $\gcd(x, y) = 1$. The factors x and y can be distinguished by the parity of $\sigma(x)$ and $\sigma(y)$: $\sigma(x)$ is odd and $\sigma(y)$ is even. To see that $\sigma(y)$ is even, one may use the multiplicativity of the σ function to obtain

$$2xy = 2n = \sigma(n) = \sigma(x)\sigma(y) = y\sigma(y),$$

which implies $\sigma(y) = 2x$. Observe that x satisfies

$$(2.2) \quad \sigma^2(x) = 2x.$$

A positive integer that satisfies the equation (2.2) is called a super-perfect number [1].

Theorem 2.1. *Let x be a positive integer. Suppose $\sigma^2(x) = 2x$. Then, $x\sigma(x)$ is perfect if and only if $\gcd(x, \sigma(x)) = 1$.*

Proof. That $x\sigma(x)$ is perfect is equivalent to

$$(2.3) \quad \sigma(x)\sigma^2(x) = \sigma(x\sigma(x)),$$

since $\sigma^2(x) = 2x$. It is easy to see that, for positive integers x and y , $\sigma(xy) = \sigma(x)\sigma(y)$ if and only if $\gcd(x, y) = 1$. Hence, (2.3) holds if and only if $\gcd(x, \sigma(x)) = 1$. This completes the proof. \square

To describe the properties of the prime factors of perfect numbers, it is convenient to introduce some notations regarding the σ function and prime powers. Given a prime factor p of a positive integer n , we denote the p -adic valuation of n by $n[p]$. We have $p^{n[p]} \parallel n$.

Let us define a polynomial $M(x, k)$ of x for a non-negative integer k by

$$M(x, k) = \sum_{0 \leq j < k} x^j.$$

We have $\sigma(p^\alpha) = M(p, \alpha + 1)$ if p is prime. Note that $M(x, k) = 1$ as a polynomial of x if and only if $k = 1$. It is easy to see that

$$(2.4) \quad M(x, k\ell) = M(x, k)M(x^k, \ell).$$

If x is a positive integer, then the relation (2.4) implies that k is prime if so is $M(x, k)$.

Lemma 2.2. *Let x and k be positive integers. Suppose k is odd. Then, we have*

$$M(x^2, k) = M(x, k)M(-x, k).$$

Moreover, $M(x, k)$ and $M(-x, k)$ are coprime.

Proof. Since k is odd, we have

$$M(x^2, k) = \frac{x^{2k} - 1}{x^2 - 1} = \frac{(x^k - 1)(x^k + 1)}{x^2 - 1} = \frac{x^k - 1}{x - 1} \frac{(-x)^k - 1}{-x - 1} = M(x, k)M(-x, k).$$

Let $a = M(x, k)$ and $b = M(-x, k)$. Clearly, a and b are odd and positive. Computation shows

$$(x - 1)a = x^k - 1, \quad (x + 1)b = x^k + 1.$$

It follows that $(x + 1)b - (x - 1)a = 2$. Therefore, a and b are coprime. □

The following lemma can be used to determine the parity of $\sigma(p^\alpha)$.

Lemma 2.3. *Let p be prime, and α a non-negative integer.*

- (1) *If α is odd, then $\sigma(p^\alpha) = (p + 1)M(p^2, (\alpha + 1)/2)$.*
- (2) *If α is even, then $\sigma(p^\alpha) = 1 + p(p + 1)M(p^2, \alpha/2)$.*

Proof. (1) Suppose $\alpha = 2m - 1$ for some integer $m \geq 1$. We have

$$\begin{aligned} \sigma(p^\alpha) &= 1 + p + p^2 + \cdots + p^\alpha \\ &= (1 + p)(1 + p^2 + p^4 + p^6 + \cdots + p^{2(m-1)}) \\ &= (1 + p)M(p^2, m) \\ &= (1 + p)M(p^2, (\alpha + 1)/2). \end{aligned}$$

(2) Suppose $\alpha = 2m$ for some integer $m \geq 1$. We have

$$\begin{aligned} \sigma(p^\alpha) &= 1 + p + p^2 + \cdots + p^{2m} \\ &= 1 + p(1 + p + p^2 + \cdots + p^{2m-1}) \\ &= 1 + p\sigma(p^{\alpha-1}) \\ &= 1 + p(p + 1)M(p^2, \alpha/2). \end{aligned}$$

This completes the proof. □

Corollary 2.4. *Suppose p is prime. Then, $\sigma(p^\alpha)$ is even if and only if $p \neq 2$ and α is odd.*

Theorem 2.5. *Let n be a perfect number. There is a unique prime factor q of n such that $\sigma(q^{n[q]})$ is even. Moreover, q is odd and there is another prime factor of n that divides $\frac{q+1}{2}$.*

Proof. If n is even, it is well-known that there is a positive integer k such that $n = 2^k \sigma(2^k)$ and that $\sigma(2^k)$ is prime. In this case, $q = \sigma(2^k)$ is the only prime factor satisfying the conditions for q . Note that the other prime factor 2 divides $(q+1)/2 = 2^k$. Suppose n is odd. We write

$$n = p_1^{\alpha_1} p_2^{\alpha_2} \cdots p_N^{\alpha_N},$$

where $p_1 < p_2 < \cdots < p_N$ are prime and $\alpha_j \geq 1$ are integers. The multiplicativity of the σ function implies,

$$(2.5) \quad 2p_1^{\alpha_1} p_2^{\alpha_2} \cdots p_N^{\alpha_N} = \sigma(p_1^{\alpha_1}) \sigma(p_2^{\alpha_2}) \cdots \sigma(p_N^{\alpha_N}).$$

Since n is odd, p_j are odd. It follows that there is unique j such that $\sigma(p_j^{\alpha_j})$ is even. By Corollary 2.4, p_j and α_j are odd. Moreover, Lemma 2.3 implies

$$\frac{1}{2} \sigma(p_j^{\alpha_j}) = \frac{p_j + 1}{2} M \left(p_j^2, \frac{\alpha_j + 1}{2} \right).$$

Hence, in view of (2.5), there is $\ell \neq j$ such that $p_\ell \mid \frac{p_j+1}{2}$. This completes the proof. \square

3. THE FACTORS OF A PERFECT NUMBER

In this section, we establish a connection between the prime factors of a given perfect number. Theorem 2.5 indicates that a perfect number n can be decomposed into the product $n = xy$ of its coprime divisors. Our goal here is to describe the relationship between x and y .

We define an arithmetic function $m(x)$ by

$$m(x) = \gcd(2x, \sigma(x)).$$

It is easy to see that

$$\gcd \left(\frac{2x}{m(x)}, \frac{\sigma(x)}{m(x)} \right) = 1.$$

Observe that x is perfect if and only if

$$\frac{2x}{m(x)} = \frac{\sigma(x)}{m(x)} = 1.$$

Theorem 3.1. *Let n be a perfect number. Suppose $n = xy$ with some coprime natural numbers x and y . Then,*

$$(3.1) \quad \frac{x}{\gcd(x, \sigma(x))} = \frac{\sigma(y)}{m(y)}, \quad \frac{\sigma(x)}{\gcd(x, \sigma(x))} = \frac{2y}{m(y)},$$

$$(3.2) \quad \frac{y}{\gcd(y, \sigma(y))} = \frac{\sigma(x)}{m(x)}, \quad \frac{\sigma(y)}{\gcd(y, \sigma(y))} = \frac{2x}{m(x)},$$

$$(3.3) \quad m(x)m(y) = 2 \gcd(x, \sigma(x)) \gcd(y, \sigma(y)).$$

Proof. Since $n = xy$ is perfect, the multiplicativity of the divisor function $\sigma(x)$ implies

$$(3.4) \quad 2xy = \sigma(x)\sigma(y).$$

It follows that

$$x \frac{2y}{m(y)} = \sigma(x) \frac{\sigma(y)}{m(y)}.$$

Since $\frac{2y}{m(y)}$ and $\frac{\sigma(y)}{m(y)}$ are coprime, there exists a natural number k such that $x = k \frac{\sigma(y)}{m(y)}$. This implies $\sigma(x) = k \frac{2y}{m(y)}$ and hence $k = \gcd(x, \sigma(x))$. This proves (3.1). The identities (3.2) follow by exchanging the roles of x and y . (3.3) follows immediately from (3.1), (3.2) and (3.4). This completes the proof. \square

Remark 3.2. In Theorem 3.1, it is readily verified that $\sigma(x)$ is odd if and only if $\sigma(y)$ is even. Exchanging the roles of x and y when needed, we may assume that $\sigma(y)$ is even, and the following identities hold in this case:

$$m(x) = \gcd(x, \sigma(x)), \quad m(y) = 2 \gcd(y, \sigma(y)).$$

Then, the identities (3.1) can be simplified to the following forms:

$$(3.5) \quad \frac{x}{\gcd(x, \sigma(x))} = \frac{\sigma(y)}{2 \gcd(y, \sigma(y))}, \quad \frac{\sigma(x)}{\gcd(x, \sigma(x))} = \frac{y}{\gcd(y, \sigma(y))}.$$

Theorem 3.3. *Let n be a perfect number. Suppose $n = xy$ with some coprime natural numbers x and y . Assume further that $x = p^\alpha$ for some prime p . Then,*

$$(3.6) \quad p(\sigma(y) - 1 - y) = (p - 2)(y - 1) + m(y) - 2.$$

Proof. The identity (3.6) is equivalent to the following form:

$$(3.7) \quad p(\sigma(y) - 2y) = m(y) - 2y.$$

Since x is a prime power, we have $\sigma(x) = (px - 1)/(p - 1)$. This gives

$$(3.8) \quad p(x - \sigma(x)) = 1 - \sigma(x).$$

Since $\sigma(y)$ is even, $\sigma(x)$ is odd. Theorem 3.1 implies that

$$\sigma(y) = xm(y), \quad 2y = \sigma(x)m(y)$$

and hence

$$(3.9) \quad p(\sigma(y) - 2y) = p(x - \sigma(x))m(y) = m(y) - m(y)\sigma(x) = m(y) - 2y.$$

This completes the proof. \square

Theorem 3.1 and Theorem 3.3 can be used to prove the Euclid-Euler theorem. As an illustrating example, let us consider the case where $n = xy$, $\gcd(x, y) = 1$, $x = p^\alpha$ and $\sigma(y)$ is even. In this case, $m(x) = \gcd(x, \sigma(x)) = 1$, $m(y) = 2 \gcd(y, \sigma(y))$, and $m(y) \geq 2$. Theorem 3.1 implies

$$(3.10) \quad \frac{\sigma(y)}{2} = x \frac{m(y)}{2}, \quad y = \sigma(x) \frac{m(y)}{2}.$$

As $\sigma(y)$ is even, we can write $y = q^\beta y'$, where q is an odd prime, $\sigma(q^\beta)$ is even, and $\gcd(q, y') = 1$. By Lemma 2.3, β is odd and we have

$$(3.11) \quad \frac{\sigma(y)}{2} = \frac{q+1}{2} M \left(q^2, \frac{\beta+1}{2} \right) \sigma(y').$$

If $m(y) = 2$, then the quantity (3.11) is identical to x , which is a prime power. Hence, in view of Lemma 2.2, we must have $\beta = 1$ or $p = 2$. If $p = 2$, then, Theorem 3.3 implies that $\sigma(y) = 1 + y$, which means y is prime. This yields $\beta = 1$ and $y' = 1$. To sum up, $m(y) = 2$ implies $\beta = 1$.

If $m(y) > 2$, on the other hand, then the second identity of (3.10) implies that $\frac{m(y)}{2} > 1$ is a non-trivial divisor of y and hence by Theorem 3.3, we obtain

$$(3.12) \quad (p-2)(y-1) + m(y) - 2 \geq p \frac{m(y)}{2}.$$

Observe that (3.12) is false if $p = 2$. Therefore, we must have $m(y) = 2$ and $\beta = 1$ if $p = 2$. This is another proof of the Euclid-Euler theorem for even perfect numbers.

4. k -PERFECT NUMBERS

A positive integer x is said to be k -perfect if $\sigma^k(x) = 2x$ for some integer $k \geq 1$, where $\sigma^k(x)$ is defined recursively by

$$\sigma^0(x) = x, \quad \sigma^{k+1}(x) = \sigma(\sigma^k(x)), \quad k = 0, 1, 2, \dots$$

The super-perfect number is the case $k = 2$. By the result of Suryanarayana and Kanold, even 2-perfect number is $x = 2^k$, where $\sigma(x)$ is prime [3, 1, 2]. It is well-known that there are no even k -perfect numbers if $k \geq 3$ [1].

In this section, we consider the product

$$(4.1) \quad x\sigma(x)\sigma^2(x)\cdots\sigma^{k-1}(x)$$

and describe the condition for it to be perfect. To this end, we define $\sigma^{(k)}(x)$ recursively by

$$\sigma^{(0)}(x) = 1, \quad \sigma^{(k+1)}(x) = \sigma^k(x)\sigma^{(k)}(x), \quad k = 0, 1, 2, \dots$$

With this definition, the value (4.1) can be written as $\sigma^{(k)}(x)$.

The following result is a generalization of Theorem 2.1:

Theorem 4.1. *Suppose $\sigma^k(x) = 2x$ and $k \geq 2$. Then, $\sigma^{(k)}(x)$ is perfect if and only if $x, \sigma(x), \dots, \sigma^{k-1}(x)$ are pairwise coprime. Moreover, $\sigma^\ell(x)$ is odd for $1 \leq \ell < k$.*

Proof. It is readily verified that positive integers x_1, x_2, \dots, x_N satisfy

$$\sigma(x_1 x_2 \cdots x_N) \leq \sigma(x_1)\sigma(x_2)\cdots\sigma(x_N)$$

with equality if and only if x_1, x_2, \dots, x_N are pairwise coprime.

That $\sigma^{(k)}(x)$ is perfect is equivalent to the following statement:

$$(4.2) \quad \sigma(\sigma^{(k)}(x)) = 2\sigma^{(k)}(x).$$

Since $2x = \sigma^k(x)$, the right side of (4.2) can be written as

$$\begin{aligned} 2\sigma^{(k)}(x) &= 2x\sigma(x)\sigma^2(x)\cdots\sigma^{k-1}(x) \\ &= \sigma(x)\sigma^2(x)\cdots\sigma^k(x) \\ &= \sigma(x)\sigma(\sigma(x))\cdots\sigma(\sigma^{k-1}(x)). \end{aligned}$$

Hence, $\sigma^{(k)}(x)$ is perfect if and only if $x, \sigma(x), \dots, \sigma^{k-1}(x)$ are pairwise coprime. Suppose now that $\sigma^{(k)}(x)$ is perfect. Let $u = x\sigma(x)\sigma^2(x)\cdots\sigma^{k-2}(x)$. Since $\sigma^\ell(x)$ are pairwise coprime for $\ell = 0, 1, \dots, k-1$, that $\sigma^\ell(x)$ is odd for $1 \leq \ell < k$ is equivalent to the statement that $\sigma(u)$ is odd. Set $v = \sigma^{k-1}(x)$. We have $\sigma^{(k)}(x) = uv$ and $\gcd(u, v) = 1$. By assumption, $\sigma(v) = 2x$ is even. It follows from Theorem 2.5 that $\sigma(u)$ is odd. This completes the proof. \square

5. CONCLUDING REMARKS

Any perfect number has at least two prime factors guaranteed by Theorem 2.5. For any perfect number n , there is a prime factor q such that $\sigma(q^{n[q]})$ is even. The prime factor q is odd and uniquely determined by n , and there is another prime factor p such that p divides $\frac{q+1}{2}$. This means $p < q$. Hence, q cannot be the least prime factor of n . If n is even, $p = 2^k$, $q = \sigma(2^k)$, and q is prime by the Euclid-Euler theorem. It is still an open problem to find an odd perfect number. A possible approach is to find a perfect number with a third prime factor z which is different from p and q . Regarding this approach, a novel method to construct a perfect number is proposed by Theorem 4.1, assuming the existence of a k -perfect number x with the property that $\sigma^\ell(x)$ for $\ell = 0, 1, 2, \dots$ are pairwise coprime. It is also an open problem to show the existence of such an odd k -perfect number x . A solution x would lead to an odd perfect number.

REFERENCES

- [1] Richard K. Guy. *Unsolved Problems in Number Theory*. Springer New York, NY, New York, 1981.
- [2] H.-J. Kanold. Über "super perfect numbers". *Elemente der Mathematik*, 24:61–62, 1969.
- [3] D. Suryanarayana. Super perfect numbers. *Elemente der Mathematik*, 24:16–17, 1969.

(2024.5.20 受稿, 2024.6.21 受理)

— Abstract —

The purpose of this paper is to develop a method to analyze prime factors of perfect numbers, applicable to both odd and even perfect numbers. The aim is to elucidate the relationship between the prime factors of a given perfect number. It is shown that any perfect number has at least two distinct prime factors and their divisor properties are described. A novel method is proposed to construct a perfect number, assuming the existence of k -perfect numbers under certain conditions.

CHIBA UNIVERSITY OF COMMERCE, 1-3-1 KOHNODAI, ICHIKAWA-CITY, CHIBA, JAPAN 272-8512
Email address: `nagao@cuc.ac.jp`

〔論 説〕

富士ゼロックス不正会計事件の事例研究

樋口 晴彦

キーワード：組織不祥事，リスク管理，コンプライアンス，海外子会社，ガバナンス

はじめに

本稿は、株式会社富士ゼロックス⁽¹⁾の海外子会社で発生した不正会計⁽²⁾事件に関する事例研究である⁽³⁾。同社はもともと業績重視・リスク管理軽視の姿勢であった上に、国内事業の低迷を受けてアジア・パシフィック地域での業績拡大を強く期待していたため、そのプレッシャーにより不正会計が誘発され、さらに同社のリスク管理部門も機能不全に陥っていた。また、同社では不正会計に関する情報を入手した後も迅速な対応を取らず、むしろ事件を隠蔽する動きを進めたが、その事情として、一部役員による専断とそれに対する周囲の迎合、そして親会社である富士フィルムホールディングスに対する警戒心が挙げられる。

1. FH と FX の関係

富士フィルムホールディングス（以下、「FH」）は、富士フィルム（以下、「FF」）と富士ゼロックス（以下、「FX」）の2大事業会社を傘下に有していた。FXは1962年にFHとXerox Limited（以下、「XL」）の合弁（当時の出資比率は各50%）で設立され、オフィス用複写機・複合機・プリンタ等の製造販売を業務としていた。2001年にFHは、XLからFX株を追加取得し、出資比率を75%に引き上げて連結子会社化した。FHの事業は「イメージングソリューション部門」「インフォメーションソリューション部門」「ドキュメントソリューション部門」の3分野に分類されるが、FXはドキュメントソリューション部門の中核となる事業会社で、当該分野に関する多数の製造・販売子会社を保有していた。事件当時のFHとFXの経営指標は表1のとおりで、FXは売上・営業利益ともにFHの約半分を占めていた。

事件当時のFXの取締役会は12人の取締役から構成されていた。その内訳は、FX生

(1) 以下、社名で「株式会社」を省略する。

(2) 調査報告書は「不適切会計」としているが、問題の会計処理が意図的・組織的に実行されていた点に鑑み、本稿では「不正会計」と呼称する。この点については、第三者委員会報告書格付け委員会（以下、「格付け委員会」）の國廣正委員も、「会計的にいえば、本件は明らかな『不正』である。にもかかわらず、オペラートに包んだ『不適切会計』という用語をことさらに用いる姿勢については疑問が残る」（第三者委員会報告書格付け委員会（2017）（以下、「格付け報告書」）、5頁）と指摘している。

(3) 本稿の事実関係の認定は、第三者委員会が作成した「調査報告書」（2017年6月10日）及び富士フィルムホールディングスが東京証券取引所に提出した「改善状況報告書」（2018年6月25日）に主に依拠している。

表1 FH・FXの業績指標 (訂正前)

(単位：百万円)

		2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
FH	売上	2,195,293	2,214,696	2,439,953	2,492,605	2,491,624
	営業利益	112,948	114,116	140,808	172,398	191,179
FX	売上	995,988	1,024,999	1,142,971	1,188,899	1,183,429
	営業利益	60,068	53,211	80,060	93,741	87,430

(筆者作成)

え抜きが山本忠人氏（代表取締役会長）⁽⁴⁾・栗原博氏（代表取締役社長）・吉田晴彦氏（代表取締役副社長）など6人，FH出身者が古森重隆氏（FH代表取締役会長（CEO））・助野健児氏（FH代表取締役社長）など3人，そしてXLの親会社のXerox Corporation（以下，「XC」）が指名した3人であった⁽⁵⁾。当時のFFでは取締役13人中9人がFHの取締役に兼ねていたことと比較すると，「FHとFXの関係は，FHとFFのような一体ともいふべき関係にはない」（調査報告書6頁）と認められる。また，FXの監査役は常勤2人・非常勤2人で，このうちFH出身者は非常勤監査役の玉井光一氏（FH取締役副社長）だけであった。

FHの承認規程はグループ内の承認・報告等の手続きを詳細に定めていたが，FXとその子会社には適用されず，業務管理（監査・リスク管理を含む）は基本的にFXに任せていた。また，FHの会計監査人は，2016年3月期までEY系の新日本有限責任監査法人（以下，「新日本監査法人」），翌期以降はKPMG系のあずさ監査法人が務めており，FXの海外子会社の監査も，それぞれの系列に所属する各国の会計事務所（メンバーファーム）が担当していた。

2. 事件の概要

FXは，アジア・パシフィック地区のマーケティング戦略と海外子会社の支援を担当する社内部署「アジア・パシフィック営業本部（APO）」と，同地区の海外子会社を統括する子会社「Fuji Xerox Asia Pacific（FXAP）」（FXの100%子会社）をシンガポールに設置していた。APOとFXAPは実質的に一体化しており，APO営業本部長（FX執行役員）がFXAPのCEOを務めるなどスタッフも兼任であった。FXは，国内子会社に関してはFXに対する承認・報告の手続きを詳細に定めていたが，APO傘下の海外子会社についてはAPOに管理を任せていた。

2015年7月，APO傘下のニュージーランド子会社（以下，「FXNZ」）のリース取引に

(4) 山本氏はFHの取締役に兼任していた。

(5) 調査報告書では関係者全員が匿名とされているため，非常に読みにくい。本稿では，責任の重大性を勘案した上で，報道や会社発表により氏名が明らかにされている役員を実名で記載した。また，引用部分についても同様に実名に変更した。

係る不正会計について通報がなされた。その後、同じく APO 傘下のオーストラリア子会社（以下、「FXA」）でも同様の不正が発覚した。本事件を受けて FH は、2011 年 3 月期から 2016 年 3 月期⁽⁶⁾の決算の修正を発表した。これによる純資産の修正額は、FXNZ について▲185 億円、FXA について▲96 億円の計▲281 億円であった。

3. FXNZ の状況

FXNZ は、ニュージーランドに設置された FX の事業組織の総称であり、販売会社の MARCO とファイナンス会社の FINCO の 2 法人（いずれも FXAP の 100% 子会社）から構成されていた。FINCO は、MARCO が契約を締結したリース債権を買い取る SPC（特別目的会社）で、MARCO の従業員がスタッフを兼任していた。事件当時の FXNZ の主な役職者は、トップの MD（Managing Director）の甲氏、CFO の乙氏、そして営業部門 GM の丙氏⁽⁷⁾である。2016 年 3 月期の売上高（修正前）は 248 百万 NZ ドル（約 200 億円⁽⁸⁾）で、同期の FH の連結売上高の 0.8% であった。

不正会計の発覚に伴って FXNZ の 2011 年 3 月期から 2016 年 3 月期の決算を見直した結果、純資産の修正額は▲318 百万 NZ ドル（円換算額 247 億円⁽⁹⁾）に達した（表 2 参照）。同社の売上高（修正後）が 2015 年 3 月期に 301 百万 NZ ドル、2016 年 3 月期に 227 百万 NZ ドルであることを勘案すると、異常な規模の不正会計が実行されていたことになる。

3.1 リース取引に係る不正会計

リース取引に係る不正会計として、「キャピタルリースとしての会計処理」「ロールオーバー時の売上の二重計上」「スポンサーシップ費用の売上計上」「他社取引精算費用の売上

表 2 FXNZ の過年度修正額

(単位：百万 NZ ドル)

①リース取引に係る不正会計	▲ 247
②貸倒引当金の過少計上	▲ 12
③ DSG 調整によるリース債権の過大計上	▲ 23
④マクロ調整による財務の不正操作	
④-1 売上の過早計上・架空計上	▲ 23
④-2 その他のマクロ調整	▲ 12
合計（純資産修正額）	▲ 318

(筆者作成)

(6) 修正の一部は 2017 年 3 月期決算に繰り延べされたが、FH では、その影響を「軽微」と発表している（2017 年 6 月 12 日 FH 発表資料「第三者委員会による報告書の概要と今後の対応について」）。

(7) 2015 年 4 月に甲氏が FXA に異動した後は、丙氏が FXNZ の MD に就任した。

(8) 調査報告書の換算値（1NZ ドル = 77.88 円）に従った。以下も同じ。

(9) FH の純資産修正額は、持分割合（75%）を乗じた▲185 億円である。

計上」が挙げられる。これらに関して、計▲247百万NZドルの純資産の修正が行われた。

3.1.1 キャピタルリースとしての会計処理

FXの主力製品であるオフィス用複写機・複合機は、定期的な保守が必要なためリース契約で取引されることが多いが、取引の内容によって会計上の取扱いが異なる。FHが準拠している米国会計基準は、リース取引を「キャピタルリース」と「オペレーティングリース」に大別している。キャピタルリースとする上での重要な判断要素は、「リース期間がリース資産の経済的耐用年数の75%以上を占めること（以下、「リース期間基準」）」「最低支払リース料総額の現在価値がリース資産の公正価値の90%を超過すること（以下、「現在価値基準」）」の2点である。

2015年12月時点におけるFXNZの総契約数は9,493件、契約金額は計327百万NZドルであったが、そのうちMSA (Managed Service Agreement) と呼ばれるリース契約が3,556件（構成比37.4%）・243百万NZドル（同74.3%）に達していた。MSAは、機器代金・消耗品代金・保守料金・金利をまとめて毎月のコピー料金で回収する形態で、標準契約書の内容は以下のとおりである。

- ・契約期間 平均48～60ヶ月
- ・料金設定 実際の使用量×クリックレート（ターゲットボリューム（契約時に想定された使用量）を元に計算されたコピー1枚当たりの単価）を徴収。
- ・ミニマムペイメント（最低支払額）に関する規定 なし
- ・所有権の移転 なし
- ・購入オプション なし
- ・Rightsizing条項 ターゲットボリューム未達の場合、FXNZ側では機器の撤去・変更あるいはクリックレートの変更が可能。ただし、顧客の同意が条件とされている。

FXNZでは、MSAをキャピタルリースと判断し、取引開始時に表3の仕訳を行っている。[リース債権]は[想定リース料総額の現在価値]と[リース資産の見積残存価格]の合計額とされ、それから[前受金利収入]と[前受サービス収入]を差し引いた額を[リース機器の売上]とした。この会計処理を実施すれば、取引開始時点で多額の売上を一括計上できる＝収益の早期認識が可能となる。

しかし、MSAは使用量にクリックレートを乗じる「従量課金制」で、ミニマムペイメントの規定がなく、前記の現在価値基準に抵触⁽¹⁰⁾するため、キャピタルリースと判断したことは不適切である。本来であれば、MSAをオペレーティングリースと判断して、毎期の受取りリース料だけを売上に計上すべきであった。さらに、以下のとおりターゲットボリュームやリース機器の残存価格を過大に設定していたことを勘案すると、売上を水増しする意図で行われた不正会計と認められる。

(10) ターゲットボリュームを下回った場合の担保措置としてRightsizing条項が設けられていたが、前記のとおり顧客の同意が条件となっていて実効性が乏しかった上に、契約書の中に同条項の適用を否定する文言が付記されているケースも散見され、「ターゲットボリュームから算定した金額をFXNZが顧客に実際に請求したことはなかった」（調査報告書52頁）とのことである。

表3 取引開始時の仕訳

借方	貸方
リース債権 (A)	リース機器の売上
	前受金利収入
	前受サービス収入

※ (A)=[想定リース料総額の現在価値] + 【リース資産の見積残存価格】

3.1.1.1 過大なターゲットボリューム

2015年11月のFXNZ資料によれば、ターゲットボリュームの未達が契約件数の68.2%に達しており、さらにターゲットボリュームの達成率70%未達が同38.5%に上っていた。このようにターゲットボリューム未達が常態化していたことは、「甲氏、乙氏、丙氏、及びファイナンスチームのメンバーを含む、多くのFXNZの役員・従業員の共通認識」（調査報告書54頁）であった。それにもかかわらず、ターゲットボリュームの引き下げやリース債権の減損などの是正措置は取られず、ターゲットボリュームが意図的に過大設定されていたと認められる。その事情として、『クリックレートを下げる効果があるため、顧客を獲得しやすくなること』及び『想定リース料総額が大きくなるため、一括計上できる売上額が増大すること』が挙げられる。

3.1.1.2 過大な残存価格

FXNZでは、リース機器の残存価格を10%超に設定する契約を2010年から開始し、2016年3月末までに計270件に達していた。この10%超契約はキャピタルリースの判断要素の一つである現在価値基準に抵触するため、「(CFOの)乙氏は、残存価額を10%以下にすることを何度も指示し、残存価額が10%を超えるキャピタルリースの承認を拒否したこともあるが、甲氏が率いるFXNZでは(中略)乙氏の指示等を見捨て続けた」（調査報告書57頁）とされる。このように10%超契約が実行された事情として、『リース資産の見積残存価格が大きくなるため、一括計上できる売上額が増大すること』が挙げられる。

3.1.2 ロールオーバー時の売上の二重計上

FXNZでは、契約期間が満了する前に新たな契約に書き換えることで契約を長期化する「ロールオーバー」を実施していた。ロールオーバー自体は顧客の囲い込み手法として理解できるが、その会計処理では、新契約分を売上に計上する一方で、旧契約のリース債権の残額を減損せず、「unsecured」という債権の勘定項目に移し替えていた。この「unsecured」については顧客に支払いを請求する根拠がなく、売上の二重計上である。2014年1月に甲氏・乙氏・丙氏が「(1月から3月に)契約のロールオーバーを行うことで、目標粗利益を達成する計画」（調査報告書59頁）について報告を受けたとされ、業績目標を達成するための不正会計と認められる。ちなみに、2017年3月末時点における「unsecured」の残高は、リース契約全体の約半額に相当する153百万NZドルに達していた。

3.1.3 スポンサーシップ費用の売上計上

FXNZでは、販売促進のために教育機関等に対して現金や物品を提供していた。こうした販促活動の費用は「スポンサーシップ費用」と呼称され、当該金額を売上に加算する会計処理が行われていた。しかし、この加算分について顧客に支払いを請求する根拠がなく、売上の架空計上である。スポンサーシップ費用の総額は2013年3月期に約50万NZドルであったが、2014年3月期に約150万NZドル、2015年3月期に300万NZドル超と不自然に膨張しており、売上を水増しするために取えて同費用を増額したと推察される。ちなみに、FXNZでは2013年3月期末に同費用の認識時期を発生主義（スポンサーシップ契約の締結時に計上）から実現主義（スポンサーシップ費用の請求時に計上）に変更しているが、これも翌期以降の業績を水増しする意図によるものと考えられる。

3.1.4 他社取引精算費用の売上計上

FXNZでは、競合他社とリース契約を結んでいる顧客に対し、そのリース債務の残額やリース契約の解約金を肩代わりすることで、当該顧客との新規リース契約を獲得する販促活動を行っていた。この「他社取引精算費用」については、前記のスポンサーシップ費用と同様に売上に加算する会計処理が行われていたが、この加算分について顧客に支払いを請求する根拠がなく、売上の架空計上である。他社取引精算費用の総額は2013年3月期に100万NZドルであったが、2014年3月期に400万NZドル、2015年3月期に500万NZドルと不自然に膨張しており、売上を水増しするために取えて同費用を増額したと推察される。

3.2 貸倒引当金の過少計上

FXNZでは2010年に与信ガイドラインを制定して新規顧客の審査を厳格化し、その翌年には与信管理の上級機関としてCFOや与信管理者（Credit Manager）で構成される与信委員会（Credit Committee）を設置していた。しかし実際には、「与信審査に関する方針は守られず、仮に顧客がこれから破産申請をしようとしていたとしてもFXNZは当該顧客との取引を継続した」「営業担当者はリース契約締結前に与信審査手続を経ることを避け、リース契約の締結に関する最終的決定権者である甲氏が直接承認することでリース契約が締結された為、与信審査が行われたのは10%程度に過ぎない」「与信審査が不十分なまま他社取引精算を行って新規リース契約を締結した会社が破産し、同社に対する未収債権が発生した」（調査報告書68・70頁）とのことである。さらに、与信ガイドラインでは既存顧客に対する審査が緩かったため、与信額が安易に拡大されたことも不良債権の膨張につながった。こうした不良債権について、FXNZでは適切な水準の貸倒引当金を計上していなかったため、▲12百万NZドルの純資産の修正が行われた。

不良債権の中で特記すべきは【取引先1】である。【取引先1】は2010年10月にFXNZの取引先から某事業を買収、その後も同様にFXNZの取引先5社を買収して事業規模を拡大しており、FXNZでは同社を「戦略的重要顧客」（調査報告書69頁）と位置付けていた。その一方で、前記の某事業は「営業損失に苦しみ、資金繰りの問題を抱えており、FXNZ内でも当該事業に対する与信で相当な損失が発生していて資金流動性が問題となり得ることが認識されていた」（前同）とされ、他の5社も買収以前から資金難に陥って

いた。

その後、【取引先 1】の資金繰りが悪化すると、FXNZ では、2011 年から 2012 年にかけて同社への与信残高を急速に増やすとともに、リース料の回収期限を延長する、【取引先 1】が手配すべき用紙を FXNZ が代わりに購入するなどの金融支援を実施した。2012 年 9 月時点で、FXNZ と【取引先 1】との契約は 15 百万 NZ ドルに膨張する一方で、金融支援額は計 2 百万 NZ ドル（うち 1 百万 NZ ドルが履行遅滞（回収期限超過）に達していた）。

2013 年 5 月、【取引先 1】の CFO が突然退任したことで、同社の財務に問題があることが発覚した⁽¹¹⁾。同 9 月に金融機関が同社から手を引く動きを見せ、同 10 月には【取引先 1】を破産状態と指摘するレポートを FXNZ は入手した。さらに、後述（5.4 参照）する 2014 年 2 月の内部監査でも「顧客に対する与信判断・管理、売掛金の回収管理及び延滞債権の引当計上について不備がある」（調査報告書 109 頁）との指摘を受けた。それにもかかわらず、FXNZ は【取引先 1】に融資を行い、あるいは保証人を引き受けるなど支援を継続した。その結果、【取引先 1】に対する債権残高は膨張し、2014 年 3 月期に 9 百万 NZ ドル（うち履行遅滞 7.6 百万 NZ ドル）、2015 年 3 月期に 17 百万 NZ ドル（同 15 百万 NZ ドル）、2016 年 3 月期に 25 百万 NZ ドル（同 24 百万 NZ ドル）、そして 2017 年 3 月期には 29 百万 NZ ドル（同 28 百万 NZ ドル）に達した。

FXNZ では、2ヶ月以上の履行遅滞については原則として貸倒引当金を計上するとしていたが、【取引先 1】に関しては一部しか引当金を計上していなかった。当時の与信管理者に対して甲氏は、「自分が話を進めているので、引当は必要ない」（調査報告書 71 頁）と指示していた。引当金の計上により FXNZ の業績が落ちることを回避したと認められる⁽¹²⁾。ちなみに、【取引先 1】以外にも、「FXNZ が何度もリファイナンスを行った会社が債務超過状態に陥って同社に対する未収債権が発生した」「多額の支払遅延の債権が存在する顧客に対し引当を行っていない」（調査報告書 69・71 頁）とされ、同様の対応を繰り返していた模様である。

2015 年に FXNZ は、デットエクイティスワップにより【取引先 1】の事業部門の 1 つを買収する計画を立てた。この計画は、「【取引先 1】に対する債権を減少させ、貸倒引当金の計上を回避する目的があった」（調査報告書 71 頁）とされるが、APO は承認しなかった⁽¹³⁾。オリンパス不正会計事件（樋口（2014）参照）や UKC 不正会計事件（樋口（2021）参照）と同様に、膨張した不良債権を出資に変更して、それまでの与信管理の失敗を隠蔽する意図だったと推察される⁽¹⁴⁾。

(11) 調査報告書によれば、「【取引先 1】の財務記録が不完全であり、その会計システムも十分に整備されていないことが判明した」（同 69 頁）とされ、粉飾の疑いが濃厚である。

(12) 前記のとおり経営が悪化した取引先から【取引先 1】が事業を買収していた点に着目すると、FXNZ が不良債権の隠蔽先として【取引先 1】を利用した疑いがある（いわゆる「とばし」行為）。

(13) 2015 年 9 月時点で FXNZ の乙 CFO が【取引先 1】の取締役役に就任していた事実があり、FXNZ と【取引先 1】の一体化は相当に進展していた模様である。

(14) 経営が悪化していた【取引先 1】の事業部門に債権額に見合う価値があったかどうか極めて疑わしい。

3.3 DSG調整によるリース債権の架空計上

ターゲットボリューム未達の場合、受取リース料が想定額を下回るため、過去に一括計上した売上を修正する必要が生じる。しかしFXNZでは、遅くとも2012年4月から、修正をせずに受取リース料の下落分をあらためてリース債権に戻す会計処理を実施し、「DSG調整」と通称していた。戻した分のリース債権については、顧客に支払いを請求する根拠がなく、債権の架空計上である。このDSG調整は甲氏・乙氏の指示により実行され、「(その会計上の問題点については、)FXNZの経営幹部、財務経理部門及び営業部門の従業員の間で広く認識されていた」(調査報告書56頁)とされる。この件に関して、▲23百万NZドルの純資産の修正が行われた。

3.4 マクロ調整による財務の不正操作

FXNZでは、甲氏の指示に基づき乙氏が「マクロ調整」と呼ばれる不正な会計処理を実行していた。形式的には財務数値を確認できない時に実施する調整仕訳であるが、「先行売上の二重計上、架空の売上計上や、売上原価あるいは費用の架空計上や繰り延べ等、そのほとんどが商業的又は会計的に根拠を持たない調整であり、広範かつ一貫性なく実施されていた」(調査報告書61頁)とのことである。本来、調整仕訳は速やかに調査して解消しなければいけないが、実際には相当な金額が常に残存しており、「FXNZが月次の業績目標を達成する為にマクロ調整を利用していた」(前同)とされる。

3.4.1 売上の過早計上・架空計上

FXNZでは、甲氏・乙氏・丙氏を始め多数の幹部が出席する月例の会議で、「業績が達成出来ていない部分に対して不適切な処理によって業績を達成させる方法が検討されていた」(調査報告書60頁)とされる。この会議で契約締結前又は機器未設置の段階における売上の過早計上が案出され、さらに取引実態がない売上の架空計上も併せて実行されるようになった⁽¹⁵⁾。これらの不正会計は、遅くとも2014年3月期には開始され、2016年1月時点における残高は90百万NZドル(うち架空計上分が35百万NZドル)に達しており、マクロ調整の中で最もインパクトが大きかった。この件に関して▲23百万NZドルの純資産の修正(うち架空計上分が▲11百万NZドル)が行われたが、架空計上分の残額である21百万NZドルが修正されずに翌期に繰り越された(詳細不明)。

3.4.2 その他のマクロ調整

その他のマクロ調整に関しては、以下のとおり「インセンティブの過早計上」「客先在庫の過大計上」について▲12百万NZドルの純資産の修正が行われた。しかし、依然として8百万NZドルが未処理であり、後述(5.7参照)するように翌期に繰り越された。

3.4.2.1 インセンティブの過早計上

FXNZが不動産の賃貸借契約を中途解約して別の不動産に借換えた際に、新賃貸人か

(15) 同会議出席者はこの不正会計を認識しており、その一部は、「経営陣に対し不適切な収益計上に反対したが、最終的には経営陣の意向に抵抗することができなかった」(調査報告書60頁)とのことである。

ら旧賃貸借契約の解約に対するインセンティブ（金額不開示）を受領した。この会計処理については、新賃貸借契約の契約期間（12年間）にわたって賃借料を減額すべきところ、FXNZは2015年3月期の収入として一括計上する不正な会計処理を行った。また、この不動産の借換えを行ったのは2015年12月であり、2015年3月期に計上したこと自体も不適切であった。この件に関して、▲5百万NZドルの純資産の修正が行われた。

3.4.2.2 客先在庫の過大計上

FXNZでは、トナー等の消耗品を在庫として計上する一方で、実際には顧客に保管してもらって運用としていた。2015年3月期決算に当たってFXNZでは、評価変更を行って在庫を3百万NZドルも増額させる一方で、売上原価を同額減少させる会計処理を実行した。その事情については、「FXNZの経営陣は、2015年3月期における在庫評価額の追加について懸念を有していたが、財務諸表に記録されていない他の債務の埋め合わせの為に当該計上を行った」（調査報告書64頁）とされ、業績偽装のための不正会計と認められる。この件に関して、▲7百万NZドルの純資産の修正が行われた。

4. FXA の状況

FXは、オーストラリアについてもニュージーランドと同様の体制を敷いており、FXAが同国の事業組織の総称で、販売会社とファイナンス会社の2法人から構成されていた。甲氏が2015年4月にFXAのMDに異動していたことから、FXNZにおける不正会計の発覚に伴ってFXAについても調査が行われた。その結果、同社の2012年3月期から2016年3月期の決算について見直しがなされ、純資産の修正額は▲148百万豪ドル（円換算額127億円⁽¹⁶⁾）に達した（表4参照）⁽¹⁷⁾。

4.1 リース取引に係る不正会計

FXAにおけるリース契約は、顧客からオフィス業務を受託するGS契約と、枚数当た

表4 FXAの過年度修正額

（単位：百万豪ドル）

①リース取引に係る不正会計	▲ 31
②貸倒引当金の過少計上	▲ 21
③売上の過早計上	▲ 10
④ROシートによる財務の不正操作	▲ 60
⑤その他の不正会計	▲ 26
合計（純資産修正額）	▲ 148

（筆者作成）

(16) 調査報告書の換算値（1豪ドル＝86.25円）に従った。以下も同じ。FHの株主資本修正額は、持分割合（75%）を乗じた96億円である。

り単価を定める Non-GS 契約に大別される。いずれもキャピタルリースとして会計処理されていたが、GS 契約のうちミニマムペイメントが保証されていないものと Non-GS 契約⁽¹⁸⁾の全てがオペレーティングリースに修正された。この件に関して、▲31 百万豪ドルの純資産の修正が行われた。

Non-GS 契約は 2015 年度と 2016 年度に少なくとも 44 件実施されたが、ターゲットボリューム未達の場合の差額請求について調整条項が規定されている契約（以下、【規定あり契約】）と、規定されていない契約（以下、【規定なし契約】）に大別される。このうち【規定なし契約】は、「ニュージーランドの契約書をオーストラリア法に従ってオーストラリア化した」「ニュージーランドの MSA と同じようなドキュメントで、(中略) 同じような要素で構成された契約書に焼き直した」（調査報告書 83 頁）とされ、FXNZ の MSA と同種と認められる。また、【規定あり契約】についても、FXA にはそもそも差額の調整を実施するプロセスが存在せず、「契約書上は最低使用量や最低支払額が規定されていても、実際の使用量との差額について実際には精算を請求していなかった」（前同 87 頁）とされる。

したがって、Non-GS 契約をキャピタルリースと判断したことは、会計処理として不適切である。2015 年 4 月に MD に就任した甲氏が、MSA と同じ契約方式を担当者に命じたことで Non-GS 契約が開始されており、MSA と同様の不正会計と認められる。さらに Non-GS 契約では、[リース機器の売上]と[前受サービス収入]に振り分ける仕訳を行う際に、前者の金額を過大に設定していたため、サービス収入がコストを大幅に下回る赤字状態となっていたが、これも売上を出来る限り早期に計上することを目的とした不正会計と認められる。

4.2 貸倒引当金の過少計上

FXA では、2015 年度第 3 四半期に売上が低下したことを受けて、業績を偽装するために後述（5.8 参照）のとおり貸倒引当金の計上を意図的に減らした。この件に関して▲21 百万豪ドルの純資産の修正が行われたが、それでも 6 百万 NZ ドルの引当不足となって翌期に処理された（詳細不明）。

4.3 売上の過早計上

売上の計上は機器を設置して検査を完了した後とすべきであるが、FXA では機器の発送又は配達の時点で過早計上を行っていた。一部には、早期に売上計上できるように機器の事前保管を顧客に依頼していたケースも存在し、当期の売上の不足分を埋め合わせるための不正会計と認められる。この不正行為には CFO の丁氏が深く関与しており、甲氏も

(17) 調査報告書によれば、APO 傘下の他の海外子会社で同様の問題が発生していないかアンケート調査を実施したが、「重大な事象の端緒は発見するに至らなかった」（同 103 頁）とされる。しかし、報酬体系が過度の成果主義となっていないか、キャピタルリースとして会計処理することに問題のある契約はないかなどの基本的な事実関係を確認していない点は不可解と言わざるを得ない。格付け委員会の久保利英明委員も、「NZ, XA, マレーシア, タイ, 台湾のアンケートは 2,141 名中 834 名 (39%) しか回収されていない。国内が 96.3%であるのに比べて著しく (回収率が) 低い。スコープの的確性には疑問がある」（格付け報告書 3 頁）と批判している。

(18) 調査報告書では、「AU Bundled Agreement」と表記されていることが多い。

報告を受けていた。この件に関して、▲10百万豪ドルの純資産の修正が行われた。

4.4 ROシートによる財務の不正操作

CFOの丁氏は、業績を偽装するために財務を不正に操作していた。その状況はRisk & Opportunity スプレッドシート（以下、「ROシート」）と呼ばれる管理表に記録され、甲氏も報告を受けていた。この件に関して、総額▲60百万豪ドルの純資産の修正が行われた。2016年3月時点のROシートによれば、以下のように売上原価などの費用計上を不正に繰り延べしたケースが散見された。

- ・「FXAの業務に関して納期が遅れた」（調査報告書97頁）として某取引先に支払った12.4百万豪ドル（翌月には36百万豪ドルに変更）について、営業費用として計上すべきにもかかわらず、ソフトウェア開発のための「建設仮勘定」に計上して資産化していた⁽¹⁹⁾。
- ・「関係会社仮払金」として2.4百万豪ドルが資産化されていたが、「この仮払金には2013～2015年度にかかる売上原価及び販売管理費が含まれており、滞留が長期に及んで（いた）」（調査報告書98頁）とされる。
- ・発生時に費用として計上すべき旅費・サービス人件費・販売代理店補助金（計4.6百万豪ドル）について、前記の貸倒引当金の過少計上と同様に、「2015年12月の利益目標を達成する為に繰り延べられた」（調査報告書97頁）とされる。それ以外にも、「（単に繰り延べただけでなく、）繰延後本来処理すべき時期に処理されず、未処理のまま残されたケース」（前同）も存在した。

4.5 その他の不正会計

その他の不正会計に係る純資産の修正額は▲26百万豪ドルであるが、その中で最も高額なものは「客先在庫の過大計上」の▲14百万豪ドルである。FXAでも顧客が保管している消耗品を在庫として計上していたが、在庫品の単価や数量が不当に高く設定され、期末在庫が過大計上となっていた。

4.6 甲氏就任以前の不正会計

FXAでは、甲氏の前任者である戊氏がMDを務めていた時期にも、以下のような不正会計が行われていた⁽²⁰⁾。やはり売上・利益目標の達成を偽装する目的だったと推察される。

- ・2014年9月に某顧客との契約をロールオーバーした際に、売上の二重計上が行われていた。
- ・2015年3月に他社取引精算の関係で競合他社のリース契約を買い取ったが、自社の機器を設置したのは同4月にもかかわらず、同3月に売上を過早計上していた。また、その際の費用が1.4百万豪ドルも過少に計上され、利益を水増ししていた。
- ・2014年度第1四半期に某顧客に納入した大型機について、設置直後から当該機器の

(19) 納期遅れを理由にこれほどの賠償を行ったことや、その金額が大幅に変更されたことは非常に不自然であるが、調査報告書はその事情について開示していない。

(20) 「少なくとも戊氏の時代から財務パフォーマンスの操作が行われていた」（調査報告書95頁）。

パフォーマンスが悪いとクレームが入り、最終的には翌年度の第4四半期に当該機器を引き上げることになったが、約2年にわたって当該機器の売上(2百万豪ドル)を修正せず、引当金も計上していなかった。ちなみに、この件を引き継いだ甲氏も「FY15の業績を確保する為に引当未処理」(調査報告書93頁)とした。

- ・2014年度に戊氏の主導により「特別チャレンジインセンティブ」を展開したが、決算時にインセンティブの支払見込額を計上しなかった。ちなみに、このインセンティブについては、戊氏退任後の2015年4月に4百万豪ドルの支払いが実行されたが、その後も甲氏の指示により当該費用の計上が先送りされていた。

4.7 甲氏によるFXAの私物化

甲氏は、FXAのMDに就任後、FXNZから自身の子供を含む9人(以下、「移籍組」)をFXAに移籍させた。前述(4.1参照)のとおりNon-GS契約は甲氏の指示で立案されたが、その実行に関しては移籍組が指示する運用となっていた。また、FXAの経営幹部チーム会議は、甲氏の就任後に開催頻度が減らされるなど形骸化が進み、リスク管理部門についても「甲氏によって組織変更が行われ、財務部内にあったコマーシャルチーム(取引が価格決定方針に従って承認されているかをチェックし、販売チームに規程を遵守させ、不遵守の報告を行い、手続のレビューを行うこととされている)及び法務部の従業員を販売チームに移動させており、販売の力が強く組織間のチェックアンドバランスがききにくい組織となっていた」(調査報告書102頁)とされる。

金銭面でも甲氏によるFXAの私物化が進んでいた。移籍組のうち5人に対しては、「オーストラリアにおける人事コンサルタント提供ベンチマーク水準を超える報酬」が支払われ、特に甲氏の子息には、「コミッション0.42百万豪ドルを含め年0.74百万ドルというベンチマーク水準の2～2.3倍の高額の報酬が支払われていた」(調査報告書101頁)。また、甲氏を始めとする移籍組は会社経費で高額な会食を繰り返し、「500豪ドル以上のコーポレートカードの明細を集計しただけでも、2015年6月～2016年4月の間で、3名合計41回(4.1回/月)、合計金額50,132豪ドル、会食1回あたり平均1,223豪ドルであった」(前同)とされる。それ以外にも、甲氏とその家族のプライベート旅行に対する会社負担額が計43,704豪ドル、甲氏が出張時にコーポレートカードで現地通貨を引き出した際に未精算となっている金額が計9,780豪ドルに達していた。

5. FXの対応状況

本事件に主に対応したFXの部署は、本社の経理部・経営監査部、そしてAPOの経理部・内部監査部である。関係者等の名称については、以下のとおり匿名化した。

- ・A①氏(調査報告書の表記はcc氏) APO経理部長(2014年9月から)
- ・A②氏(同K氏) APO経理部員→同コンプライアンス課長→FXNZのCFO(2016年1月から)
- ・A③氏(同T氏) APO経理部フィナンシャルコントローラー
- ・B①氏(同s氏) APO内部監査部責任者(2012年7月まで)
- ・B②氏(同t氏) APO内部監査部員(2012年8月から同責任者、2014年7月に辞職)

- ・B③氏(同 x 氏) APO 内部監査部員(2014年8月から同責任者, 2016年11月に辞職)
- ・C①氏(同 BB 氏) FX 経理部長
- ・C②氏(同 z 氏) FX 法務部長
- ・C③氏(同 GG 氏) FX 経理部連結会計グループマネジャー
- ・会計事務所①(同会計事務所 1-2) ニュージーランドの EY 系メンバーファーム
- ・会計事務所②(同会計事務所 2-2) ニュージーランドの KPMG 系メンバーファーム

5.1 APO 内部監査部の独立性の阻害

COSO (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission) の「内部統制の統合的フレームワーク」は、①現業部門、②管理部門、③内部監査部門のそれぞれが内部統制の機能を果たす「3つのディフェンスライン (three lines of defense)」を提唱している。このうち第3線の内部監査部門には、第1線及び第2線の業務を客観的に評価するため、高度な独立性が要求される。社内規程でも、APO 内部監査部は APO 営業本部長にダイレクトレポートするとされていた。

しかし、2008年に営業本部長に就任した柳川勝彦氏は、APO 経理部長の高木哲也氏に対してもレポートするよう内部監査部に指示した。その結果、「内部監査レポートを APO 営業本部長及び FX 経営監査部に提出する際も、APO 高木経理部長の承認が必要な運用となった」(調査報告書 109 頁)とされる。これにより内部監査部の独立性が低下し、事実上高木経理部長の指揮下に入る形となった。

5.2 2009 年監査の指摘

内部監査部では、2009年9月に同部責任者の B①氏と部下の B②氏が FXNZ に対する監査を実施した。この監査において、FXNZ が 2003 年頃から使用していた「DSG (Document Services Group)」と呼ばれる契約類型がキャピタルリースの要件を満たしていないことが発見された。この DSG は、「MSA と名称は異なるが、契約内容は MSA とほぼ同じ」(調査報告書 105 頁)とされる。そのため内部監査部は、監査レポートの『Top Priority』として、APO 経理部と協議した上で DSG をオペレーティングリースとして計上するよう FXNZ に指摘した。

APO 経理部から『監査法人の意見を聴取せよ』との指示を受けたため、FXNZ では、DSG の新しいテンプレートとして考案した MSA の会計処理について、会計事務所①の見解を 2009 年 10 月に入手した。この見解は、MSA をキャピタルリースに分類することを合理的とする一方で、リース期間基準・現在価値基準が満たされていることを前提条件としていた。さらに同 11 月に会計事務所②からも見解を入手したところ、会計事務所①の見解に基本的に同意するが、その前提条件として、リース期間基準・現在価値基準に加えて、ターゲットボリュームの設定が合理的に確かなものであることを追加していた。

これらの見解は、『キャピタルリースの要件を満たしていれば、キャピタルリースと会計処理してよい』と述べているにすぎず、個々の MSA については、契約内容に応じてケースバイケースで判断する必要があるとしている。一定の会計知識を有する者であれば、会計事務所①・②が MSA の会計処理にむしろ疑問を感じていると認識できたはずであるが、FXNZ では、これらの見解をもって自らの会計処理を正当化しようとした。これに対し

てB①氏は会計処理を修正すべきと強く主張し、高木経理部長及びその部下のA②氏と議論が交わされた⁽²¹⁾。高木経理部長も、会計事務所①・②の見解がキャピタルリースとして計上する根拠にはならないと認識していたが、既存のDSGの売上（この時点で計33.8百万NZドル）を修正しないと決定し、今後についても『標準契約書に厳格に従うこと』を条件にMSAの売上計上を承認した⁽²²⁾。

内部監査部が問題提起したにもかかわらず、最終的には高木経理部長の不適切な判断がなされてしまった背景については、「当時の監査関係者へのインタビューによれば、B①氏は日本人のシニア・マネジメントであったAPO高木経理部長に対してどこまで主張を通すべきか悩みを吐露していた」（調査報告書106頁。下線筆者）とされる。前記のとおり内部監査部の独立性が低下し、高木経理部長が事実上の上司となっていたことに加えて、B①氏が外国人で社内政治的に立場が弱かったことが影響したと考えられる。

なお、MSA継続の条件とされた『標準契約書に厳格に従うこと』について、APO経理部がFXNZに指示することはなく、その後のMSAでは、「契約内容がサイドレターや口頭の約束等⁽²³⁾によりフォーマット（筆者注：標準契約書）から頻繁に変更」（調査報告書52頁）されていた⁽²⁴⁾。また、「契約を標準契約書から変更した場合に法務・経理等の必要な部門に伝達するルールが明確化されていなかった」（改善状況報告書21頁）とされ、FXNZではサイドレター等をきちんと管理していなかったため、監査時に契約内容を把握することも困難になっていた。

5.3 MSAの増加

甲氏はFXNZを率いて、「2011年1月から2014年12月までの48ヶ月、連続して評価項目達成率が100%を超えるという驚異的な業績」（調査報告書28頁）を挙げ、特に2011年度と2012年度には最優秀MDとして表彰と報奨金（各2万NZドル）を受け、2014年度も第二位という好成績であった。この高業績については、「実績と共に（評価項目の）目標値も上がることを考えると驚異的な数字」（前同72頁）とされる。

この高業績の柱となったのがMSAである。MSA及びその前身であるDSGの売上は、2009年度に34百万NZドル（218件）、2014年度には81百万NZドル（1,290件）に増加していた。ちなみに、「リース債権を見ると、富士フィルムHD全体で2,300億円程度に対して、ニュージーランドのリース子会社だけで330億円超を占める。全体の約15%だ」⁽²⁵⁾とされ、FHグループ内でもリース債権額が突出していた。

(21) 「B①氏がかかるMSAに基づく売上げをリース計上するのは認められないという点で、かなり高木氏に食いがかった」（調査報告書182頁）。

(22) 前述（3.1.1参照）のとおり顧客側の同意が条件となっていて、Rightsizing条項の実効性が乏しい以上、『標準契約書に厳格に従うこと』をもってMSAの売上計上を認めた判断は不適切と言わざるを得ない。

(23) サイドレターは「覚書」と呼ばれることも多い。主契約の内容の明確化や変更のために作成され、主契約と同等の法的効力を持つ。

(24) FXNZでは、顧客の要望に応じて柔軟に契約条件を変更することで、売上を伸ばそうとしていたと推察される。例えば、前述（3.1.2参照）のロールオーバーに関するリース契約の変更は、主にサイドレターによって行われていた。

(25) 日経ビジネス2017年5月15日号記事「富士ゼロックスに会計処理の闇」9-10頁

表5 FXNZの借入金と買掛金

(単位：千NZドル)

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
借入金残高	149,000	189,000	214,000	238,000	284,000	284,000	284,000
買掛金残高	2,871	6,189	12,498	1,715	35,196	91,788	133,285
合計	151,871	195,189	226,498	239,715	319,196	375,788	417,285

(調査報告書108頁に基づき筆者作成)

その一方で、FXNZの借入金残高と買掛金残高は表5のとおり急増し、2015年度には計417百万NZドルに膨張していた。同社の2016年3月期の売上高(修正前)が248百万NZドルにすぎないことを勘案すると、異常な数字と言わざるを得ない。調査報告書は、「(FX及びAPOでは)リースによる売上増加に伴う資金需要との理解」(調査報告書109頁)としているが、説得力に乏しい。不審点を認識しながらも、敢えて目をつぶっていたと推察される。

5.4 監査レポートに対する介入

2012年7月に本多雅氏がAPO営業本部長に就任し、その翌月には高木経理部長の推薦によりB①氏がフィリピン子会社に異動となった。内部監査部の責任者に昇格したB②氏から要請を受けた本多氏は、同部のレポートラインを営業本部長へのダイレクトレポートに戻した。ただし、「経理関係で専門知識を有する事項については、個別にAPO高木経理部長の助言を求めようB②氏に促すことがあった」(調査報告書109頁)とされ、内部監査部の独立性が十分に回復されたわけではなかった。

2014年2月、内部監査部はFXNZに対する監査を再び実施したが、不可解なことに、急拡大しているMSAが監査の重点項目に含まれていなかった。それでも監査レポートのドラフトには、「Top Priorityとして、顧客に対する与信判断・管理、売掛金の回収管理及び延滞債権の引当計上について不備がある旨の指摘」がなされていた上に、「非常に否定的な表現」が多かった(調査報告書109頁)。前述(3.2参照)した不良債権問題を指摘したと考えられるが、高木経理部長が複数回にわたり書き換えを指示し、指摘事項のレベルも「Top Priority」から「Need to improve」に格下げされた。B②氏は同5月に監査レポートを提出すると、その2ヶ月後に退職している。

ちなみに、2014年4月にAPO営業本部が作成した内部資料「FXA/FXNZ監査リスクと対応について」は、ロールオーバー時の売上の二重計上や、キャンセルされた売上が取り消されていない事案について指摘していた。これらの不適切な会計処理をAPOも認識していたことになるが、是正を指示した形跡は見当たらない。2015年4月には甲氏がFXAのMDに異動したが、「7年間にわたって業績目標を達成していないオーストラリア事業を担うよう招聘された」⁽²⁶⁾とされる。APOでは、甲氏がFXNZで高業績を上げた『手

(26) 前出日経ビジネス2017年5月15日号記事10頁

法』をFXAに導入することを期待していたと認められる。

5.5 告発メールへの対応

2015年7月8日、FXNZがMSAを使って売上を過大計上していると指摘する『Tony Night』名義の告発メールが、FXの吉田副社長及びXCの幹部に届いた。FXでは山本会長・栗原社長・吉田副社長が協議して、この案件を吉田副社長の担当とした。吉田副社長は、取締役・専務執行役員の柳川氏（前APO営業本部長）に対応を指示した。ちなみに、吉田副社長は元APO営業本部長で、その後も長年にわたってアジア・パシフィック事業管掌役員であった。2012年に柳川専務も同管掌役員に就任して二人体制となり、2014年には吉田副社長が同管掌役員から外れたが、その後も事実上アジア・パシフィック事業を管理していた。

柳川専務は、7月10日にFXのC①経理部長・C②法務部長とAPOの本多営業本部長・A①経理部長（高木氏の後任）を集めて対応を検討し、APO経理部のA③氏及び同内部監査部のB③氏に調査を指示した。同24日に実施されたFXNZの監査では、ターゲットボリュームの水増しによる売上の過大計上など告発メールどおりの実態や、【取引先1】に対して監査法人から7.5百万NZドルの引当金計上を求められていることが判明した⁽²⁷⁾。同27日にB③氏がA③氏に送付した監査レポートには、MSAをキャピタルリースとして売上を計上するのは不適切であり、会計事務所①・②の見解には依拠できないことや、ロールオーバー時の売上の二重計上が記されていたが、A③氏は同レポートを本多営業本部長・A①経理部長に報告しなかった。

その事情についてA③氏は、「そもそもFXNZへの監査自体がXCに問題ないと回答する為に行うものであったので、これに真っ向から反する報告等あげられるような状況ではなかった（中略）2009年に監査法人から意見書を取得しており、それ以降も監査で指摘されなかったことからすれば、監査人が交代しない限り今後の監査で指摘される現実的なリスクは低いと判断したことから、B③氏の監査レポートを共有しなかった」（調査報告書112-113頁。下線筆者）と弁明している。この段階で既に事件の隠蔽が関係者の共通認識となっていたことがうかがえる。

8月10日、上海で会議（以下、「上海会議」）が開催され、吉田副社長・柳川専務・本多営業本部長などが出席した。A③氏がサンプルチェック（10件）の結果を報告し、契約書にミニマムペイメントを否定する文言を付記したケースが1件、同じくRightsizing条項を否定する文言を付記したケースが4件、さらに7件でターゲットボリュームが未達と説明した。それに対して吉田副社長は、これまで監査法人から特段の指摘を受けていないことを確認した上で、監査報告書及びXCへの回答には「まずは問題ないと書け」、内部向けには「その後の処理はしっかり行う」との方針を指示した（調査報告書114頁）。

この指示について改善状況報告書は、「過去の会計処理を訂正することなくFXNZの業

(27) この時にB③氏が同僚と行ったチャットでは、「【B③氏】あの手紙（筆者注：告発メールのこと）が言っていることは全部本当」「【同僚】いつかみんな東芝みたいになって、みんな辞職ね」との会話がなされ、「FXの隠蔽体質や日本人が内部監査の役割を理解していないことに話題が及ん（だ）」とのことである（調査報告書112頁）。

績を鑑みながら暫時修正していくことを想定していた」（同 18 頁）と隠蔽の意図を認定している。ちなみに吉田副社長自身は「問題を隠すつもりは一切なかった」と弁明しているが、「吉田副社長以外の上海会議出席者は、FX 柳川専務を含め、インタビューにおいて、告発メール記載の実態があるとの認識を持っていたことを認めている」とされる（調査報告書 114 頁）。

吉田副社長の指示に基づき A ③氏は、「匿名メールにあるような不正会計、売上過大計上は無かった」（調査報告書 115 頁）と監査報告書を書き換えるとともに、2009 年の会計事務所の見解で MSA の会計処理は妥当とされたことや、2014 年度の会計監査でも指摘を受けなかったことを追記した。ちなみに A ③氏は、FX 経理部の連結会計グループに吉田副社長の指示内容について報告しており、FX 経理部と連絡を取り合って対応を進めていたと認められる。

変更後の監査報告書及び同旨の XC への回答案は、8 月 19 日に吉田副社長及び柳川専務（以下、「吉田副社長等」）の承認を受け、翌 20 日に栗原社長に報告された。なお、栗原社長への報告に当たって、監査報告書に記載された【取引先 1】を匿名に変更するよう柳川専務が指示していた。【取引先 1】は、APO 営業本部長時代の柳川専務が「販売責任者として当時 FX 史上最も高額であった最新鋭の製品を販売した会社として社内で広く知られていた」（調査報告書 116 頁）とされ、【取引先 1】の不良債権問題が自分と結び付けられることを回避しようとしたと考えられる。

5.6 MSA の禁止

2015 年 9 月 3 日に APO は、「その後の処理はしっかり行う」との吉田副社長の方針に基づき、FXNZ と FXA に対して MSA 及び Non-GS 契約を禁止する通達を發した。同 22 日には本多営業本部長と A ③氏がニュージーランドに出張して FXNZ と協議した。本多氏は、乙 CFO の返答が要領を得なかったことに加えて、前述（3.2 参照）した【取引先 1】との関係を問題視して乙氏の解雇を検討したが、結局は 13 万 5 千 NZ ドルを乙氏に支払って退職合意を結ぶという不可解な決着となった。その事情として、「当時 FXNZ では解雇した職員との間で裁判を抱えていたことや 2016 年 1 月には（後任者の）A ②氏の着任が決定していた（こと）」（調査報告書 117 頁）が挙げられているが、説得力に欠ける。乙氏を解雇して訴訟を起こされると、本事件を隠蔽できなくなると懸念したと推察される。

一方、MSA 禁止による 2015 年度下期業績への影響を APO で検討したところ、FXNZ が 27 百万 NZ ドル、FXA が 27 百万豪ドルの売上減となることが判明した。業績目標の大幅未達について報告しなければならないが、管掌役員の柳川専務は「未達の報告をする『俺にどうやってこれを上に報告しろというんだ』といって机をたたかれた」「何度も怒鳴られたことがある」（調査報告書 117 頁）というパワハラ的人物であった。柳川専務にどのように説明すればよいか、FX の C ①経理部長と APO の A ①経理部長が打合せした結果、FXA の売上減を縮小するため、GS 契約のうちミニマムペイメントが保証されていないものについて、会計処理の修正を 2016 年度以降に延期することが発案された。

10 月 28 日に報告を受けた柳川専務は、FXA の会計処理を承認したが、FXNZ に関しては MSA の全面禁止に反対して再検討を命じた。そこで APO では、健全な顧客に対してはミニマムペイメントの設定がない契約を認めると変更し、11 月 16 日に柳川専務の了

解を得た。なお、前記の打合せの際、上海会議の報告資料がC①経理部長及びその部下のC③連結会計グループマネジャーに提供されており、FX経理部は「(MSAが)売上計上要件を満たさない可能性を遅くともこの時点で認識していた」(調査報告書118頁)とされる。

5.7 恣意的な損失処理

FXNZの後任CFOとなったA②氏は、乙氏が隠蔽していた会計事務所①のレター(2015年9月3日付)を発見した。同レターでは貸倒引当金の過少計上・客先在庫の過大計上・スポンサーシップ費用の売上計上などが指摘されており、約100百万NZドルの損失処理が必要とAPOに報告した。A③氏は、損失処理額を圧縮するため、A②氏と協議して2016年3月期に処理しなければ監査法人の指摘を受けるおそれがあるものを選定した。

2016年2月18日、本多営業本部長は、2016年3月期の損失処理額として、FXAについて32.6百万豪ドル、FXNZについてはマクロ調整が35.7百万NZドル及び【取引先1】への追加引当が最低7.5百万NZドルと柳川専務に報告した。柳川専務は不機嫌になり、「全部手を打ってのリスクか」「A②が見ただけじゃないのか。どこまで保守的に見てるんだ」「今まで監査を乗り切ってきたのに何で今回はこんなに出るのか」(調査報告書121頁)と再検討を指示した。FXのC①経理部長・C③氏及びAPOのA①経理部長・A③氏が損失処理額を見直した結果、FXAについて17.9百万豪ドル、FXNZについてはマクロ調整の25百万NZドル及び【取引先1】への追加引当の7.5百万NZドルを2016年3月期に処理するという内容で、2月25日に吉田副社長等の承認を受けた⁽²⁸⁾。翌26日に山本会長及び栗原社長に対して、会計上の問題により計45億円の損失処理が必要との報告が行われたが、吉田副社長等の指示によりマクロ調整に関する具体的な記載が資料から削除されていた。

この損失処理額は「益出しでオフセット出来る範囲で損失処理を行うことを前提として決定がなされていた」(調査報告書127頁)とされ、そのうち36億円はFXAの倉庫売却(19億円)やFX台湾の工場売却(9億円)などで相殺することになった。ちなみに、「不動産売却については、決定過程において売却物件の簿価が20億円未満であることが何度も確認された。これは1件20億円以上の不動産の売買は取締役会上程事項となり、株主であるFH及びXCからの取締役に対する説明を要することとなる為であった(1件20億円未満の不動産売却はFX社長稟議)」(前同123頁)とされ、親会社であるFHやXCに対して本事件を隠蔽する意図が認められる。

かくして2016年3月期の損失処理額が恣意的に圧縮された結果、マクロ調整のうち8百万NZドルの処理を翌期に持ち越すことになった。この件については、A③氏が「C③のチームと連絡を取りながら進めました」(調査報告書127頁)とメールに記しており、少なくともFX経理部の事務レベルは了解していた模様である。

(28) その後、会計監査人の指摘により【取引先1】への追加引当を13.5百万NZドルに増額することになり、FXNZの損失処理額は38百万NZドルに達した。

5.8 甲氏の退職

APO から本事件の原因調査を依頼されたシンガポールの法律事務所は、報告書の中で不正会計の原因を「甲氏が醸成した売上至上主義」（調査報告書 128 頁）と指摘した。さらに APO 人事部の調査で、前述（4.7 参照）した甲氏による会社の私物化も判明した。その結果、甲氏を退職させる方針がまとまり、4 月 18 日に山本会長及び栗原社長に報告された。しかしこの件でも懲戒免職とはされず、甲氏に残任期分の報酬と退職金など約 100 万豪ドル（約 8,800 万円）を支払う旨の退職合意が締結された。その事情については、「甲氏が競合他社に転職し又は自ら会社を設立して顧客を奪うおそれがあること、訴訟を提起されて紛争が長期化する可能性等を考慮し（た）」（前同 129 頁）とされるが、不可解な決着と言わざるを得ない⁽²⁹⁾。前記の乙 CFO のケースと同様に、解雇したことで訴訟を起こされると、本事件を隠蔽できなくなると懸念したと推察される。

ちなみに、2016 年 1 月以降、A ③氏は、FXA の 2015 年度第 3 四半期の業績を引き上げるためあらゆる費用を繰り延べるよう指示していた。例えば、「集中的に引当金等を抑えたことにより 3 月の低い売上を補うことが出来た」（調査報告書 94 頁）との A ③氏のメールが発見されており、前述（4.2 及び 4.4 参照）した貸倒引当金の過少計上や RO シートによる財務の不正操作に A ③氏が関与していた。前記のとおり柳川専務が依然として業績に拘泥していたため、一部の不正会計を続行せざるを得なかったと推察される。

5.9 経営監査部による監査

前記のとおり 4 月 18 日に甲氏退職に関する報告を受けた後、栗原社長は、社長直属の FX 経営監査部に対し FXNZ の現地調査を指示した。本件の担当は吉田副社長にもかかわらず、栗原社長が指示を出したのは、「FXNZ の全容がいつまでも分からないとの思いから」（調査報告書 130 頁）とされ、吉田副社長の隠蔽姿勢に対する不信感によるものと認められる。

これに対して柳川専務が「C ①経理部長に対し、経理サイドで 2016 年 3 月期決算の処理を行っているところであるから、これに影響を与えないよう上手く調整する様に指示した」（調査報告書 130 頁）とされる。また、APO の A ①経理部長も、FX の C ①経理部長に宛てたメールの中で、「本件は、本社経理や柳川専務は知っての動きでしょうか。それとも経営監査部が単独で動いている話でしょうか。はっきり言って前社長の甲と前経理部長の乙の時代の契約をひっくり返せば問題ありになります。だから、去年の 10 月から（MSA を）止めさせてこれを含めて責任者を今処分しようという中で、このタイミングでもう一度 NZ に監査に入る理由と背景が分からなくて対応に苦慮しています」（前同。下線筆者）と訴えた。

C ①経理部長が経営監査部に申し入れた結果、2015 年度第 3 四半期以前の契約を調査対象としない旨の監査スコープが設定され、FX 経理部や APO の A ③氏も監査に参加することになった。2016 年 5 月に行われた監査では、「（経営監査部が）過去分の資料を要求し始めた際に、A ③氏が監査スコープ通りに行うよう主張した場面も見られた」（調査

(29) 甲氏の後任の丙氏は、事件公表後の 2017 年 8 月に懲戒解雇処分とされている。

報告書130頁)とされる。そのため監査結果は、栗原社長の意図に反し、2015年度第4四半期以降は改善が進められている旨の外的外れな内容となった。FX 経理部は、MSAの会計処理が不適切と認識していたにもかかわらず、敢えてメスを入れないよう画策し、社長直属の経営監査部も結局はそれに同調したと認められる。

7月22日、栗原社長・吉田副社長・柳川専務・C①経理部長・本多営業本部長がFXNZの再建策について協議した際、栗原社長が「何故、FXNZが大きく赤字構造に陥っているのか、要因は何か」(調査報告書131頁)と問題提起した。栗原社長が痺れを切らし、不信感を表明したと認められる。その後のAPOの調査で、売上の過早計上、DSG調整によるリース債権の架空計上、不良債権の膨張などによる今後の損失見込額は70百万NZドルと算定され、8月25日に栗原社長への報告が行われた。ただし、吉田副社長の指示により、金額とその内訳の部分が説明資料から削除されて口頭報告にとどまったため、栗原社長は70百万NZドルの『リスク』と受けとめ、損失処理が現に必要との認識には至らなかった。

5.10 ニュージーランドでの報道

9月8日、ニュージーランドにおいて、地元経済紙のNBR(The National Business Review)がFXNZの巨額損失について報じた。同16日にはNBR紙が特集記事を掲載し、MSAによる売上の過大計上の手口を紹介するとともに、日本側が非常に高い目標を設定してFXNZを追い込んだと解説した。この報道を受けて、ニュージーランドの捜査機関から問い合わせがなされたため、FXNZでは2009年の会計事務所①・②の見解を提出した。それに伴ってAPOのA③氏もFX経理部のC③氏にこれらの見解を送付したが、そのメールには「実際の契約書では、提要の欄に顧客に有利な条件等を付記したものが多く、物によってはリース会計の摘要を否決されるリスクもあります」「個人的にはこれをKPMGに見せるのは出来るだけ避けたほうがよいかと思います」(調査報告書134頁)とのコメントが記されていた。

NBR紙の報道についてあずさ監査法人(2017年3月期からFHの会計監査人)から説明を求められたため、10月5日に吉田副社長・柳川専務・C①経理部長・C②法務部長・本多営業本部長が協議し、吉田副社長は「売上計上の仕方について監査法人に確認してやっている、怪しいところはない、監査も通ってきている、EYとKPMGから意見書を取得している」(調査報告書135頁)と回答するよう指示した。同日のあずさ監査法人との会議では、C②法務部長がこの指示どおりに説明した上で、「NBRの記事は、噂や風評のレベルの、根拠のないもの」(前同)と断じた。同11日には、NBR紙の報道に関してFHからも問い合わせがあり、吉田副社長が不正会計の事実はないと回答した。

10月28日、経営監査部の会議において栗原社長は、「APOやFX経理部の対応をみると、東芝に非常に似ている。東芝も最初は監査法人が通っているから問題ありませんと行ってたが、根掘り集掘り調べられるといろいろ出てきた」「当事者は隠す。本多さんに聞いても、経理部に聞いても、柳川さんに聞いても問題ないという。『栗原さん、この件は複雑だからよくわからないかもしれないが、問題ありません』という。吉田さんも同じことを言う。だから怪しい」「1回目(筆者注:告発メール)の時にちゃんと調べて対応しておけばよかったのに、その時は問題ないと済ましてしまい、結果として2回目(筆者注:NBR紙の報道)がきて、このような事態になっている」(調査報告書136頁)と発言し、

吉田副社長や柳川専務，さらにFX 経理部に対する不信感を表明した。これに対して吉田副社長は，11月8日に経営監査部に対し，「会計処理は監査法人が認めている」「フォローアップ監査でも，（不正を）追い詰めるのは得策ではない。FXとしてFXNZを守るべき」（前同）と牽制した。

5.11 FHの介入

FH 監査部は，11月8日にKPMGからロールオーバー時の売上の二重計上やDSG調整によるリース債権の架空計上，その背景にある売上至上主義の業績評価について説明を受け，12月5日に助野FH社長に報告した。翌6日にFH 監査部がFXNZに関する質問状を提示したため，FX 経営監査部による再度の監査が実施された。この監査では過去の契約状況も調査対象とされたが，前回と同様にFX 経理部やAPOのA③氏が同行しており，監査結果も契約書の記入ミスや貸倒引当金の不足を指摘するにとどまった。しかし，12月21日にその報告を受けた吉田副社長が，「FXは独立した会社だ」「本事案はFH 経営陣とFX 経営陣のレベルの問題であるから，FX 経営監査部がFH 監査部に回答する必要はない」と指示した（調査報告書137頁）。

2017年1月5日，助野FH社長が，原因究明と責任の所在について報告するよう栗原社長に指示した。同12日には，栗原社長に対してFX 経営監査部が，FXNZ 経営陣は【取引先1】の信用不安を認識していたのに強引に取引を推し進めたこと，KPMGから追加引当を求められたり，不正会計と指摘されたりするおそれがあることを報告した。これに対して柳川専務は，「ソフトランディングさせようとしているのだから，ひっくりかえすような仕方はしないように」「経理（部）と自分で数字の対応をしているから，あまり動くな」（調査報告書155頁）と経営監査部を牽制した。

2月15日，KPMGはFXNZの会計リスクを133億円とする見解をFHに伝えたが，これに対してFXは30億円程度と報告した。この段階に至っても，FX側は事件を矮小化しようとしていたと推察される⁽³⁰⁾。3月21日に会計事務所②が，FXNZにおける不正会計の疑いを指摘する「Fraud Letter」を提出したことを受けて，あずき監査法人は正式に調査する必要があるとFHに連絡した。FHでは，4月20日に第三者委員会の設置と2017年3月期決算の発表延期を表明した。

6月10日に第三者委員会から調査報告書を受領したFHは，FXに対する管理体制の強化を始めとする諸対策を発表するとともに，関係者に対して以下の人事措置を実施した⁽³¹⁾。

- －山本会長・吉田副社長・柳川専務・本多常務執行役員 退任・報酬及び賞与の削減・ストックオプションの放棄
- －高木執行役員 役員からの退任・報酬及び賞与の削減
- －栗原社長 報酬及び賞与の削減

(30) 本多氏は2017年4月1日付けで国内営業事業全般を担当する執行役員に栄転しており，「富士ゼロックス経営陣が最後まで，不適切会計問題を小さく処理できる，問題にならないと軽く見ていた」と指摘されている（日経ビジネス2017年6月19日号記事「不可解人事が示す『鉄面皮』」17頁）。

(31) 事件隠蔽に関与したA①氏・A③氏は減給処分とされた。また，甲氏・乙氏・丙氏に対し，FXNZとFXAPが損害賠償訴訟を提起している。

－古森FH会長・助野FH社長 報酬の返上

FXの新しい取締役会は、古森会長・栗原社長など12人で構成され、過半数の7人がFHから派遣された。さらに栗原社長は翌年6月に退任し、後任はFH出身の玉井光一氏とされた⁽³²⁾。2019年11月にFHはXCの全保有株を買い取ってFXを完全子会社化した上で、社名を「富士フィルムビジネスイノベーション」に変更した。

6. 不正会計の原因構造

もともとFXでは、業績達成に向けて厳しいプレッシャーが発せられることが、「アジア地域のみならず、日本国内⁽³³⁾を含め、FXグループの全社的な傾向」（調査報告書180頁）であり、その反面としてリスク管理やコンプライアンスが軽視されがちであった。第三者委員会の調査によれば、「FXの複数の部署におけるいくつかの取引において、売上目標を達成する為、顧客との取引に関して売上の前倒し計上が行われていたとの情報を得た。（中略）回答者は、担当部門において無理な予算を立てられていることや、期末、四半期、月次での過度な目標達成のプレッシャー等の存在を挙げている」（前同148頁）とのことである。

会計監査に対しても、「監査法人にはその実態を隠ぺいして告げず、監査で指摘を受けることがなければ『監査を通った』（つまり、会計処理として問題がないと判断された）ことになる、というのが彼らの理屈であった」「会計監査に対する独特の考え方や姿勢がFX全社的に蔓延っていた」（調査報告書181頁）とされる。こうした独善的な体質が形成された背景として、同社が非上場であるため社外の視点を意識する機会が少なく⁽³⁴⁾、また、後述（9.参照）するように親会社のFHも放任姿勢でガバナンスを発揮しなかったことが挙げられる。

事件当時のFXは、日本経済の低迷により国内の売上が伸び悩む中で、経済成長著しいアジア・パシフィック地域での業績拡大を目指す戦略（以下、「AP重点戦略」）を掲げ、APOに強い期待をかけていた⁽³⁵⁾。APO関係者は、「FX本社からの業績達成（特に売上げ達成）プレッシャーが非常に厳しかった」（調査報告書179頁）と証言している。その結果、APOでも海外子会社に対する要求が過大となり、「2009年頃の時点で既に、国内はともかく、少なくともAPO傘下の各販売子会社においては、FX本社からAPOを通じて厳しい売上達成プレッシャーが発せられていた」（前同179-180頁）とのことである⁽³⁶⁾。

不正会計事件を誘発した事情としては、「ワンマン経営の放置」「過度のインセンティブ

(32) 2018年6月時点で、FHから派遣されている人員は、取締役12人中7人、監査役4人中3人、常勤執行役員24人中7人である。

(33) 「国内の営業所においても、過度な売上プレッシャーが強い」（調査報告書179頁）。

(34) 「FX経営陣は、自社が上場会社ではないため、株式市場・投資家に対する誠実性の意識・視点が欠落していたものと思われる」（調査報告書184頁）。

(35) 「日本国内の景気減退・成長鈍化の兆しの中、中国・アジア地域が業績回復の牽引役としてFX全社的に期待され、注目されていた」（調査報告書179頁）。

(36) 本事件の原因を調査したシンガポールの法律事務所も、「売上至上主義の風潮は、甲氏だけの責任ではなく、厳しい数字を押し付けたAPOのプレッシャーも原因である」と指摘した（調査報告書129頁）。

報酬」の2件、そして海外子会社の監督に失敗した事情として、「APO 内部監査部の機能不全」「APO 経理部の機能不全」「FX コーポレート部門による監督の不在」「内部通報制度の形骸化」の4件が挙げられるが、そのいずれについても上記の業績重視・リスク管理軽視の姿勢が背景にあると認められる。

6.1 ワンマン経営の放置

FXNZ と FXA はもともと XC のグループ企業であったが、XC との協議によりオセアニア地区を FX が担当することになり、1990 年 11 月に FX が両社を買収した。APO 傘下の他の海外子会社では FX が経営トップを送り込んでいたが、この2社に関しては、「FX 本社から送り込んだ者（日本的な企業経営をある程度理解する者）をトップに据えることはせず、またマネジメント人事等にも手を入れず、従前 XC グループの企業として行っていた経営手法を当面そのまま踏襲させることにした」（調査報告書 182 頁）とされる。その理由については、「オーストラリアやニュージーランド等英連邦系の国々は、アジア各国とは文化も宗教も人種構成も大きく異なる為、それまでビジネスが上手く回っていたところへいわゆる『日本的経営』でいきなり介入して、かえって現地でのビジネスに悪影響を及ぼすことがない様に考えた」（前同）と説明されている。

こうした FX 側の放任姿勢を受けて、「オーストラリアとニュージーランドの現地法人の人たちは、日本の本社が出した方針に従わず、好き勝手にやるが多かった」⁽³⁷⁾とされる。現地では「CEO(MD)に権限が集中」（改善状況報告書 19 頁）し、FXNZ では 2004 年から長期にわたり MD を務めた甲氏によるワンマン経営となった。「(FXNZ の)取締役会は計算書類の承認の際などに年 1～2 回開催されるのみであり、実質的な事業に関する審議は行われていなかった」「業務について、甲氏が承認さえすればよく、社内的には歯止めがかからなかった」（調査報告書 73 頁）とのことである⁽³⁸⁾。

また、ファイナンス会社の位置付けについても、FXNZ と FXA は例外的扱いであった。FX の他の海外子会社では、「自社グループ内ではなく外部のリース会社による、いわゆる第三者リース取引を行っている」（調査報告書 183 頁）とされるが、この2社では販売会社とファイナンス会社が一体化していた⁽³⁹⁾。これも買収時の経緯によるものと推察されるが、その結果として、「売上目標達成が志向される中で販売事業とリース事業が同じマネジメントの下で一体となって運営されていたため、販売事業が優先されリース事業における与信審査による牽制が働かなかった」（改善状況報告書 20 頁）とされる。

以上のように例外的な経営体制を容認したことが、甲氏のワンマン経営さらには不正会計につながったと認められる。APO が 2008 年に内部監査部の独立性を弱め、2009 年には FXNZ の不適切な会計処理を修正せず、その後の MSA の急拡大や借入金等の膨張も放置したことに鑑みると、むしろ APO としては、甲氏の暴走を奨励していたと言わざる

(37) 東洋経済 2017 年 12 月 23 日号記事「本気になった富士フィルム 不正会計を機に大手術」53 頁

(38) FXNZ の取締役会の下に設置されていた各種委員会も、「コンプライアンス委員会やリスク管理委員会の開催頻度は低く、議事録も作成されないが多かった」（調査報告書 74 頁）とされる。

(39) 前述（5.3 参照）したように FH のリース債権において FXNZ の比率が非常に高かったのは、この一体化によるものと認められる。

を得ない。AP重点戦略に基づきアジア・パシフィック地域の業績を拡大するには、相当に思い切った手法を取る必要があるとの判断に基づき、甲氏の好きなようにやらせていたと推察される。

6.2 過度のインセンティブ報酬

調査報告書によれば、「FXNZの経営陣が自己の業績達成に対して強い意欲を有していた」(同60頁)とされる。その背景となったのが、過度のインセンティブ報酬である。各国の事業組織のトップであるMDやその他の幹部の報酬は、評価項目の達成率が100%を超えれば賞与が増額される仕組みであった。例えば、2016年度のFXA及びFXNZのMDに対する評価項目の比重は、総売上3割・営業利益3割・サービス売上2割と設定され、営業面に偏向していた。その事情については、「FXAやFXNZがFXグループ内において高い成長率を期待されている」(前同28頁)と説明されている。

インセンティブ報酬の金額は明らかにされていないが、「コミッションとボーナスが2011年1月1日から2017年3月31日までの期間に27人に対して支払われており、期間を通じて1人当たり150万ドル以上支払われていたとの供述や、コミッションとボーナスの合計額はこれらの従業員の受領した報酬全体の半額を超えたとの供述もあった」(調査報告書72頁)とされ、かなりの金額と認められる。かくして高額なインセンティブ報酬を獲得しようとするあまり、「より高い売上高を求めて売上至上主義がエスカレート」(前同)した結果、甲氏は業績水増しのために不正会計を指示し、他の経営幹部もそれに同調したと認められる。また、FXAにおける甲氏の前任者の戊氏も、同様にインセンティブ報酬に誘引されて前述(4.6参照)の不正会計を実行したと推察される。

6.3 APO 内部監査部の機能不全

APO内部監査部は、傘下の海外子会社に対し定期的に監査を行っていたが、その実施頻度は3~4年に1回程度にとどまり、FXNZに対する定期監査は2009年度と2013年度に行われていた。2009年度の監査ではMSAの会計処理の問題点、そして2013年度(2014年2月)の監査では不良債権の膨張が指摘されたが、高木経理部長の介入により監査結果の書き換えが行われてしまった。APO営業本部長の柳川氏が内部監査部を実質的にAPO経理部の指揮下に入れ、その独立性を奪ったことがその背景となっている。前記のとおりAP重点戦略に基づき海外子会社が業績拡大のために強引な手法を取ることを見越して、その障害となる内部監査部をあらかじめ弱体化しておいたと推察される。

ちなみに、内部監査部の体制は管理職・一般職各1人の計2人にすぎなかったが、計19もの海外子会社を監査対象としており、「仕事量に比して人員や予算が不足している」(調査報告書110頁)とされる。また、人員の入れ替わりも頻繁で、管理職のB①氏が2012年8月にフィリピン子会社に異動、後任のB②氏は2014年7月に退社、その後任のB③氏も2016年11月に退社していた。こうした状況は、業績重視・リスク管理軽視の同社では内部監査業務が軽視されていたことを示唆している。

6.4 APO 経理部の機能不全

東海ゴム工業の労働安全衛生法違反事件を分析した樋口(2013)は、同社の顧客である

自動車業界に対する供給責任とコンプライアンスを両立できないトレードオフ状態に陥った当事者が、供給責任を優先するために取って法令違反を犯したと指摘した。その上で、この問題を「目標間のトレードオフによる組織不祥事リスク」と整理し、「実務上の制約によって、組織が追求する諸目標の間にトレードオフの関係が生じた際に、安全性やコンプライアンスという目標が相対的に軽視され、組織不祥事が誘発されるリスク」と定義した（樋口（2013）、7頁）。さらに、東芝不正会計事件を分析した樋口（2017）は、東芝本社の財務部が適切な会計処理を旨とする「財務会計」と、会計数値により事業をコントロールする「管理会計」という方向性が異なる業務を所管していたため、この目標間のトレードオフによる組織不祥事リスクが発現して、財務会計よりも管理会計を優先するに至ったと認定した（同139頁）。

本事件では、APO 内部監査部が2009年度と2013年度にFXNZの会計処理の問題点を指摘したにもかかわらず、APO 経理部では高木氏がその書き換えを指示した上に、その後もFXNZに特段の指導をせず、MSAや借入金などの異常な増加を放置した。また、2015年7月の告発メール後の対応では、同部のA③氏が事件の隠蔽・矮小化工作を行う一方で、FXAの業績を粉飾するために費用の繰り延べを指示していた。こうした姿勢の背景について調査報告書は、「APO 経理部は会計を行う部署と、予算管理を行う部署の両方を含んでいた。このことは、APO 経理部が会計上適切な対応をすべき時に、予算達成のインセンティブによりこのような対応が妨げられ、適切な処理が行われなかったという結果につながった可能性がある」（同144頁。下線筆者）と指摘している。

AP 重点戦略により業績向上を強く求められる状況下で、東芝不正会計事件と同様に、APO 経理部は「財務会計」と「管理会計」の双方を所管していたため、目標間のトレードオフによる組織不祥事リスクが発現し、業績向上を優先してしまったと認められる⁽⁴⁰⁾。ちなみに、APOだけでなくFX 経理部も「財務会計」と「管理会計」を所管していたが、その理由は「FX グループの伝統的なカルチャー」（調査報告書180頁）とされ、全社的な業績重視・リスク管理軽視の姿勢に基づくものと考えられる。

6.5 FX コーポレート部門による監督の不在

改善状況報告書によれば、「APOのコーポレート部門が、組織体制上、営業部門の配下に入っており、FX本社からAPOコーポレート部門を通じた牽制を効かせにくい状況にあった」（同20頁）とされ、FXの法務部・経理部・経営監査部などのコーポレート部門は、APOのコーポレート部門と直接連絡を取っていなかった。また、「FXとAPO統括下の子会社との間の連絡は基本的にはAPOを通じて行われており、（中略）FX本社従業員がAPO統括下の子会社に連絡する際には、必ずAPOを通じて行うよう、APOからの強い

(40) 「同一人物がこの両機能（筆者注：「財務会計」と「管理会計」）の責任者となっていた為、仮に不適切な会計処理であっても、何とかして業績達成に悪影響を及ぼさない様にできないものかと考え、命題達成に向けて対策を講じなければならないという危機感があったものと推察される。当時APO経理部長の高木氏がAPOトップの柳川氏の指示を受け、内部監査のレポートラインに介入し『助言』を試み内部監査機能を無効化したのも、彼の立場及びAPOが受けていたプレッシャーと無関係であったとは考えにくい」（調査報告書180頁）。

要請があった」(調査報告書150頁)とされる。

その結果、FXのコーポレート部門では、APOや海外子会社の業務について機動的に情報を入手することができない状態であった⁽⁴¹⁾。例えば、2009年の会計事務所①・②のMSAに関する見解についてFX経理部が報告を受けたのは、2016年のNBR紙の報道後であった。このような体制とされていた事情として、全社的に海外事業の成長に強い期待をかけていた関係で、APOや海外子会社の経営の自由度を大きくするため、本社コーポレート部門が彼らに容喙することを難しくしていたと推察される。

6.6 内部通報制度の形骸化

FXはFHとは別に内部通報制度を構築していたが、以下のとおりグループ内で分断されていた。2004年に設置された「ALL-FXコンプライアンス・ヘルプライン」は、基本的にFXと国内関連会社を対象としたもので、本事件までに海外子会社に関する通報が行われたことはなかった。APOにも内部通報制度が存在したが、こちらは開設してから通報は一件もなかった。海外子会社では、それぞれが独自に通報窓口を設定していたが、「各社間での共通の内部通報制度ルールや運用はなく、APOへ報告する明確な根拠規定や基準もない」(調査報告書171頁)とされ、通報内容をAPOに報告するかどうかは各社のMDの判断に任されていた。ちなみに、FXNZでも2008年に内部通報制度を整備していたが、2015年9月まで利用実績は皆無であった。

2015年7月の『Tony Night』名義の告発メールは、これらの内部通報窓口を経由したのではなく、関係者宛てに直接送信されていた。調査報告書は「同メールは、会社関係者でなければ知り得ない複数のメールアドレス宛てに送信されていることに照らせば、少なくともFXグループ関係者であることが推測される。Tony Nightを称する人物が(中略)内部通報制度の信用性や実効性に対して懐疑的である等の理由から、内部通報制度の利用を意図的に回避した可能性が考えられる」(同173頁。下線筆者)としている。かくして内部通報制度が形骸化していたことが、事件の発覚の遅れ、ひいてはFXNZにおける不正会計の膨張につながった。その背景として、FXにおけるリスク管理軽視の姿勢が挙げられる。

7. FXの対応の失敗

FX側が不正会計に関する情報を入手した後も、迅速な対応が取られずに事件の隠蔽が図られた事情として、「一部役員による専断」「FX経理部の機能不全」「FX経営監査部の機能不全」「FHに対する警戒心」の4件が挙げられる。

(41) 例えば、FX経理部については、「(APO傘下の)海外子会社の窓口がAPOに一本化されていたことにより、FX経理部は海外子会社に対して直接アクセスすることが出来ず、海外子会社の経理処理等に関する情報をタイムリーかつ正確に把握できていなかった」ことに加えて、「FXにおける子会社の財務数値の管理が、損益計算書項目のチェック中心であり、損益以外の財務の健全性(貸借対照表、キャッシュフロー計算書)などをチェックする仕組みがなかった」とされる(改善状況報告書20頁)。

7.1 一部役員による専断

APOに関する職制上の最高責任者は栗原社長であったが、「APOの重要な意思決定にあたり、本多APO営業本部長が、吉田FX副社長及び柳川FX専務を始めとするFXトップ経営陣と、直接事実上の検討を行い、彼らの了解を得ることにより、FX社内でも事実上承認されたこととなっている」（調査報告書149頁）とのことである⁽⁴²⁾。アジア・パシフィック事業の成長に強い期待がかけられていたため、APO営業本部長経験者として同事業に精通していた吉田副社長等に一切を任せたいほうが良いという暗黙の了解が存在したと推察される。ちなみに、「FX副社長（吉田氏）・専務（柳川氏）が海外子会社のCEOを選任していた」（改善状況報告書20頁）とされ、甲氏をFXNZやFXAのMDに登用したのも吉田副社長等の判断と認められる。

栗原社長（1978年入社）は国内営業の経歴が長く、2009年に取締役、2015年に代表取締役社長に就任した。ただし、肩書は「社長」であっても、執行面の責任者というだけで、経営面の最高責任者は依然として山本会長であった⁽⁴³⁾。それに対して吉田副社長（1970年入社）は2000年から2002年にかけてAPO営業本部長を務め、2005年に取締役、2007年に代表取締役、2010年に副社長に就任した。吉田副社長の方が8年も先輩で取締役としての在任期間も長い『実力者』である上に、これまで全社的な期待を背負って海外事業の伸長に尽力してきたという自負心から、『海外事業については栗原社長に口出しをさせない』という意識が存在したと考えられる。

2015年7月の告発メールによりFX首脳陣は本事件を認知した。本来であれば栗原社長が経営監査部を指揮して対応に当たるべき案件にもかかわらず、アジア・パシフィック事業を推進してきた当事者である吉田副社長等に任せたことは不適切であるが、やはり栗原社長の立場の弱さによるものと推察される⁽⁴⁴⁾。そして吉田副社長等は、「APOに関するマイナス情報を隠し、FX栗原社長やXCに対して正しい情報を伝えないという姿勢」（調査報告書145頁）であり、栗原社長に対する説明回数は少なく、内容も具体性を欠いていた。前記の『海外事業については栗原社長に口出しをさせない』という意識に加えて、海外子会社に対する管理や甲氏の選任に関する自らの責任の隠蔽という保身によるものと考えられる。

栗原社長は、2016年2月26日の段階で45億円もの損失処理が必要と認識した上に、遅くとも同4月18日の段階で吉田副社長の説明に対し不信感を抱いていたが、対応の主導権を取ることはなかった。結局のところ、2017年1月にFHが乗り出すまで、栗原社長はほとんど何も出来なかったのが実状である。前述（5.9参照）のとおり社長直属である経営監査部でさえも、栗原社長の意向を無視して吉田副社長に迎合する態度を取っていることを勘案すると、栗原社長は『肩書だけの社長』であった。

(42) 古森FH会長は、「海外は（吉田）副社長が見ていて、栗原くんは国内を見ていたと聞いている」と述べている（前出東洋経済2017年12月23日号記事56頁）。

(43) 「富士ゼロックスが新たなステージに入った。6月に9年ぶりとなる会長職を置き、2007年から社長を務めた山本忠人氏が就任。国内営業が長い栗原博氏が新社長に就き、経営と執行を分ける体制を構築した」（日刊工業新聞2015年7月15日記事「インタビュー／富士ゼロックス社長・栗原博氏」。下線筆者）。

(44) 本事件と同様に、当事者に不祥事の調査を担当させたことが危機管理の失敗につながったケースとして、東洋ゴム工業の免震ゴム性能偽装事件が挙げられる（樋口（2016）参照）。

ここで不可解なのは山本会長の動向である。山本会長は2007年から2015年まで代表取締役社長を務め、会長就任後も引き続き代表取締役の地位を保持しており、経営面の最高責任者として吉田副社長を掣肘することが可能だったと認められる。本事件についても栗原社長と一緒に報告を受けており、同様に疑問を抱いてしかるべきであったが、調査報告書には山本会長の動きについての記述はまったく無い。また、山本会長はFHの取締役を兼任していたため、会社法第357条第2項に基づき「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき」には直ちにFH監査役会に報告⁽⁴⁵⁾しなければならないが、前記のとおり2016年2月26日の段階で、会計上の問題により45億円もの損失処理が必要と山本会長も認識したにもかかわらず、FH監査役会に報告していない。

これらの事実を勘案すると、山本会長としては、むしろ吉田副社長等による事件隠蔽の動きを黙認していた可能性が強い。前記のとおり栗原社長が本事件の対応で主導権を取れなかった件も、山本会長の意向が反映されていた疑いが残る⁽⁴⁶⁾。なお、山本氏・栗原氏・吉田氏・柳川氏以外のFXの取締役は、NBR紙の報道以前には本事件に関して特段の情報入手していなかったとされる⁽⁴⁷⁾。

FXの監査役は、常勤2人・非常勤2人の体制で、常勤監査役は海外子会社に対する往査を実施し、「子会社等の代表取締役らから2～3時間程度、業務の状況、リスクマネジメント等について確認」（調査報告書21頁）していたが、会計上の影響が大きい子会社が対象であり、FXNZに対する往査は実施されることがなかった。ただし、本事件に関しては、FX経理部及びAPOが、2016年3月期にFXNZについて38百万NZドルの損失処理を実施すること及びターゲットボリューム未達が続出したためMSAを中止したことを報告していたが、FX監査役は「会計上のリスクについては認識していなかった」（前同131頁）とのことである。FXNZの規模からすれば異常に高額な損失処理について、FX監査役が掘り下げた情報収集を実施しなかったのは不可解であるが、詳細は明らかにされていない。

7.2 FX経理部の機能不全

2010年にFX経理部は、FXNZにおいて借入金残高が増加している事情や今後の資金需要について、APOの高木経理部長に具体的に説明するよう求めた。この段階でFXNZがMSAによって業績を伸ばしていることをFX経理部でも認識したと推察される。その後、2015年7月の告発メールがMSAによる売上の過大計上を指摘したことで、2010年の情報と結び付けて不正会計の疑いを持つことは十分に可能であった。さらに同10月の打ち合わせ会議でC①経理部長がMSAの問題点に関する上海会議報告資料を受領したことで、不正会計がほぼ確定的となった。

しかしFX経理部は、吉田副社長等の指示に従って、APO経理部と一緒に損失額の圧縮に努め、一部の損失処理の先送りに同意し、FXNZに対する経営監査部の監査を形骸

(45) FHは監査役会設置会社である。

(46) 前述(5.11参照)のとおり山本氏が、事件隠蔽を図った吉田氏たちと同列の重い処分を受けた事実は、単なる管理責任にとどまらなかったことを示唆している。

(47) 2016年3月期にFXNZについて38百万NZドルの損失処理を実施する件は、前述(5.7参照)のとおりFX取締役会に諮られなかった。

化させ、栗原社長に対するミスリーディングな説明を放置するなど、事件の隠蔽に協力していたと認められる。その背景として、FX 経理部も APO 経理部と同様に「財務会計」と「管理会計」という方向性が異なる業務を所管していたため、目標間のトレードオフによる組織不祥事リスクが発現し、AP 重点戦略の観点から「管理会計」を優先したと認められる⁽⁴⁸⁾。さらに、『実力者』である吉田副社長やパワハラ的人物の柳川専務に対する迎合という側面も否定できない。

7.3 FX 経営監査部の機能不全

FX 経営監査部は社長直属の部署であったが、栗原社長の指示を受けて行われた 2016 年 5 月の監査では、FX 経理部と APO 経理部の担当者を同行させた上に、過去の契約については調査しないよう監査スコープを設定したことで、監査結果も空虚な内容となった。同 12 月の再監査もほぼ同様であり、監査結果は微温的な内容にとどまった。こうした対応ぶりが栗原社長の意図に反していたことは明白である。結局のところ、経営監査部が本事件にまともに取り組むようになったのは、FH が原因究明に乗り出してからであった。前記の FX 経理部と同様に経営監査部も、吉田副社長等に付度して日和見の姿勢だったと推察される。

また、経営監査部では海外担当者がわずか 3 人であったため、FXNZ の監査を実施する際に FX 経理部や APO 経理部の支援を必要としたことも影響していたと考えられる。この点については調査報告書も「(経営監査部が) 独自の方針で主体的に監査を行うことが可能であったのかどうかは疑問がある」「権限、人員、独立性の面から、現在の経営監査部が十分な監査機能を発揮できなかった」(同 158 頁)と指摘している。

7.4 FH に対する警戒心

吉田副社長は、「FX は独立した会社だ」(調査報告書 137 頁)との発言が示すとおり、FX の独立性の確保に執着していた。売上高 1 兆円の大企業という自負心とは裏腹に、FH の子会社と扱われることに対する不満は FX 内で暗黙裡に共有されており、調査報告書も「FX 経営陣が 2 つの大株主の狭間で希求してきた経営の自律性に対する憧れのような思い」(同 186 頁。下線筆者)と指摘している。こうした意識が形成された背景として、これまで FH との実務的なシナジーが少なく、むしろ XL とのつながりが濃厚だったこと⁽⁴⁹⁾に加えて、FH 自身が「FX への信頼と一定のリスペクトのもと、FX の独立性を尊重して事業運営してまいりました」(改善状況報告書 19 頁)と述べているように、これまで FX の独立性をかなりの程度まで容認してきたという経緯⁽⁵⁰⁾が挙げられる。

一般的に、子会社で不祥事が発生した場合、ガバナンス上の責任を問われた親会社側と

(48) 「FX では、海外子会社の予算や業績の管理を経理部総合計画グループが担当しており、適切な会計処理の管理、監督機能を発揮するより業績の管理、達成に重点を置く可能性が存する」(調査報告書 160 頁)。

(49) 2001 年に FH が出資比率を 75% に引き上げた際にも、「富士ゼロックスは米ゼロックスを親会社と思う風潮が強く、富士フィルムによる連結子会社化に戸惑いを隠せなかった」とのことである(日本経済新聞 2017 年 6 月 15 日朝刊記事「17 年目の親子接近」)。

(50) 「2001 年に連結子会社にして以来、足かけ 17 年にわたり主要人事の大半を富士ゼロックス側に任せ、親会社として追認するにとどめてきた」(前出日本経済新聞 2017 年 6 月 15 日朝刊記事)。

しては、子会社に対する監督を強化することが当然に予想される。吉田副社長が本事件の隠蔽を図ったことや、山本会長がそれを黙認していたこと背景には、本事件を契機にFHがFXの経営に容喙し、FXが経営の独立性を失ってしまうのではないかと警戒心が存在したと推察される⁽⁵¹⁾。前記のFX経理部や経営監査部の機能不全に関しても、同様にFHに対する警戒心が影響していた可能性も否定できない。

8. 不適切な会計監査

FHの会計監査人は、2016年3月期までEY系の新日本監査法人が務めていた。FXNZについては、規模的に監査上の重要性が認められないということで、グループ監査の対象外とされていたが、同社の会計監査はニュージーランド所在のメンバーファームである会計事務所①が担当していた。以下の理由から、この会計事務所①によるFXNZの会計監査は不適切だったと推察される⁽⁵²⁾。

- ・会計事務所①は、前述(5.2参照)のとおり2009年10月にMSAに関する見解を作成し、MSAをキャピタルリースに分類するための前提条件として、リース期間基準・現在価値基準が満たされている必要があると指摘した。しかし、その後のMSAの膨張に当たって、同事務所がこれらの前提条件についてチェックした形跡は見当たらない。
- ・2015年9月に会計事務所①は、前述(5.7参照)のとおり貸倒引当金の過少計上・客先在庫の過大計上・スポンサーシップ費用の売上計上などの問題点を指摘するレターを乙CFOに提示しており、遅くともこの段階で不正会計の疑いが濃厚であると認識していた。それにもかかわらず、FXNZの2016年3月期の決算で損失処理額が恣意的に圧縮されたことに対し、会計事務所①が抵抗した形跡は見当たらない。

なお、こうした不正会計に関する情報は、会計事務所①からプライマリー(親会社を担当する監査法人)である新日本監査法人に通報されるはずであるが、実際に通報されたかどうかは不明である。また、2015年7月の告発メールとその対応について、FX側が新日本監査法人と連絡を取っていたかどうか不明である。その一方で、新日本監査法人としては、通常の会計監査の中でFHのリース債権の内訳をチェックした際に、前述(5.3参照)したFXNZの突出ぶりに違和感を持ってしかるべきであった。それを契機にFXNZの財務データを取り寄せれば、FXNZの借入金残高と買掛金残高の異常性も把握され、不正会計発見の糸口となった可能性が高い。新日本監査法人が会計監査人としての注意義務を果たしていたのかどうか疑問が残ると言わざるを得ない。

(51) 「打ち解けない親子関係は、富士ゼロックス幹部が会計を操作する遠因にもなった。好業績こそが独立性を保てる最大の理由だということを、富士ゼロックス幹部は分かっていた」(前出日本経済新聞2017年6月15日朝刊記事)。なお、本事件と同様に、親会社による経営への容喙を避けるため子会社側が不祥事の隠蔽を図ったケースとしてメルシャン循環取引事件が挙げられる(樋口(2012)参照)。

(52) この点について格付け委員会の國廣正委員は、「不正会計を発見することができなかった監査法人の問題点、つまり、FXNZ、FX等はどういうにして監査法人の目を逃れたのか、あるいは、監査法人がどのようにして『見て見ぬふり』をしたのか、についての追及が(調査報告書では)なされていない」(格付け報告書7頁)と批判している。

9. FH のガバナンスの欠如

筆者の調査では、NBR 紙の報道がなされる以前に FH 側が本事件の情報を入手していた形跡はない。また、その後の対応についても、やや時間がかかりすぎた感はあるものの、FH の対応に特段の問題があったとは認められない。その一方で、調査報告書は「今回の事件の遠因として、FH が FX を十分に掌握できていなかった、又はしなかったことを指摘せざるを得ない」「グループ企業としての一体感どころか方向性が共通である印象すら受けない」（同 185 頁）として、FH によるガバナンスの欠如を指摘している。

子会社の経営に親会社がどこまで介入すべきか悩ましい問題である。多業種にまたがるコングロマリット的な形態の場合、親会社がコントロールをあまり強化すれば「角を矯めて牛を殺す」ことになりかねない。また、本事件に関しては、売上額 1 兆円という FX は『大きすぎる子会社』であった上に、FH の本業であるフィルム事業が市場の変化により消滅の危機に直面した際に FX が業績を下支えする状況が続いたため、FX への口出しがさらに困難になっていたと推察される⁽⁵³⁾。しかし、少なくともリスク管理やコンプライアンスに関わる部分については、親会社が子会社側の体制構築やその運用に積極的に関与すべきという点では特に異論はあるまい⁽⁵⁴⁾。少なくとも FX を連結子会社化した 2001 年以降については、FX 及びその子会社のリスク管理面についてガバナンスを発揮しなかったことは不適切と言わざるを得ない。

なお、本事件に付随する問題として、FH が 2017 年 2 月 24 日に 1,500 億円の普通社債を起債（3 月 3 日発行）した件も取り上げておこう。この時点で既に FH 経営陣も相当規模の不正会計が行われていたとの疑いを認識していたにもかかわらず、それを秘したまま社債を発行したことになる（本事件について外部に発表したのは 4 月 20 日）。

この件について FH の助野社長は「社債発行のタイミングまで、影響額がどれぐらいの規模になるか分からなかった。そのため、社債発行はそのまま進めた」⁽⁵⁵⁾と述べているが、前述（5.11 参照）のとおり 2 月 15 日時点で会計リスクの総額を 133 億円とする報告を KPMG から受けており、説得力に乏しい。FH の 2017 年 3 月期の経営指標が売上高 2,322,163 百万円・営業利益 172,281 百万円と堅調で、投資有価証券の売却により純利益は 131,506 百万円と過去最高だったことを考えると、本事件が投資判断に与える影響はそれほど重大ではないが、投資家に対し不誠実であることは否めない⁽⁵⁶⁾。

(53) FH の助野社長は、「富士ゼロックスに対する『過度なリスク』が不適切会計の発覚を遅らせた」「フィルムの不振によって収益がなくなり、経営危機に陥った際も（FX が）利益を出してくれていたの、うるさいことは言えなかった」と語っている（ITmedia オンライン 2017 年 6 月 15 日記事「富士フィルム、不適切会計の裏に何があったのか」）。

(54) 竹内(2017)も、「海外拠点や子会社に対するグループ内部統制の在り方については、『ビジネス面ではキーパーソンに広範な裁量を与える、しかしリスク管理面では連結子会社である以上、上場親会社のスベックに従ってもらう』というスタンスが必要ではないだろうか」（同 117 頁）としている。

(55) 日経ビジネス 2017 年 6 月 26 日号記事「富士フィルム HD に残る疑問」10 頁

(56) 日本取引所自主規制法人の「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」（2016 年 2 月 24 日）は、「不祥事に関する情報開示は、その必要に即し、把握の段階から再発防止策実施の段階に至るまで迅速かつ的確に行う」と規定している。

ちなみに、FHが社債発行を推し進めた背景については、「富士フィルムHDにはこの時期に資金調達をしなければならない理由があった。(中略)4月には子会社の富士フィルムが武田薬品工業の子会社で再生医療向け試薬大手の和光純薬工業をTOB(株式公開買い付け)で買収している。買収金額は、富士フィルムHDが社債発行で調達した金額と同規模の約1,500億円だった。(中略)成長事業のライフサイエンス分野に経営資源を集中する今の富士フィルムHDとしては、『数少ない出物を是が非でも取りたかったのではないか』とある証券アナリストはみる⁽⁵⁷⁾と解説されている。

10. 事件の原因メカニズム

本事件の原因メカニズムを三分類・因果表示法にしたがって整理すると、以下のとおりとなる(図1参照)⁽⁵⁸⁾。

① 直接原因

原因A 海外子会社で長期にわたり大規模な不正会計が行われ、その情報を入手した本社も適切な対応を取らなかったこと

② I種潜在的原因

原因B 内部通報制度の機能不全

原因C APO 内部監査部の機能不全

原因D APO 経理部の機能不全

原因E FX 経理部の機能不全

原因F FX 経営監査部の機能不全

原因G 不適切な会計監査

③ II種潜在的原因

原因H ワンマン経営の放置(原因Aの背景)

原因I 過度のインセンティブ報酬(原因Aの背景)

原因J 海外事業に対する強い期待(原因H・I・K・M・Nの背景)

原因K リスク管理やコンプライアンスの軽視(原因B・Cの背景)

原因L 社外の視点の欠如とFHによる放任(原因Kの背景)

原因M 目標間のトレードオフの発生(原因D・Eの背景)

原因N 吉田副社長による専断と周囲の迎合(原因A・E・Fの背景)

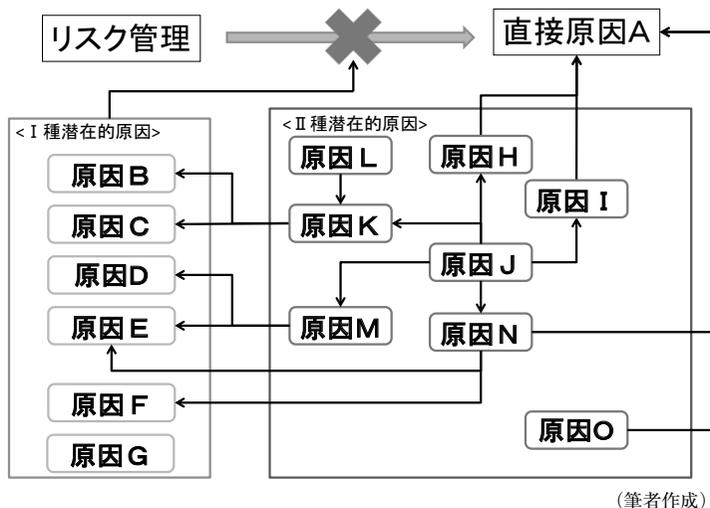
原因O FHに対する警戒心(原因Aの背景)

(57) 前出日経ビジネス2017年6月26日号記事12頁

(58) 三分類・因果表示法は、組織不祥事の原因メカニズムを包括的に理解するために、筆者が樋口(2011)で考案したフレームワークである。組織不祥事の原因を直接原因とI種・II種潜在的原因に分類した上で、因果関係の連鎖の中で一段階上流側に位置することを「背景」と付記し、原因メカニズムの図示に当たっては、矢印の方向で背景を表示する。

直接原因とは、組織不祥事を発現させる直接の引き金となった問題行動であり、何らかの違反行為が組織不祥事を構成するケースでは、当該違反行為自体が直接原因となる。潜在的原因とは、直接原因を誘発又は助長した因果関係に連なる組織上の問題点であり、直接原因の発生を防止するためのリスク管理の不備に関するI種潜在的原因と、それ以外のII種潜在的原因に大別される。詳しくは樋口(2011)を参照されたい。

図1 事件のメカニズム



(筆者作成)

おわりに

FXと同様に日本企業では、買収した欧米企業を現地の経営者に任せきりにして、経営のコントロールを実質的に失ってしまうケースがこれまで散見される⁽⁵⁹⁾。この点について格付け報告書は以下のとおり指摘している。

- ・(國廣正委員)「欧米系の現地トップに対するコントロール不全是多くの日本企業に見られる」「FXNZ, FXAの不正会計の原因としては、海外M&AにおけるPMI(買収後の統合作業)の問題点についての検討が不可欠である」(同6頁)。
- ・(竹内朗委員)「本件は、事業会社(FX)の海外子会社(FXNZ)の経営者が働いた不正会計である。同種の事案は枚挙に暇がなく、海外展開している多くの事業会社が共通のリスクを抱えている。海外子会社における不正会計の発生原因が、インセンティブ報酬、売上至上主義、権限集中、内部統制機能不全にあることもほぼ共通している」(同11頁)。
- ・(塚原政秀委員)「日本企業による海外の子会社に絡んだ不正会計の問題はこのところ、相次いでいる」「海外での子会社の在り方や日本からの親会社のグリップの仕方、少なくとも“丸投げ”は絶対に避けるべきである」(同15頁)。

筆者としては、日本人の抱く「欧米人コンプレックス」、より直接的に申し上げれば「白人や欧米言語に対するコンプレックス」が、外国人経営者に対する遠慮、さらには経営の丸投げにつながっているように感じている⁽⁶⁰⁾。この問題の解明については、今後の研究

(59) その典型として、東芝が買収した米国原子力企業 WEC で巨額損失が発生した事案が挙げられる(樋口(2017), 252-253頁)。

(60) 古森FH会長は、「富士ゼロックスは西洋人の扱いに慣れていなかった。それに乗じる人間もいたということだ」と述べている(前出東洋経済2017年12月23日号記事56頁)。

に俟つこととしたい。

[参考資料]

第三者委員会 (2017) 「調査報告書」

第三者委員会報告書格付け委員会 (2017) 「第14回格付け結果」

竹内朗 (2017) 「企業不祥事の事例分析 富士ゼロックス不正会計問題」『月刊監査役』
673号, 100-120頁

樋口晴彦 (2011) 「組織不祥事の原因メカニズムの分析 —18事例に関する三分類・因果表示法を用いた分析と原因の類型化—」『CUC Policy Studies Review』30号, 13-24頁

樋口晴彦 (2012) 「メルシャン循環取引事件の事例研究」『千葉商大論叢』50 (1), 71-83頁

樋口晴彦 (2013) 「東海ゴム工業の労働安全衛生法違反事件の事例研究」『危機管理システム研究学会 (ARIMASS) 研究年報』11号, 1-9頁

樋口晴彦 (2014) 「オリンパス不正会計事件の事例研究」『千葉商大論叢』51 (2), 189-231頁

樋口晴彦 (2016) 「東洋ゴム工業の免震ゴム事件等の事例研究」『千葉商大紀要』54 (1), 57-98頁

樋口晴彦 (2017) 『東芝不正会計事件の研究 -不正を正当化する心理と組織-』白桃書房

樋口晴彦 (2021) 「UKC不正会計事件の事例研究」『千葉商大紀要』59 (1), 67-86頁

富士フィルムホールディングス (2018) 「改善状況報告書」

(2024.3.18 受稿, 2024.6.17 受理)

— Abstract —

Study of the Fraudulent Accounting Case in Fuji Xerox Co.

This paper is a study of the fraudulent accounting case at overseas subsidiaries of Fuji Xerox Co. The company had originally had an attitude of focusing on performance and neglecting risk management, and in response to the slump in its domestic sales, it had put heavy pressure on its overseas business with strong expectations for business expansion in the Asia-Pacific region. As a result, overseas subsidiary managers committed accounting fraud and the risk management sections became dysfunctional. Furthermore, even after receiving information about the accounting fraud, the company took no prompt action, and instead attempted to cover up the case, due to the arbitrary decisions by some executives and the pandering of the risk management sections, as well as the company's wariness against its parent company, Fujifilm Holdings.

記事訂正とお詫び

『千葉商大紀要』第61巻 第3号（2024年3月31日発行）1ページのヘッダー部「千葉商大紀要 第61巻 第3号（2024年3月）pp. 1-18」の表記が誤ったものとなっていました。

正しくは以下の通りです。

「千葉商大紀要 第61巻 第3号（2024年3月）pp. 1-19」

『千葉商大紀要』をご覧いただいた皆さま，ならびに関係各位にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上1点，ご訂正いただきますようお願い申し上げます。

千葉商科大学国府台学会

運営委員会委員

(ABC順)

赤木	茅	(基盤教育機構)
荒川	敏彦	(商経学部)
出口	弘	(商経学部)
藤井	紘司	(人間社会学部)
○合原	理映	(商経学部)
五反田	克也	(国際教養学部)
平原	隆史	(政策情報学部)
河田	美智子	(商経学部)
箕原	辰夫	(政策情報学部)
大賀	紀代子	(商経学部)
小黒	岳志	(商経学部)
大風	薫	(商経学部)
大下	剛	(サービス創造学部)
◎相良	陽一郎	(商経学部)
手賀	洋一	(国際教養学部)
鷲谷	浩輔	(基盤教育機構)
横山	真弘	(サービス創造学部)
吉田	正人	(人間社会学部)
朱	珉	(商経学部)

◎委員長

○副委員長

©

2024年7月31日発行

千葉商大紀要 第62巻 第1号

(通巻第200号)

編集発行者 千葉商科大学
国府台学会

発行所 千葉県市川市国府台1-3-1
(〒272-8512)
電話 (047) 372-4111(代)

印刷所 株式会社 CUC サポート
ドキュメントセンター
千葉県市川市国府台1-3-1
(〒272-8512)
電話 (047) 710-4672

CHIBA SHODAI KIYO

(The Journal of Chiba University of Commerce)

Vol. 62 No. 1 July 2024

Articles

- Analysis of Smartphone-native Attitudes Toward ChatGPT and Machine Translation
 *SAKAI, Shien* (1)
OHKATSU, Hirofumi
KATO, Sumie
TSUCHIYA, Kagari
- A Perspective on Categories in Cognitive Semantics and Sedmantic Changes of Certain Words (5)
 —Universality in Semantic Change— *MATSUMOTO, Riichiro* (15)
- Early Uses of the Concept of Charisma in Max Weber (1)
 —Charisma and the Paradox of Rejecting the World in Protestant-treatise—
 *ARAKAWA, Toshihiko* (33)
- What Kind of City can Achieve both High Sustainability and High Well-being?
 *TANAKA, Shinichiro* (49)
- New Representations of Perfect Numbers Using Divisor Functions
 *NAGAO, Take-Yuki* (69)
- Study of the Fraudulent Accounting Case in Fuji Xerox Co.
 *HIGUCHI, Haruhiko* (77)

KONODAI INSTITUTE

Chiba University of Commerce

Konodai, Ichikawa, Chiba, Japan